

厚生労働省 行政事業レビュー

(公開プロセス)

令和5年6月2日(金)

会場：中央合同庁舎第5号館(省議室)



厚生労働省 行政事業レビュー(公開プロセス)

令和5年6月2日(金)

(10:00~17:00)

会場: 中央合同庁舎第5号館(9階省議室)

1. 議事(対象事業)

開催日	時間	対象事業	グループ
6月2日 (金)	10:00	開会	
	10:05~ 10:55	未払賃金立替払事務実施費<労働基準局>	①
	11:05~ 11:55	求職者支援制度に必要な経費 <職業安定局、人材開発統括官>	①
	13:00~ 13:50	がん診療連携拠点病院機能強化事業等<健康局>	②
	14:00~ 14:50	在宅福祉事業費補助金<老健局>	②
	15:00~ 15:50	歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業<医政局>	③
	16:00~ 16:50	社会福祉施設等施設整備費補助金<障害保健福祉部>	③
		閉会	

2. 外部有識者(五十音順、敬称略)

赤井 伸郎	大阪大学国際公共施策研究科教授	①②③ に参加
伊藤 由紀子	津田塾大学総合政策学部教授	①②③ に参加
井野 麻美	前(一財)日本財団電話リレーサービス 常務理事	① に参加
大橋 弘	東京大学副学長・公共政策大学院教授・ 大学院経済学研究科教授	①②③ に参加
大屋 雄裕	慶應義塾大学法学部 教授	①②③ に参加
加藤 達也	公認会計士	① に参加
関 ふ佐子	神奈川大学法学部 教授	② に参加
高久 玲音	一橋大学経済学研究科・経済学部 准教授	②③ に参加
寺田 麻佑	一橋大学ソーシャル・データサイエンス研究科教授	③ に参加
中益 陽子	亜細亜大学法学部 教授	③ に参加

事業番号

2023 - 厚労 - 22 - 0509

		令和5年度行政事業レビューシート			(厚生労働省)		
事業名	未払賃金立替払事務実施費			担当部局	労働基準局	作成責任者	
事業開始年度	昭和51年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	監督課	竹野 佑喜	
会計区分	労働保険特別会計労災勘定						
根拠法令(具体的な条項も記載)	賃金の支払の確保等に関する法律第7条 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第6号			関係する計画、通知等	-		
政策	施策大目標3 労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること			主要経費	雇用労災対策費		
施策	施策目標Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること						
政策体系・評価書URL	https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/dl/r04_jizenbunseki/III-3-2.pdf						
事業の目的(5行程度以内)	企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者について、その未払賃金の一部を事業主に代わって立替払することにより、労働者とその家族の生活の安定を図る。						
現状・課題(5行程度以内)	新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞に伴い、中小・小規模事業者等を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にあることに加え、円安等による原材料、輸送コスト等の高騰により、今後、事業継続が困難となる企業から賃金が未払のまま退職を余儀なくされる労働者が増えることも想定される中、セーフティネットとして本事業の確実・迅速な実施がより一層求められる。						
事業概要(5行程度以内)	未払賃金立替払事業は、企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の8割を政府が事業主に代わって立替払するものである。立替払の対象となる賃金は定期賃金、退職手当である。本事業は、労働保険特別会計労災勘定の社会復帰促進等事業として実施しており、立替払に必要な額を「未払賃金立替払事業費補助金」として独立行政法人労働者健康安全機構に交付している。労働者健康安全機構は、事業主より得た回収金と同補助金と併せ、立替払の原資として実施している。						
事業概要URL	https://www.johas.go.jp/Portals/0/data0/kinrosyashien/pdf/tatekaebaraiseido annai R402.pdf						
実施方法	直接実施、補助						
補助率等	独立行政法人労働者健康安全機構が実施する未払賃金立替払について、当該経費の一部を補助【補助率100%】						
予算額・執行額(単位:百万円)(インプット)	予算の状況	当初予算(A)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
		補正予算(B)	7,921	22,188	22,082	11,411	-
			2,709	-	-	-	-
		前年度から繰越し(C)	-	-	-	-	-
		翌年度へ繰越し(D)	-	-	-	-	-
		予備費等(E)	-	-	-	-	-
		計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	10,630	22,188	22,082	11,411	-
執行額(G)	10,262	3,025	5,545				
執行率(%) =(G)/(F)	97%	14%	25%				
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%) =(G)/[(A)+(B)]	97%	14%	25%				
令和5・6年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算項・目		令和5年度当初予算	令和6年度要求	主な増減理由(・要望額・予備費)		
	(項)	社会復帰促進等事業費					
	(目)	未払賃金立替払事業費補助金	10,172				
	(目)	諸謝金	1,098				
	(目)	労働保険業務庁費	96				
	(目)	庁費	30				
	(目)	職員旅費	12				
	(目)	委員等旅費	3				
	その他		-				
	計(A)	11,411	-				

活動内容① (アクティビティ)	企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者について、その未払賃金の一部を事業主に代わって立替払する。								
↓									
活動目標及び活動実績 ① (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
	労働者とその家族の生活の安定を図る国のセーフティネットとして機能する。	未払賃金立替払支給者数 (経済動向等に左右されるものであるため、あらかじめ見込みを立てることは困難)	活動実績 当初見込み	人	23,992 -	23,684 -	14,203 -	- -	- -
↓	成果目標①-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)	労働者とその家族の生活の安定を図る国のセーフティネットとして機能するためには、請求書の受付日から支払日までの期間をできるだけ短くすることがセーフティネットとしての機能確保に繋がるため。							
成果目標及び成果実績 ①-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 5年度	
	不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を「平均20日以内」とする。	請求書の受付日から支払日までの期間	成果実績	日	14.4	14.6	14.7	-	
			目標値	日	20	20	20	20	
達成度			%	72	73	73.5	-		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	(独)労働者健康安全機構調べ			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 達成度 令和2年度:128% 令和3年度:127% 令和4年度:126.5% </div>					
アウトカム設定について の説明	アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由								
	-								
	アクティビティ①についてアウトカムが複数設定できない理由								
経済動向等に左右されるものであり、あらかじめ長期目標を立てることは困難なため。									

アクティビティから長期アウトカムについて6つ以上記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載	チェック	
---	------	--

厚生労働省
5,545百万円

〔事業管理、事業者への指導等〕

【補助金等交付】

A. (独)労働者健康
安全機構
4,419百万円

立替払の請求の受理・審査、
立替払の決定・立替払賃金の
送金、事業主に対する求償等

【随意契約(少額)】

D. (福)東京コロニー東京
都大田福祉工場
0.2百万円

未払賃金立替払事業における
各種様式の印刷

【随意契約(少額)】

G. サンテックサービス
(株)
0.1百万円

未払賃金立替払事業における
業務関係資料等及び各種様式
の発送

B. 東京労働局
150百万円

倒産認定や未払賃金等の確認
に係る調査等

【随意契約(少額)】

E. (福)東京コロニートー
コロ青葉ワークセンター
0.1百万円

未払賃金立替払事業における
業務関係法令集の発送

【随意契約(少額)】

C. (有)正陽印刷
0.5百万円

未払賃金立替払事業における
業務関係法令集の印刷

【随意契約(少額)】

F. (株)内山回漕店
0.1百万円

未払賃金立替払事業における
業務関係資料等及び各種様式
の発送

資金の流れ
(資金の受け取り先が
何を行っているかにつ
いて補足する)
(単位:百万円)

A.			B.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
立替払金	未払賃金立替払請求者への立替払金	4,419	諸謝金	立替払実地調査員等の謝金	145
-	-	-	庁費	郵送料、消耗品費等	3
-	-	-	労働保険業務庁費	労働保険料	2
計		4,419	計		150
C.			D.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
印刷費	業務関係法令集の印刷	0.5	印刷費	業務関係法令集の印刷	0.2
計		0.5	計		0.2
E.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
発送費	業務関係資料等及び各種様式の発送	0.1	発送費	業務関係資料等及び各種様式の発送	0.1
計		0.1	計		0.1
G.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
発送費	業務関係資料等及び各種様式の発送	0.1	-	-	-
計		0.1	計		
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載					チェック

費目・使途
(「資金の流れ」において
ブロックごとに最大の金
額が支出されている者
について記載する。費目と
使途の双方で実情が分
かるように記載)

未払賃金立替払事務実施費

厚生労働省 労働基準局監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

未払賃金立替払事業

令和5年度予算額 114.1億円 (220.8億円) うち補助金額101.7億円 (208.1億円)

※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

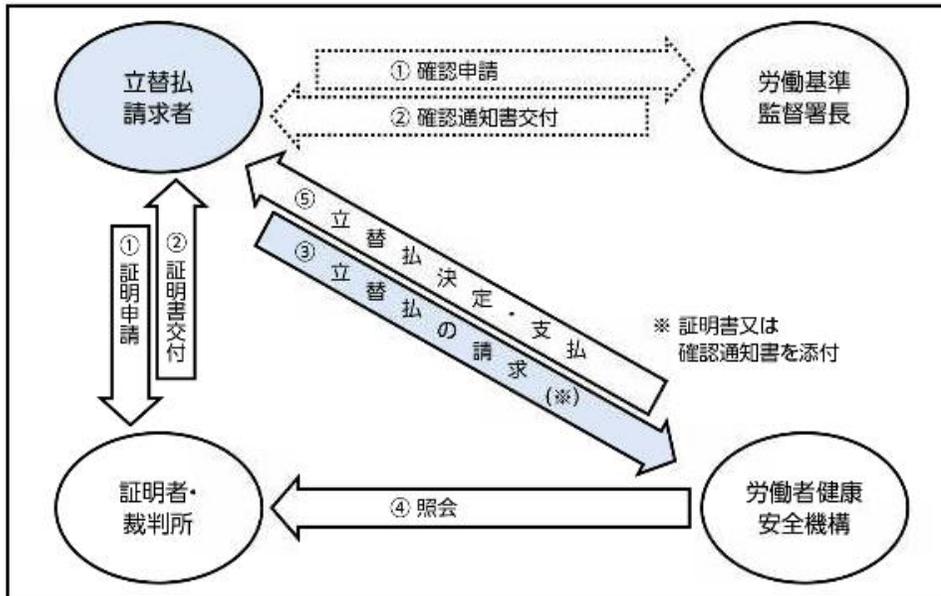
未払賃金立替払制度は、企業が倒産したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、労働者の請求に基づき、未払賃金の一定範囲のものを政府が事業主に代わって支払う制度であり、労働者とその家族の生活のセーフティネットとして定着。

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、円安等による原材料、輸送コスト等の高騰により倒産に至り、賃金が未払のまま退職を余儀なくされる労働者が増えることが想定される中、セーフティネットとしての本制度の確実・迅速な実施はより一層求められるところとなる。

このような状況を踏まえ、立替払の原資を確保するとともに、引き続き、立替払迅速化のための対策を推進し、労働者とその家族の生活不安の早期解消を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業スキーム】



実施主体

独立行政法人労働者健康安全機構

【事業概要】

- 企業倒産により賃金未払のまま退職した労働者に対し未払賃金の一部を立替払する制度

【立替払の対象となる賃金】

- 退職日の6か月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している未払賃金

【立替払の額】

- 未払賃金総額の8割（限度あり）

【求償について】

- 立替払を行った場合、労働者健康安全機構が賃金債権を代位取得し、事業主に対して求償する。事業主が賃金支払義務を免れるものではない。

【賃金不払等への対応】

- 労働基準法第24条は事業主の賃金支払義務を規定しており、法違反が認められた場合には指導を行う。改善が図られないなど重大・悪質な場合には送検する場合がある。
- 不正受給の場合には詐欺罪として刑事告発を行うほか、立替払された金額の返還及びそれに相当する金額の納付を命じることになる。

未払賃金立替払事業の現状

- ① 未払賃金立替払事業の支給実績（立替払額）は、令和3年度においては全て前年同月を下回った。
このことは、新型コロナウイルス関連倒産や解雇などを防止するため、低金利融資、各種補助金・助成金の支給などの政策的支援が実施されたことにより、倒産件数が低水準であったことの影響と考えられる。
- ② しかしながら、令和4年度に入り、こうした各種支援策の廃止などの影響に加え、人件費高騰、円安等による原材料、輸送コスト等の高騰により、倒産件数は増加傾向にあり、未払賃金立替払の支給実績も同様である。
- ③ 令和5年度においてもこの傾向は続くものと考えており、賃金が未払のまま退職を余儀なくされる労働者の増加が懸念される。本事業がセーフティネットとして機能するためには、仮に今後立替払額が増加したとしても、必要な予算の確保を含め、本事業を確実・迅速に実施できるようにすることが一層求められる。

【月別の支給実績等】

年・月	倒産件数 (件)	立替払額 (億円)	支給者数 (人)	企業数 (件)	年・月	倒産件数 (件)	立替払額 (億円)		支給者数 (人)	企業数 (件)	年・月	倒産件数 (件)	立替払額 (億円)		支給者数 (人)	企業数 (件)
							前年同月 比 (%)						前年同月 比 (%)			
令和2年4月	743	9.4	2,525	240	令和3年4月	477	3.5	38	1,117	78	令和4年4月	486	3.9	109	950	117
令和2年5月	314	6.6	2,035	123	令和3年5月	472	2.4	36	820	74	令和4年5月	524	3.0	125	857	79
令和2年6月	780	8.3	2,685	199	令和3年6月	541	3.0	37	961	70	令和4年6月	546	3.1	103	917	111
令和2年7月	789	11.8	4,256	244	令和3年7月	476	2.8	24	906	72	令和4年7月	494	3.7	134	1,113	82
令和2年8月	667	6.6	2,075	157	令和3年8月	466	2.5	37	732	86	令和4年8月	492	4.4	179	1,390	127
令和2年9月	565	10.0	2,056	184	令和3年9月	505	2.6	26	692	55	令和4年9月	599	3.4	128	878	87
令和2年10月	624	6.3	1,711	157	令和3年10月	525	3.7	58	833	68	令和4年10月	596	2.8	77	647	82
令和2年11月	569	4.6	1,318	109	令和3年11月	510	2.3	49	614	68	令和4年11月	581	5.6	246	1,712	159
令和2年12月	558	7.3	1,532	110	令和3年12月	504	4.3	59	761	70	令和4年12月	606	4.0	93	976	86
令和3年1月	474	5.2	1,260	77	令和4年1月	452	4.0	76	889	76	令和5年1月	570	6.6	168	1,968	142
令和3年2月	446	2.9	1,050	81	令和4年2月	459	1.9	65	584	77	令和5年2月	577	3.0	157	1,035	89
令和3年3月	634	4.8	1,181	110	令和4年3月	593	4.0	70	651	78	令和5年3月	809	4.9	145	1,760	124
合計	7,163	84.1	23,684	1,791	合計	5,980	36.4	43	9,560	872	合計	6,880	48.6	133	14,203	1,285

倒産件数（出所：東京商工リサーチ）
立替払額（億円）、支給者数（人）、企業数（件）
（出所：独立行政法人労働者健康安全機構）

※立替払額の各月の金額は四捨五入しているため
合計額と合致しない。
※「前年同月比」は立替払額の前年同月比

論点と見直しの方向性

論点

(1) 原材料等の高騰などにより倒産に至り、賃金が未払のまま退職を余儀なくされる労働者が今後増加することが想定される中、労働者やその家族の生活を支えるセーフティネットとしての本制度の確実・迅速な実施が一層求められることとなる。立替金の早期支払のため、事業の運営方法を見直し、より効率的な方策を検討すべきではないか（現在、不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間についての目標値を「平均20日以内」としている。）。

【受付日から支払日までの期間（実績）】

年度	成果実績（日）	目標値（日）	達成度（%）
令和2年度	14.4	20	128
令和3年度	14.6	20	127
令和4年度	14.7	20	126.5

(2) 制度の不知により制度利用できない方がいるのではないかな。

見直しの方向性

(1) 立替払の迅速化と利便性の向上

セーフティネットである立替払がより迅速に行われるようにするとともに、請求に当たって利便性の向上を図るため、①オンライン化の推進、②関係機関との連携強化を行う。

(2) 制度の周知について

更なる制度周知を図るため、周知方法の充実や周知先の拡大を図る。

論点（１）への対応

論点：原材料等の高騰などにより倒産に至り、賃金が未払のまま退職を余儀なくされる労働者が今後増加することが想定される中、労働者やその家族の生活を支えるセーフティネットとしての本制度の確実・迅速な実施が一層求められることとなる。立替金の早期支払のため、事業の運営方法を見直し、より効率的な方策を検討すべきではないか。

見直しの方向性：セーフティネットである立替払がより迅速に行われるようにするとともに、請求に当たって利便性の向上を図るため、①オンライン化の推進、②関係機関との連携強化を行う。

1. オンライン化の推進

(現状)

- 立替払請求者から労働者健康安全機構（機構）への請求は、紙ベースで行われており、郵送に係る費用・時間を要する。また、請求書には、請求者が氏名、住所、請求金額、振込先口座番号などの情報を記入することになっている。
- 請求・支払は機構のシステムで管理しているところ、請求に係る情報は、機構の職員がシステムに手入力する必要がある。また、この情報には誤記入も少なからず認められ、確認に時間を要する。
- 「事実上の倒産」の場合は、労働基準監督署（署）がそのことを認定し、認定通知書を機構に郵送している。認定に係る情報は、機構の職員がシステムに手入力する必要がある。

(見直し後)

- 立替払請求者からの請求をオンライン（電子申請）化することにより、郵送に係る費用・時間を削減する。また、マイナポータルから公金受取口座情報等を取得できるようにする。これにより、請求者が当該情報を入力する手間を省ける。
- 請求に係る情報を機構の職員がシステムに手入力する手間も省ける。また、機構の職員が誤記入の確認・補正等をする必要もなくなる。
- 「事実上の倒産」の場合は、署が署のシステムに入力した認定に係る情報が、機構のシステムにも共有されるよう、システム間連携を図る。これにより、郵送に係る費用・時間を削減する。認定に係る情報を機構の職員がシステムに手入力する手間も省ける。

論点（１）への対応

論点：原材料等の高騰などにより倒産に至り、賃金が未払のまま退職を余儀なくされる労働者が今後増加することが想定される中、労働者やその家族の生活を支えるセーフティネットとしての本制度の確実・迅速な実施が一層求められることとなる。立替金の早期支払のため、事業の運営方法を見直し、より効率的な方策を検討すべきではないか。

見直しの方向性：セーフティネットである立替払がより迅速に行われるようにするとともに、請求に当たって利便性の向上を図るため、①オンライン化の推進、②関係機関との連携強化を行う。

２．関係機関との連携強化

（現状）

- ・ 法律上の倒産の際に破産管財人等の証明が適正に行われるよう、都道府県弁護士会等の主催による未払賃金立替払制度に関する研修会を実施している（令和４年度は６回実施。対象者は計２４９名）。研修会では、証明に当たっての留意事項を説明するとともに、具体的事例の紹介を行っている。
- ・ 地方裁判所に赴き、同制度の運営状況について説明を行うとともに、同制度の円滑な運営について協力を依頼している（令和４年度は３か所で実施。対象者は裁判官計５名、書記官計２７名）。
- ・ 機構内部の業務打合会を定期的を開催し、職員の情報共有と審査能力の向上を図っている（令和４年度は９回開催）。

（見直し後）

- ・ 立替払の確実な実施と更なる迅速化を図るため、弁護士会等の主催による研修会や地方裁判所への協力要請の充実に向けた働きかけを行う。
- ・ また、機構職員への研修についても、実施回数や研修内容の見直しを行い、更なる審査能力の向上を行うことで、より確実・迅速な処理を図る。

論点（２）への対応

論点：制度の不知により制度利用できない方がいるのではないか。

見直しの方向性：更なる制度周知を図るため、周知方法の充実や周知先の拡大を図る。

周知方法の充実・周知先の拡大

（現状）

- ・ 機構において、制度概要や請求書の提出先、相談コーナーの案内等をまとめたリーフレットを作成し、裁判所や関係機関に配布している。
- ・ 機構ホームページに、チャット方式で質問に答える「未払賃金立替払事業のチャットボット」を設定し、請求者等からの質問に24時間対応している。
- ・ なお、未払賃金立替払制度については、賃金未払いに係る相談が労働基準監督署にあった際に、署から併せて説明することが多い。相談者が同制度を知らない場合には、署が丁寧に説明を行っている。

（見直し後）

- ・ リーフレット等の印刷媒体のほか、SNS、動画配信などの手法により、広く制度の周知を行う。労働基準監督署における関係機関との立替払制度の周知に関する連携の好事例を収集し、水平展開を行う。弁護士会等の関係機関に対しても、周知について更なる協力要請を行う。
- ・ 相談内容のカテゴリや傾向を分析して、チャットボットに反映し、精度の向上を図る。これにより、請求者等に対し、よりの確かつ分かりやすく制度を理解いただくことが可能となる。

(参考1) 未払賃金立替払制度の概要①

- 企業倒産により賃金未払のまま退職した労働者に対し未払賃金の一部を立替払する制度（根拠法：賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号））
- 独立行政法人労働者健康安全機構が支払等の業務を実施

1 要件

(1) 事業主に係る要件

- ① 労災保険の適用事業の事業主、かつ、1年以上事業を実施
- ② 倒産したこと
 - ア 法律上の倒産
破産手続開始の決定（破産法）、特別清算手続開始の命令（会社法）、再生手続開始の決定（民事再生法）、更生手続開始の決定（会社更生法）
 - イ 事実上の倒産（※中小企業事業主のみ）
事業活動停止、再開見込みなし、賃金支払能力なし（労働基準監督署長の認定）
 - ※ 中小企業事業主とは、以下のいずれかに該当する事業主をいう
 - ・資本金の額等が3億円以下又は労働者数が300人以下で、以下の業種以外の業種
 - ・資本金の額等が1億円以下又は労働者数が100人以下の卸売業
 - ・資本金の額等が5千万円以下又は労働者数が100人以下のサービス業
 - ・資本金の額等が5千万円以下又は労働者数が50人以下の小売業

(2) 労働者に係る要件

- ① 破産手続開始等の申立て（事実上の倒産の認定申請）の6か月前の日から2年間に退職
- ② 未払賃金額等について、法律上の倒産の場合には、破産管財人等が証明（事実上の倒産の場合には、労働基準監督署長が確認）
- ③ 破産手続開始の決定等（事実上の倒産の認定）の日の翌日から2年以内に立替払請求

2 立替払の対象となる賃金

退職日の6か月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している未払賃金（定期給与と退職金（ボーナスは含まず。）。ただし、総額2万円未満のときは対象外。）

(参考1) 未払賃金立替払制度の概要②

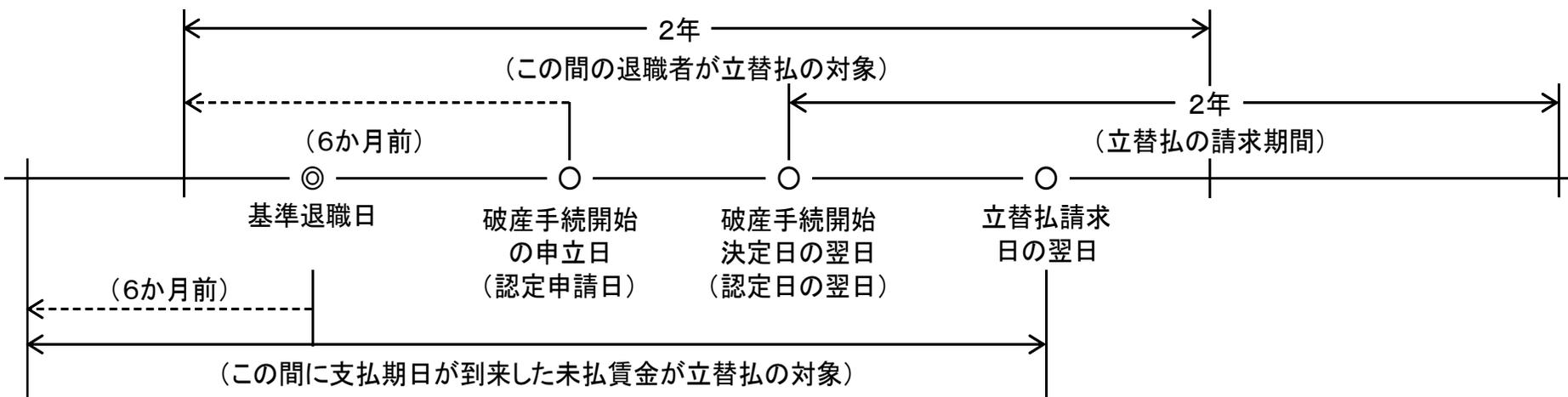
3 立替払の額

未払賃金総額の8割（限度あり）

退職日における年齢	未払賃金総額の限度額	立替払の上限額
45歳以上	370万円	296万円 (370万円×0.8)
30歳以上45歳未満	220万円	176万円 (220万円×0.8)
30歳未満	110万円	88万円 (110万円×0.8)

例) 退職日に35歳で未払賃金が200万円の場合は、立替払額160万円
退職日に35歳で未払賃金が300万円の場合は、立替払額176万円

(対象期間等)



(参考1) 未払賃金立替払制度の概要③

4 不正受給が行われた場合

偽りその他不正の行為により立替払金を得た場合や、事業主が不正に加担し偽りの報告又は証明をしたため立替払金が支払われた場合には、それらの行為により立替払金を得た者及びそれに加担した者に対して詐欺罪として刑事告発を行うこととなります。

また、偽りその他不正の行為により立替払金を得た者や、それに加担した事業主については、国から、立替払された金額の返還及びそれに相当する金額の納付（いわゆる倍返し）が命じられることとなります。

5 立替払金の求償

1 求償権の行使

立替払を行ったときは、機構は、民法第499条の規定により、立替払金に相当する金額について立替払を受けた労働者の賃金請求権を代位取得します。

機構は、国の債権の管理等に関する法律に準じ代位取得した賃金債権により、事業主等に対して求償を行います。

具体的には、法律上の倒産の場合は、破産管財人等に対して、当月内に立替払した分をまとめて翌月上旬に代位取得及び支払内容を通知し、破産管財人等から賃金債権の裁判所への届出の回答を受け取った後、翌月末までに破産債権届出書又は破産債権名義変更届出書を裁判所へ提出します。事実上の倒産の場合は、事業主に対して、当月内に立替払した分をまとめて翌月上旬に支払内容を通知するとともに、賃金債務の弁済を請求します。**機構から立替払があったからといって、事業主は賃金支払義務を免れるものではありません。**

2 立替払金の充当について

立替払金の充当の順位は、民法第488条及び機構業務方法書により、退職手当に充当し次に定期賃金に充当します。その際、定期賃金に弁済期が異なるものがあるときは、それぞれ弁済期が到来した順序に従い充当します。

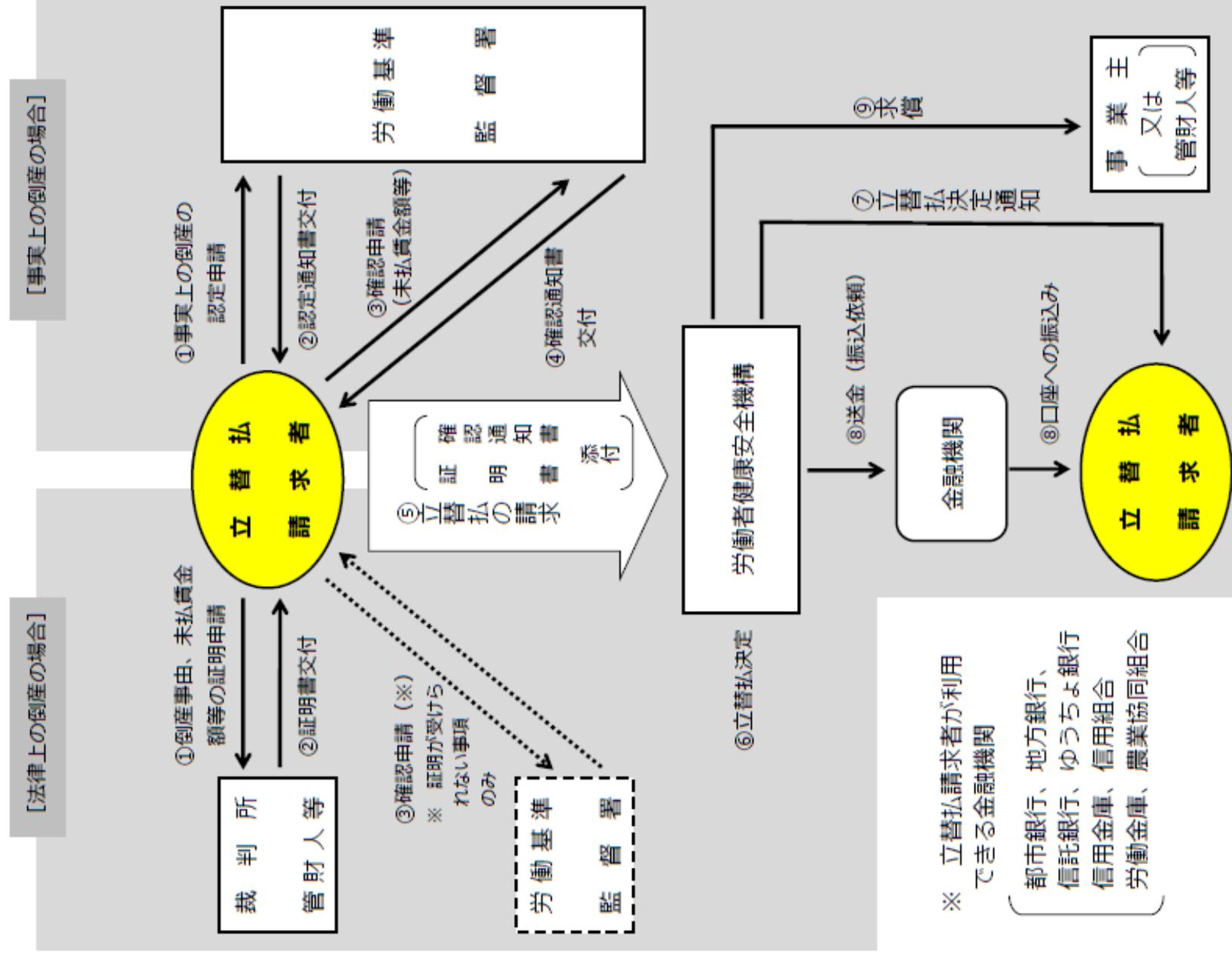
なお、破産手続においては、機構の立替払金は、弁済期が同じ債権については、労働者の賃金請求権と同一の性質を有するため、実務上、財団債権部分と優先的破産債権部分の比率に応じて按分する取扱いとしています。

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
回収金額（百万円）	2,179	1,825	2,415	2,037	1,328

出所：独立行政法人労働者健康安全機構

(参考2) 立替払手続の流れ

立替払手続の流れ



(参考3) 立替払事業の事業主の要件

労働保険の社会復帰促進等事業の
一環として行われている

第1
要件

労働保険の適用事業
の事業主であること

(賃確法第7条)

労災保険に加入している暫定任意
適用事業の事業主

請負事業の一括の適用事業は
「その適用がない」ものとした
場合における事業の事業主

第2
要件

1年以上の期間にわたり
事業を行っていたこと

(賃確法第7条)

(賃確則第7条)

第3
要件

一定の倒産事由に該当
することとなったこと

(賃確法第7条)

破産手続開始の決定があったこと

(賃確法第7条)

特別精算開始の命令を受けたこと

(賃確令第2条)

再生手続開始の決定があったこと

(賃確令第2条)

更生手続開始の決定があったこと

(賃確令第2条)

事実上の倒産の状態になったこと
について労働基準監督署長の認定
があったこと

(賃確令第2条)

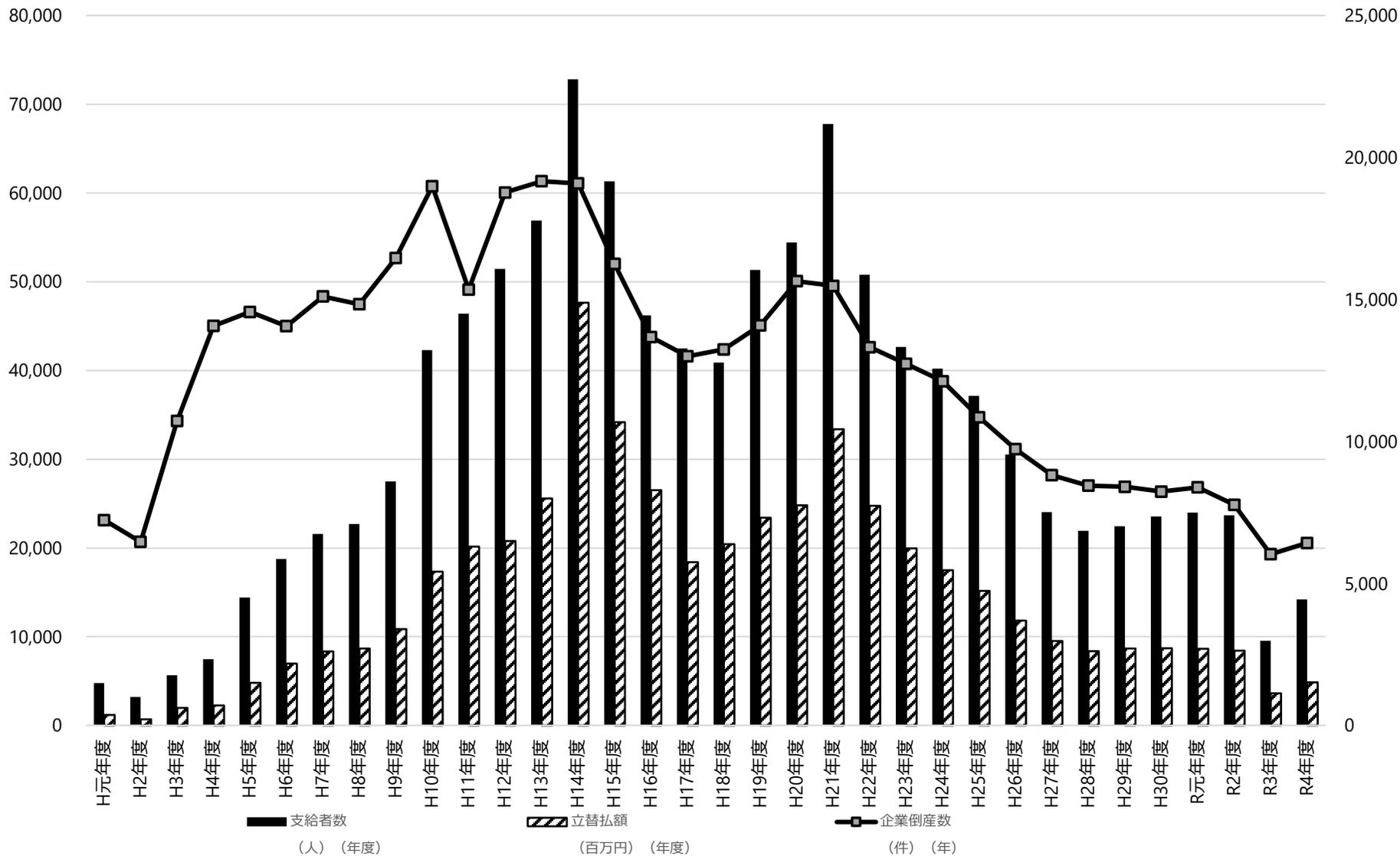
(賃確則第8条)

(参考4) 景気動向と立替払の比較

支給者数 (人) (出所: 独立行政法人労働者健康安全機構)
 立替払額 (百万円) (出所: 独立行政法人労働者健康安全機構)

企業倒産件数 (出所: 東京商工リサーチ)

景気動向と立替払の比較



(参考5) 未払賃金の立替払事業の実施状況

出所：独立行政法人労働者健康安全機構

年度	企業数 (件)	支給件数 (件)	立替払額 (百万円)	未払賃金立替払事務実施 費当初予算額 (百万円)	未払賃金立替払事務実 施費執行額 (百万円)
平成30年度	2,134	23,554	8,696	7,126	7,093
令和元年度	1,991	23,992	8,638	7,019	7,331
令和2年度	1,791	23,684	8,411	7,921	10,262
令和3年度	872	9,560	3,642	22,188	3,025
令和4年度	1,285	14,203	4,856	22,082	5,545

令和元年度 予備費等：345百万円
令和2年度 補正予算：2,709百万円

(参考6) 参照条文①

○賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

第七条 政府は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第八条の規定の適用を受ける事業にあつては、同条の規定の適用がないものとした場合における事業をいう。以下この条において同じ。)の事業主(厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたつて当該事業を行つていたものに限る。)が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなつた場合において、当該事業に従事する労働者で政令で定める期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金(支払期日の経過後まだ支払われていない賃金をいう。以下この条及び次条において同じ。)があるときは、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百七十四条第二項から第四項までの規定にかかわらず、当該労働者(厚生労働省令で定める者にあつては、厚生労働省令で定めるところにより、未払賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けた者に限る。)の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち政令で定める範囲内のものを当該事業主に代わつて弁済するものとする。

第八条 偽りその他不正の行為により前条の規定による未払賃金に係る債務の弁済を受けた者がある場合には、政府は、その者に対し、弁済を受けた金額の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、当該偽りその他不正の行為により弁済を受けた金額に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2 前項の場合において、事業主が偽りの報告又は証明をしたため当該未払賃金に係る債務が弁済されたものであるときは、政府は、その事業主に対し、当該未払賃金に係る債務の弁済を受けた者と連帯して、同項の規定による返還又は納付を命ぜられた金額の納付を命ずることができる。

3 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十七条及び第四十一条の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額について準用する。

4 政府は、第一項又は第二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の返還又は納付に係る事務の実施に関して必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定に該当する者（同項の規定に該当すると認められる者を含む。 ）又は事業主に対し、未払賃金の額、賃金の支払状況その他の事項についての報告又は文書の提出を命ずることができる。

第九条 この章に規定する事業は、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条第一項第三号に掲げる事業として行う。

(参考6) 参照条文②

○賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第百六十九号）

第二条 法第七条の政令で定める事由は、次に掲げる事由(第四号に掲げる事由にあつては、中小企業事業主に係るものに限る。)とする。

- 一 特別清算開始の命令を受けたこと。
- 二 再生手続開始の決定があつたこと。
- 三 更生手続開始の決定があつたこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、事業主(法第七条の事業主をいう。以下同じ。)が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として厚生労働省令で定める状態になつたことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に係る事業(同条の事業をいう。以下同じ。)を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があつたこと。

○賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十六号）

第七条 法第七条の厚生労働省令で定める期間は、一年とする。

第八条 令第二条第一項第四号の厚生労働省令で定める状態は、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこととする。

○労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）

第二十九条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、次の事業を行うことができる。

- 一 (略) ※社会復帰促進事業
- 二 (略) ※被災労働者等援護事業
- 三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業 ※安全衛生確保等事業

② (略)

③ 政府は、第一項の社会復帰促進等事業のうち、独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第一百七十一号）第十二条第一項に掲げるものを独立行政法人労働者健康安全機構に行わせるものとする。

(参考6) 参照条文③

○労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

第二十四条 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金（第八十九条において「臨時の賃金等」という。）については、この限りでない。

○独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第百七十一号）

第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～五 （略）

六 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第三章に規定する事業（同法第八条に規定する業務を除く。）を実施すること。

七～九 （略）

論点等説明シート

事業名

未払賃金立替払事務実施費

予算の状況
(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
予算額(補正後)	10,630	22,188	22,082	11,411	
執行額	10,262	3,025	5,545		
執行率	97%	14%	25%		

事業についての論点等

(事業の概要)

企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の8割を政府が事業主に代わって立替払するもの(立替払の対象となる賃金は定期賃金、退職手当)。立替払に必要な額を「未払賃金立替払事業費補助金」として独立行政法人労働者健康安全機構に交付し、事業主より得た回収金と同補助金と併せ、立替払の原資として本事業を実施している。

【実施主体】

独立行政法人労働者健康安全機構

【立替払の対象となる賃金】

○退職日の6か月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している未払賃金

【立替払の額】

○未払賃金総額の8割(限度あり)

(論点)

○原材料等の高騰などにより倒産に至り、賃金が未払のまま退職を余儀なくされる労働者が今後増加することが想定される中、労働者やその家族の生活を支えるセーフティネットとしての本制度の确实・迅速な実施が一層求められることとなる。立替金の早期支払のため、事業の運営方法を見直し、より効率的な方策を検討すべきではないか。

※参考

成果目標及び 成果実績①-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度	
							5年度	
	不備事案を除き、請求書の 受付日から支払日までの期 間を「平均20日以内」とする。	請求書の受付日から支払日 までの期間	成果実績	日	14.4	14.6	14.7	-
目標値			日	20	20	20	20	
達成度			%	128	127	126.5	-	

○制度の不知により制度利用できない方がいるのではないか。

事業番号

2023 - 厚労 - 22 - 0639

令和5年度行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	求職者支援制度に必要な経費			担当部局庁	・職業安定局 ・人材開発統括官	作成責任者	
事業開始年度	平成23年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	・総務課訓練受講支援室 ・訓練企画室	訓練受講支援室長 井上 英明 訓練企画室長 鶴谷 陽子	
会計区分	労働保険特別会計雇用勘定						
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第5条、第7条 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第16条			関係する 計画、通知等	-		
政策	求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること(V-5)			主要経費	雇用労災対策費		
施策	求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること(V-5-1)						
政策体系・評価書URL	https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/dl/r04_jizenbunseki/V-5-1.pdf						
事業の目的 (5行程度以内)	特定求職者(雇用保険の失業等給付を受給できない求職者であって、職業訓練その他の就職支援を行う必要があると認める者)に対し、無料の職業訓練の実施、職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給、その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就職を促進し、その職業及び生活の安定に資することを目的とする。						
現状・課題 (5行程度以内)	コロナ禍に実施した特例措置を踏まえ、令和5年4月1日からは給付金支給要件の緩和を行うとともに、受講時間に制約のある方等が利用しやすいよう訓練時間等の認定基準に関する特例の延長等を実施した。 今後は、デジタル分野の重点化を図るとともに受講勧奨や周知広報による訓練受講の促進に取り組んでいくことが課題となっている。						
事業概要 (5行程度以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・求職者支援制度は、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者が生活支援の職業訓練受講給付金(以下「給付金」という。)を受給しながら、無料の職業訓練を受講し、再就職、転職、スキルアップを目指す制度である。 ・求職者が一定の要件を満たせば、訓練受講を容易にするため月額10万円の給付金を支給する。また給付金のみでは生活支援が不足する者のために求職者支援資金融資制度を設けている。 ・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が認定した求職者支援訓練を行う実施機関に対し、訓練コースに応じ認定職業訓練実施奨励金の支給を行う(基礎コース月額6万円/人、実践コース月額5万円/人)。また、実践コースについては、就職実績に応じ、1人当たり月額1~2万円を付加して支給を行う。 						
事業概要URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyushokusha_shien/index.html						
実施方法	直接実施、補助、交付						
補助率等	(求職者支援資金融資制度) 労働金庫の貸し付ける求職者支援資金融資について日信協が行う信用保証(回収不能に係る代位弁済)事業を交付の対象とする。この補助金の交付額は補助対象経費の実支出(見込)額と基準額(厚生労働大臣が必要と認めた額)とを比較していずれか低い方とする。						
予算額・ 執行額 (単位:百万円) (インプット)	予算の 状況		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
		当初予算(A)	15,774	25,213	27,775	26,844	-
		補正予算(B)	9,673	-	-	-	-
		前年度から繰越し(C)	-	-	-	-	-
		翌年度へ繰越し(D)	-	-	-	-	-
		予備費等(E)	-	-	-	-	-
		計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	25,447	25,213	27,775	26,844	-
執行額(G)	12,990	15,119	-				
執行率(%) =(G)/(F)	51%	60%					
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%) =(G)/[(A)+(B)]	51%	60%					
令和5・6年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算項・目		令和5年度当初予算	令和6年度要求	主な増減理由(・要望額・予備費)		
	(項)	就職支援法事業費					
	(目)	職業訓練受講給付金	12,393				
	(目)	認定職業訓練実施奨励金	10,915				
	(目)	諸謝金	697				
	(目)	庁費	131				
	(項)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費					
	(目)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構認定特定求職者職業訓練助定運営費 交付金	2,561				
	(目)	その他	147	-			
		計(A)	26,844	-			

活動内容① (アクティビティ)	雇用保険を受給できない求職者を対象として、無料の職業訓練の実施、月10万円の給付金の支給、ハローワークでの就職支援を行う。									
↓										
活動目標及び活動実績 ① (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込	
	訓練の受講	訓練受講者数	活動実績	人	23,734	28,260	40,281	-	-	
			当初見込み	人	50,000	50,582	52,400	49,591	-	
↓	成果目標①-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)	求職者支援制度を利用する特定求職者に必要な支援が行われているかを把握するため成果目標として設定した。								
成果目標及び成果実績 ①-1 (短期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 5 年度		
	訓練内容及びハローワークの支援に対する求職者支援訓練修了者の満足度が90%以上	求職者支援訓練修了者における満足度	成果実績	%	94	95	95	-		
		アンケート調査にて満足した旨の回答数/回答総数	目標値	%	90	90	90	90		
			達成度	%	104.4	105.6	105.6	-		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	厚生労働省職業安定局調べ									
↓	成果目標①-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)	無料の職業訓練の実施、月10万円の給付金の支給、ハローワークでの就職支援を通じて、特定求職者が雇用保険の被保険者となる就職をすることが、求職者支援制度の目的であるため、成果目標として設定した。								
成果目標及び成果実績 ①-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 5 年度		
	基礎コースの訓練修了者の訓練修了後3か月時点の雇用保険が適用される就職率58%以上 ※各年度成果実績、達成度は各年4月から翌年3月末までに終了したコースの訓練修了3か月後の実績。なお、令和4年度は令和5年4月中に把握可能な令和4年4月から8月末までに終了したコースの訓練修了3か月後の実績	基礎コースの訓練修了者の訓練修了後3か月時点の雇用保険が適用される就職率	成果実績	%	52.5	53.9	54	-		
		雇用保険被保険者数/(就職理由中退者+修了者)×100	目標値	%	58	58	58	58		
			達成度	%	90.5	92.9	93.1	-		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	厚生労働省職業安定局、人材開発統括官調べ									
アウトカム設定について の説明	アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由									
	アクティビティ①についてアウトカムが複数設定できない理由									

活動内容② (アクティビティ)	雇用保険を受給できない求職者を対象として、無料の職業訓練の実施、月10万円の給付金の支給、ハローワークでの就職支援を行う。									
↓										
活動目標及び活動実績② (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込	
	訓練の受講	訓練受講者数	活動実績	人	23,734	28,260	40,281	-	-	
			当初見込み	人	50,000	50,582	52,400	49,591	-	
↓	成果目標②-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)	求職者支援制度を利用する特定求職者に必要な支援が行われているかを把握するため成果目標として設定した。								
成果目標及び成果実績②-1 (短期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 5年度		
	訓練内容及びハローワークの支援に対する求職者支援訓練修了者の満足度が90%以上	求職者支援訓練修了者における満足度	成果実績	%	94	95	95	-		
		アンケート調査にて満足した旨の回答数/回答総数	目標値	%	90	90	90	90		
		達成度	%	104.4	105.6	105.6	-			
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	厚生労働省職業安定局調べ									
↓	成果目標②-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)	無料の職業訓練の実施、月10万円の給付金の支給、ハローワークでの就職支援を通じて、特定求職者が雇用保険の被保険者となる就職をすることが、求職者支援制度の目的であるため、成果目標として設定した。								
成果目標及び成果実績②-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 5年度		
	実践コースの訓練修了者の訓練修了後3か月時点の雇用保険が適用される就職率63%以上 ※各年度成果実績、達成度は各年4月から翌年3月末までに終了したコースの訓練修了3か月後の実績。なお、令和4年度は令和5年4月中に把握可能な令和4年4月から8月末までに終了したコースの訓練修了3か月後の実績	実践コースの訓練修了者の訓練修了後3か月時点の雇用保険が適用される就職率	成果実績	%	60	60	58.2	-		
		雇用保険被保険者数/(就職理由中退者+修了者)×100	目標値	%	63	63	63	63		
		達成度	%	95.2	95.2	92.4	-			
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	厚生労働省職業安定局、人材開発統括官調べ									
アウトカム設定について の説明	アクティビティ②について定性的なアウトカムを設定している理由									
	アクティビティ②についてアウトカムが複数設定できない理由									

活動内容③ (アクティビティ)	雇用保険を受給できない求職者を対象として、無料の職業訓練の実施、月10万円の給付金の支給、ハローワークでの就職支援を行う。									
↓										
活動目標及び活動実績 ③ (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込	
	給付金の支給	職業訓練受講給付金初回受給者数	活動実績 当初見込み	人	10,406	13,371	15,289	-	-	
↓	成果目標③-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)	求職者支援制度を利用する特定求職者に必要な支援が行われているかを把握するため成果目標として設定した。								
成果目標及び成果実績 ③-1 (短期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 5年度		
	訓練内容及びハローワークの支援に対する求職者支援訓練修了者の満足度が90%以上	求職者支援訓練修了者における満足度	成果実績	%	94	95	95			
		アンケート調査にて満足した旨の回答数/回答総数	目標値	%	90	90	90	90		
達成度		%	104.4	105.6	105.6					
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	厚生労働省職業安定局調べ									
↓	成果目標③-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)	無料の職業訓練の実施、月10万円の給付金の支給、ハローワークでの就職支援を通じて、特定求職者が雇用保険の被保険者となる就職をすることが、求職者支援制度の目的であるため、成果目標として設定した。								
成果目標及び成果実績 ③-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 5年度		
	基礎コースの訓練修了者の訓練修了後3か月時点の雇用保険が適用される就職率58%以上 ※各年度成果実績、達成度は各年4月から翌年3月末までに終了したコースの訓練修了3か月後の実績。なお、令和4年度は令和5年4月中に把握可能な令和4年4月から8月末までに終了したコースの訓練修了3か月後の実績	基礎コースの訓練修了者の訓練修了後3か月時点の雇用保険が適用される就職率	成果実績	%	52.5	53.9	54			
		雇用保険被保険者数/(就職理由中退者+修了者)×100	目標値	%	58	58	58	58		
達成度		%	90.5	92.9	93.1					
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	厚生労働省職業安定局、人材開発統括官調べ									
アウトカム設定について の説明	アクティビティ③について定性的なアウトカムを設定している理由									
	アクティビティ③についてアウトカムが複数設定できない理由									

活動内容④ (アクティビティ)		雇用保険を受給できない求職者を対象として、無料の職業訓練の実施、月10万円の給付金の支給、ハローワークでの就職支援を行う。								
↓										
活動目標及び活動実績 ④ (アウトプット)		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
		給付金の支給	職業訓練受講給付金初回受給者数	活動実績	人	10,406	13,371	15,289	-	-
				当初見込み	人	26,979	26,812	35,182	32,263	-
↓		成果目標④-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)								
		求職者支援制度を利用する特定求職者に必要な支援が行われているかを把握するため成果目標として設定した。								
成果目標及び成果実績 ④-1 (短期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 5 年度	
		訓練内容及びハローワークの支援に対する求職者支援訓練修了者の満足度が90%以上	求職者支援訓練修了者における満足度 アンケート調査にて満足した旨の回答数/回答総数	成果実績	%	94	95	95	-	
				目標値	%	90	90	90	90	
				達成度	%	104.4	105.6	105.6	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		厚生労働省職業安定局調べ								
↓		成果目標④-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)								
		無料の職業訓練の実施、月10万円の給付金の支給、ハローワークでの就職支援を通じて、特定求職者が雇用保険の被保険者となる就職をすることが、求職者支援制度の目的であるため、成果目標として設定した。								
成果目標及び成果実績 ④-3 (長期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 5 年度	
		実践コースの訓練修了者の訓練修了後3か月時点の雇用保険が適用される就職率63%以上 ※各年度成果実績、達成度は各年4月から翌年3月末までに終了したコースの訓練修了3か月後の実績。なお、令和4年度は令和5年4月中に把握可能な令和4年4月から8月末までに終了したコースの訓練修了3か月後の実績	実践コースの訓練修了者の訓練修了後3か月時点の雇用保険が適用される就職率 雇用保険被保険者数/ (就職理由中退者+修了者)×100	成果実績	%	60	60	58.2	-	
				目標値	%	63	63	63	63	
				達成度	%	95.2	95.2	92.4	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		厚生労働省職業安定局、人材開発統括官調べ								
アウトカム設定について の説明		アクティビティ④について定性的なアウトカムを設定している理由								
		アクティビティ④についてアウトカムが複数設定できない理由								
事業に関連する KPIが定められて いる閣議決定等	名称									
	URL									
	該当箇所									
事業所管部局による点検・改善										
点検結果										目標年度における効果測定に関する評価(令和6年度実施)
改善の 方向性										
外部有識者の所見										

厚生労働省本省
〇〇百万円

●予算の交付

C. 事務費
〇百万円

【交付金】

A. (独)高齢・障害者・求職者雇用支援機構
2,438百万円

- 訓練機関への周知・広報
- 訓練計画策定の相談援助
- 職業訓練の審査・認定
- 訓練実施に関する指導・助言

※AとFの支出金額の差額

Fの支出金額については、令和4年度の精算額であるため、A(国の決算額)と233百万円の差が生じている。

【示達】

D. 都道府県労働局
〇〇百万円

●求職者支援制度にかかる事務費の示達

●求職者支援制度にかかる事務費の示達

【補助金】

B. 一般社団法人
日本労働者信用基金協会
8百万円

●求職者支援資金融資に係る損害補償費の補填

【給付金】

求職者
6,957百万円

●職業訓練受講給付金の支給

【奨励金】

E. 認定職業訓練の実施機関
7,433百万円

●認定職業訓練の実施

公共職業安定所

F. 認定特定求職者職業訓練勘定
2,205百万円
(運営費交付金2,199百万円+自己収入6百万円)

G. 福岡県中央信用組合
(現:福岡県信用組合)他
910百万円

・機器の購入
・事務所賃借料 等

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」において ブロックごとに最大の金 額が支出されている者 について記載する。費目と 使途の双方で実情が分 かるように記載)	A.			B.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	人件費	人件費	1,492	損害補償費	求職者支援資金融資に係る損害補償費の補填	8
	業務費	求職者支援訓練の認定及び訓練の実施に必要な助言・指導	881			
	一般管理費	本部運営費(本部の賃借料(保守・光熱水料を含む)など)	65			
	計		2,438	計		8
	E.			F.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	奨励金	認定職業訓練実施奨励金	7,433	人件費	人件費	1,295
				業務費	求職者支援訓練の認定及び訓練の実施に必要な助言・指導	828
				一般管理費	本部運営費(本部の賃借料(保守・光熱水料を含む)など)	82
	計		7,433	計		2,205
	G.			H.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事務所賃借料等	福岡事務所賃借料・共益費	6				
計		6	計			
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載						
					チェック	

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	8040005016947	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第14条の規定に基づく(高齢者及び障害者並びに求職者その他の労働者の職業の安定業務等	2,438	運営費交付金交付	-	-	

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般社団法人日本労働者信用基金協会	1010005018556	求職者支援融資に係る損害補償費の補填	8	補助金等交付	-	-	

E

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	認定職業訓練実施機関A	-	認定職業訓練実施奨励金	298	その他	-	--	
2	認定職業訓練実施機関B	-	認定職業訓練実施奨励金	187	その他	-	--	
3	認定職業訓練実施機関C	-	認定職業訓練実施奨励金	179	その他	-	--	
4	認定職業訓練実施機関D	-	認定職業訓練実施奨励金	164	その他	-	--	
5	認定職業訓練実施機関E	-	認定職業訓練実施奨励金	151	その他	-	--	
6	認定職業訓練実施機関F	-	認定職業訓練実施奨励金	148	その他	-	--	
7	認定職業訓練実施機関G	-	認定職業訓練実施奨励金	139	その他	-	--	
8	認定職業訓練実施機関H	-	認定職業訓練実施奨励金	133	その他	-	--	
9	認定職業訓練実施機関I	-	認定職業訓練実施奨励金	110	その他	-	--	
10	認定職業訓練実施機関J	-	認定職業訓練実施奨励金	104	その他	-	--	

F

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	認定特定求職者職業訓練勘定	-	職業訓練の審査・認定、訓練実施に関する指導・助言	2,205	運営費交付金交付			

G

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	福岡県中央信用組合(現:福岡県信用組合)	4290005002505	福岡事務所賃借料・共益費	6	随意契約(その他)	-	--	
2	株式会社電通九州	3290001008903	求職者支援訓練に係る南日本新聞への広告掲載業務(鹿児島支部)	6	一般競争契約(最低価格)	3	91.2%	
3	株)プリンス	4050002002853	茨城支部水戸事務所賃借料	3	随意契約(その他)	-	--	
4	前田紡績株)	7180001092871	岐阜事務所賃借料	3	随意契約(その他)	-	--	
5	(株)ミツウロコ	5010001139963	盛岡菜園センタービル賃貸借料	3	随意契約(その他)	-	--	
6	三菱UFJ信託銀行(株)	6010001008770	駐車場の賃借(愛知支部)	2	随意契約(その他)	-	--	
7	(株)ミナミ商事	1290001016916	事務用機器(複合機2台)の賃借及び保守業務(福岡支部)	2	一般競争契約(最低価格)	2	84.6%	
8	大和ハウス工業(株)東京本店	6120001059662	墨田合同庁舎 電気料	2	随意契約(その他)	-	--	
9	コニカミノルタジャパン(株)	9013401005070	複合機2台の購入及び保守業務(愛知支部)	2	一般競争契約(最低価格)	2	49.3%	
10	コニカミノルタジャパン(株)	9013401005070	カラー複合機の購入及び保守業務の調達(東京支部)	2	随意契約(公募)	1	100%	

支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載

チェック

事業番号

2023 - 厚労 - (選択してください) -

令和5年度セグメントシート (高年齢・障害・求職者雇用支援機構)								
セグメント名	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構認定特定求職者職業訓練勘定			担当部局庁	人材開発統括官	作成責任者		
事業開始年度	平成23年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	訓練企画室	訓練企画室長 鶴谷 陽子		
会計区分	労働保険特別会計雇用勘定							
セグメント単位の考え方	-							
根拠法令 (具体的な条項も記載)	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第3項、第6条 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第14条第1項(第8号から第9号)			関係する計画、通知等	-			
				主要経費	雇用労災対策費			
事業の目的 (5行程度以内)	特定求職者(雇用保険の失業等給付を受給できない求職者であって、職業訓練その他の就職支援を行う必要があると認める者)の職業能力の開発及び向上を図るための訓練コースの提供、訓練実施機関に対する訓練の質の向上のための指導及び助言を行うことにより、特定求職者の早期就職に寄与することを目的とする。							
現状・課題 (5行程度以内)	(現状) ・申請された訓練コースの審査、認定及び実施された訓練コースの実施状況確認について適切に実施している。 (課題) ・雇用情勢の変化に対応した訓練コースが設定されるよう、訓練カリキュラムの開発等について引き続き実施していく必要がある。							
事業概要 (5行程度以内)	<ul style="list-style-type: none"> 職業訓練を実施する民間教育訓練機関に対しての周知・広報 訓練計画の策定に関する相談援助 職業訓練の審査・認定 訓練実施に関する指導・助言 							
事業概要URL	https://www.ieed.go.jp/js/shien/index.html							
予算額・執行額 (単位:百万円)	經常収益	予算額	当初予算: 運営費交付金(A)	2,538	2,442	2,438	2,561	-
			補正予算: 運営費交付金(B)				-	-
							-	
							-	
							-	
		執行額	運営費交付金(C)	2,132	2,228	2,199		
			補助金等(D)	-	-	-		
			その他(E)	8	6	6		
			計(F) =(C)+(D)+(E)	2,140	2,234	2,205		
			運営費交付金収益の割合 =(C)/(F)	99.6%	99.7%	99.7%		
			運営費交付金収益化基準	期間進行基準 費用進行基準	期間進行基準 業務達成基準	期間進行基準 業務達成基準		
經常費用	予算額(G)	2,552	2,455	2,451				
	執行額(H)	1,815	1,923	-				
	執行率(I) =(G)/(H)	71%	78%	-				
令和5・6年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算項・目		令和5年度当初予算	令和6年度要求	主な増減理由(・要望額・予備費)			
	(項)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費						
	(目)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構認定特定求職者職業訓練勘定運営費交付金	2,561					
		その他						
		計(A)	2,561	-				

活動内容① (アクティビティ)	職業訓練を行う民間教育訓練機関等の申請に基づき、求職者支援訓練の認定事務を行う。									
↓										
活動目標及び活動実績① (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込	
	申請された訓練コースの審査・認定を行うこと。	申請された訓練コースの審査コース数	活動実績	コース	3,010	3,608	3,733	-	-	
			当初見込み	コース	-	-	-	-	-	
↓	成果目標①-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)									
成果目標及び成果実績①-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 <input type="text"/> 年度		
			成果実績							
			目標値							
			達成度	%	-	-	-	-		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績										
アウトカム設定について の説明	アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由									
	本経費は、職業訓練の認定審査、訓練の実施に対する指導・助言等に必要経費であるが、これらは職業訓練の申請件数、実際に開講した訓練件数等に依存するものであり、定量的及び定性的な検証には馴染まない。									
	アクティビティ①についてアウトカムが複数設定できない理由									

活動内容② (アクティビティ)	訓練実施機関が実施している訓練コースが適切に実施されているか実施状況確認を行う。								
↓									
活動目標及び活動実績② (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
	実施している訓練コースの実施状況確認を行う。	訓練実施機関に対する実施状況確認実施件数	活動実績	件	8,893	10,086	11,745	-	-
			当初見込み	件	-	-	-	-	-
↓	成果目標②-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)								
成果目標及び成果実績②-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 年度	
			成果実績						
			目標値						
			達成度	%	-	-	-		-
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績									
アウトカム設定について の説明	アクティビティ②について定性的なアウトカムを設定している理由								
	本経費は、職業訓練の認定審査、訓練の実施に対する指導・助言等に必要経費であるが、これらは職業訓練の申請件数、実際に開講した訓練件数等に依存するものであり、定量的及び定性的な検証には馴染まない。								
	アクティビティ②についてアウトカムが複数設定できない理由								

アクティビティから長期アウトカムについて6つ以上記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載		チェック	
独法所管部局による点検・改善			
点検結果	目標年度における効果測定に関する評価(令和〇年度)		
改善の 方向性			
備考			

厚生労働省本省
2,438百万円

{ 運営費交付金の交付 }



A. (独)高齢・障害者・求職者雇用支援機構
2,438百万円

※AとBの支出金額の差額

Bの支出金額については、令和4年度の精算額であるため、A(国の決算額)と233百万円の差が生じている。

{ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第14条の規定に基づく高齢者等及び障害者並びに求職者その他の労働者の職業の安定業務等 }



B. 認定特定求職者職業訓練勘定
2,205百万円
(運営費交付金2,199百万円+自己収入6百万円)

{ ・訓練開拓
・職業訓練の認定
・訓練実施機関への巡回・指導 }



C. 福岡県中央信用組合(現:福岡県信用組合)他
910百万円

{ ・機器の購入
・事務所賃借料等 }

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」において
 ブロックごとに最大の金
 額が支出されている者
 について記載する。費目
 と使途の双方で実情が
 分かるように記載)

A.(独)高齢・障害者・求職者雇用支援機構			B.認定特定求職者職業訓練勘定		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	人件費	1,492	人件費	人件費	1,295
業務費	求職者支援訓練の認定及び訓練の実施に必要な助言・指導	881	業務費	求職者支援訓練の認定及び訓練の実施に必要な助言・指導	828
一般管理費	本部運営費(本部の賃借料(保守・光熱水料を含む)など)	65	一般管理費	本部運営費(本部の賃借料(保守・光熱水料を含む)など)	82
計		2,438	計		2,205
C.福岡県中央信用組合(現:福岡県信用組合)			D.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事務所賃借料等	福岡事務所賃借料・共益費	6			
計		6	計		

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構	8040005016947	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第14条	2,438	運営費交付金交付	-	-	

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	認定特定求職者職業訓練勘定	-	職業訓練の審査・認定、訓練実施に関する指導・助言等	2,205	運営費交付金交付	-	-	

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	福岡県中央信用組合(現:福岡県信用組合)	4290005002505	福岡事務所賃借料・共益費	6	随意契約(その他)	-	-	
2	株式会社電通九州	3290001008903	求職者支援訓練に係る南日本新聞への広告掲載業務(鹿)	6	一般競争契約(最低価格)	3	91.2%	-
3	株プリンス	4050002002853	茨城支部水戸事務所賃借料	3	随意契約(その他)	-	-	
4	前田紡績(株)	7180001092871	岐阜事務所借料	3	随意契約(その他)	-	-	
5	(株)ミツウロコ	5010001139963	盛岡菜園センタービル賃借料	3	随意契約(その他)	-	-	
6	三菱UFJ信託銀行(株)	6010001008770	駐車場の賃借(愛知支部)	2	随意契約(その他)	-	-	
7	(株)ミナミ商事	1290001016916	事務用機器(複合機2台)の賃借及び保守業務(福岡支)	2	一般競争契約(最低価格)	2	84.6%	-
8	大和ハウス工業(株)東京本店	6120001059662	墨田合同庁舎 電気料	2	随意契約(その他)	-	-	
9	コニカミノルタジャパン(株)	9013401005070	複合機2台の購入及び保守業務(愛知支部)	2	一般競争契約(最低価格)	2	49.3%	-
10	コニカミノルタジャパン(株)	9013401005070	カラー複合機の購入及び保守業務の調達(東京支部)	2	随意契約(公募)	1	100%	-

求職者支援制度に必要な経費

厚生労働省

職業安定局総務課訓練受講支援室
人材開発統括官付訓練企画室

求職者支援制度の概要

制度創設の経緯

- 平成20年秋のリーマンショック後の、いわゆる「派遣切り」に代表される、非正規雇用労働者を中心とする大規模な雇用調整の発生や長期失業者割合の増加、3人に1人が非正規雇用労働者となる労働市場の変化による恒常的、構造的な問題の顕在化
- 雇用保険を受給できない求職者に対して、**最後のセーフティネットである生活保護制度に至る前に、雇用保険制度へ戻す第二のセーフティネットを恒常的に整備する必要**

求職者支援制度の創設（平成23年10月1日施行）

概要

- 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない方が、月10万円の生活支援の給付金（職業訓練受講給付金）を受給しながら無料の職業訓練を受講し、再就職、転職、スキルアップを目指す制度
- ハローワークにおいて、訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで一貫した就職支援を実施
- 支給要件を満たさず給付金を受給できない場合であっても、無料の職業訓練の受講が可能

スキーム



求職者支援制度をめぐる動向

新型コロナウイルス感染症禍における対応

- 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者（非正規雇用労働者等）を対象に雇用保険と生活保護との間にある第二のセーフティネットとして機能することが求められている。
- ⇒ コロナ禍においては、特に女性の割合が多い非正規雇用労働者の離職やシフト減等の雇用への影響が生じていたことから、こうした層を適切に支援する観点から様々な特例措置（※1）を講じてきた。

（※1）職業訓練の対象者人員の拡大、職業訓練受講給付金の受給要件の特例（出席要件や世帯収入要件等）や訓練基準の柔軟化（短期間・短時間訓練コースの設定）などを実施。コロナ禍での活用実績を踏まえ、労働政策審議会において見直しを行った上で令和5年4月に恒久化（訓練基準の柔軟化は令和5年度末まで特例措置を継続）。

デジタル人材の育成・確保への対応

- デジタル田園都市国家構想が掲げるデジタル技術による社会課題解決を進めるためには、その担い手となるデジタル人材の育成・確保が不可欠となっているなか、現状ではデジタル人材が大幅に不足。このため「職業訓練のデジタル分野の重点化」を重点領域の一つとして政府全体で計画的に取り組むこととしている。
- ⇒ 政府方針（※2）も踏まえつつ、成長分野であるデジタル分野の訓練コースの設定を促進するため、デジタル分野の訓練コースに対する奨励金増額等の措置によりデジタル人材の育成に取り組んできた。

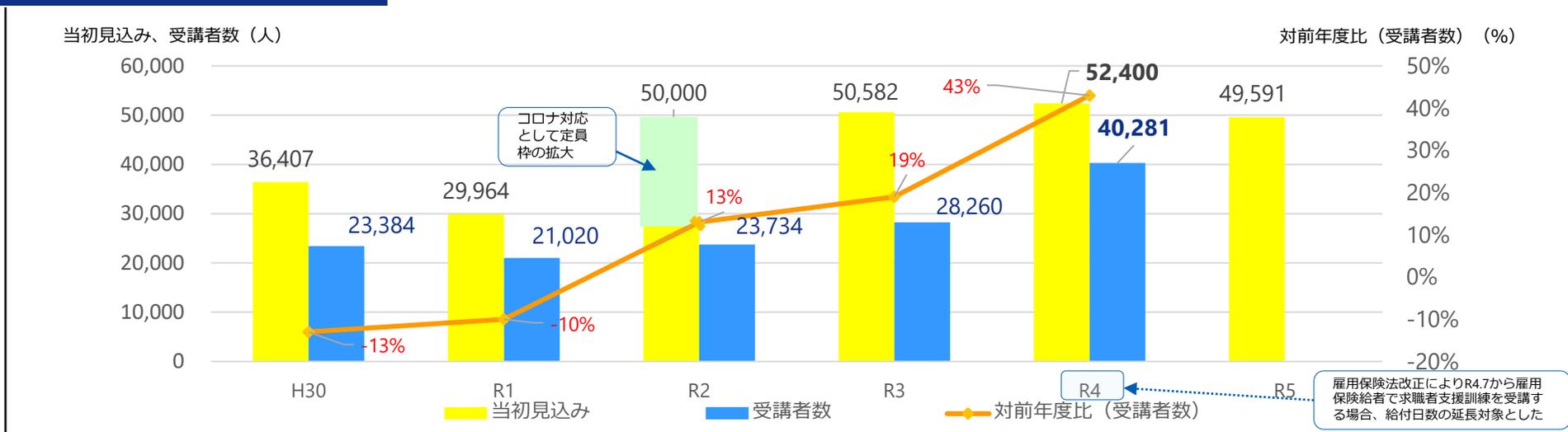
（※2）「デジタル田園都市国家総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）において、職業訓練のデジタル分野重点化等により、令和8年度末までに政府全体で230万人のデジタル推進人材の育成が必要とされているほか、「三位一体の労働市場改革の指針」（令和5年5月16日新しい資本主義実現会議決定）においても、成長分野への労働移動の円滑化、リ・スキリングによる能力向上支援等を一体で進めることとされている。

求職者支援制度の現状① 受講状況と周知広報の取組

当初見込み・受講者数

○受講者数は増加傾向にあるものの対象者人員（当初見込み）には届いていない状況

※平成29年度以前のデータはp.10に掲載



周知広報の取組

○SNS等を含め様々な周知・広報を展開。引き続き、積極的な周知が必要

(訓練を知った端緒の調査では、ハローワーク窓口 約53%、当省のホームページ・インターネット広告・SNS経由 約23%)

○インターネット広告

- YouTubeでのPR動画の配信、Google、Yahoo!バナー広告掲載

○SNSを活用したプッシュ型広報

- Twitter、LINE、Facebook、Instagramでの情報発信
- 首相官邸メルマガ、内閣府男女共同参画メルマガなどでの情報発信

○民間サイト、雑誌などへの掲載

- 民間求人サイト、求人情報誌などへの周知用バナーや制度情報掲載

○対象者を絞ったリーフレットによる周知

- 女性向けデジタル分野や介護分野等に特化したリーフレットによる周知

○労働局、ハローワークでの広報

- SNSでの管内実施訓練コース情報の発信、公共交通機関を活用した周知

- ◎ PR動画視聴回数 380万回(R5.5月時点)
- ◎ Googleバナー表示回数 4,200万回
- ◎ Yahoo!バナー表示回数 2,800万回
- ◎ LINE動画表示回数 400万回



↑ [PR動画]



↑ [各種周知用バナー]



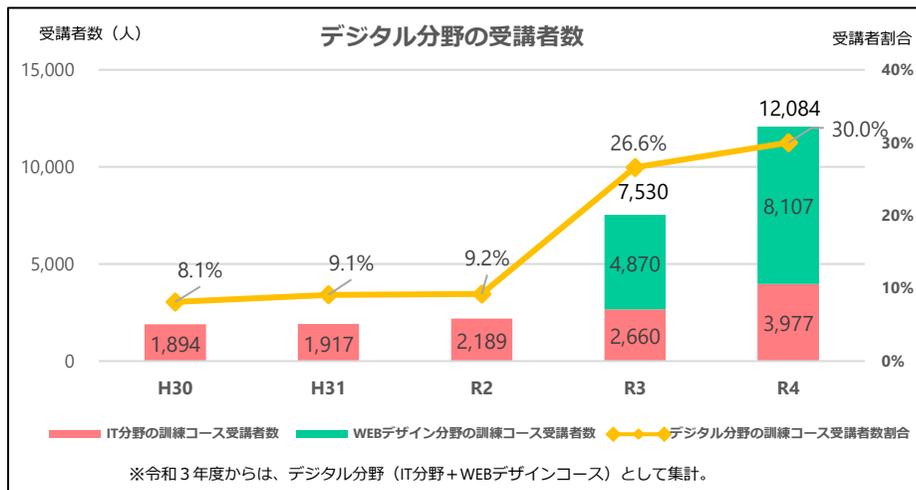
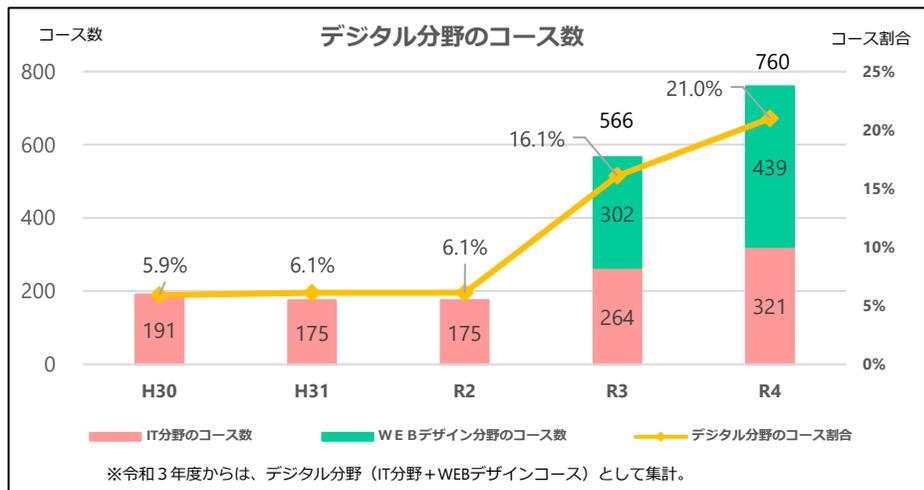
↑ [新宿駅西口大型ディスプレイ] ↑ [ラッピングバス]

← [女性向けデジタル訓練リーフレット]

求職者支援制度の現状② デジタル分野の状況

デジタル分野の設定、受講状況

○デジタル分野の訓練は増加傾向にあるが、就職率は全体と同じ水準にとどまっている
 (デジタル分野の就職率 60.0% 求職者支援訓練(実践コース)の就職率 60.0%(R3年度))



(参考) デジタル分野の訓練コースの例

訓練分野	訓練コース	訓練内容の例	取得できる資格の例	就職先の例	①応募倍率 (R4) ②就職率 (R3)
IT	ITエンジニア養成科	HTML・CSS・JavaScript・PHP・Javaなどのプログラミング言語の基礎を習得し、ECサイトやアプリの開発ができるようになることを目指す。	<ul style="list-style-type: none"> PHP技術者認定試験 基本情報技術者試験 Oracle Certified Java Programmer Javaプログラミング能力認定試験 	<ul style="list-style-type: none"> WEB開発会社 ソフトウェア開発会社 ソーシャルゲーム会社 	①1.13倍 ②58.5%
デザイン	WEBデザイナー養成科	WEBサイト制作、イラスト作成、フォトデータ加工、HTML/CSSコーディング、プレゼン資料の制作等に関する知識や技能を身につける。	<ul style="list-style-type: none"> ウェブデザイン技能検定 WEBクリエイター能力認定試験 Photoshopクリエイター能力認定試験 Illustratorクリエイター能力認定試験 	<ul style="list-style-type: none"> オンラインショップ運営会社 スマートフォンアプリ開発会社 WEB制作会社 	①1.49倍 ②60.9%

【参考】
 求職者支援訓練 (実践コース)
 ①1.09倍
 ②60.0%

論点と見直しの方向性

論点

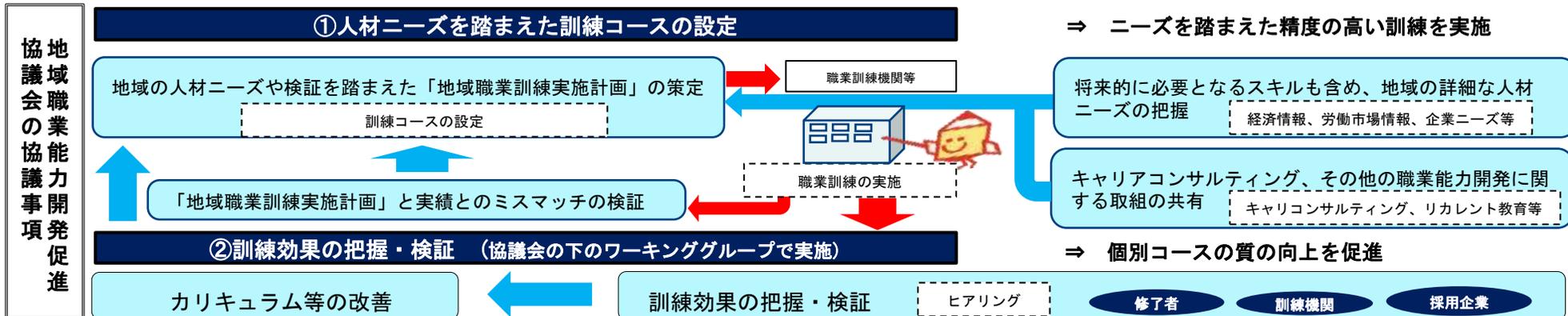
- 受講者数は増加傾向にあるものの対象者人員（当初見込み）には届いておらず、求職者支援訓練の利用を促進するための方策を検討するべきではないか。（適切な訓練規模や効果的な周知の在り方）
- デジタル分野の職業訓練への重点化を進める中で、効果的な訓練コースの設定や就職支援を強化するべきではないか。

見直しの方向性

訓練設定の改善

- 今後のデジタル分野等の技術革新や企業のニーズを的確にとらえるため、法定化された地域職業能力開発促進協議会において、労使団体など幅広い関係者に参画いただき、地域における今後の産業展開を踏まえた適切な訓練コースの設定を促進するとともに、訓練修了者やその採用企業に対するヒアリング等を通じて、訓練効果の把握・検証を行い、訓練内容の改善を図る。

<参考> 地域職業能力開発促進協議会（令和4年10月施行）



論点と見直しの方向性

受講者等への支援強化（周知広報を含む）

- ハローワークにおいて訓練科目の内容、取得できる資格、主な就職先、施設の特徴などの職業訓練コースの具体的な内容について、求職者が理解を深めるための取組（※1）を積極的に進める。

（※1）コロナ禍で中断していた訓練実施施設によるハローワークでの説明会や見学会等の開催、訓練修了者の就職先や就職率など就職状況に係る情報発信など

- ハローワークにおける求職者への周知のほか、地方公共団体など関係機関との連携（※2）や、各種メディアを活用し、令和5年4月の制度改正を含めた制度の周知や訓練コース情報の発信など、周知広報を重点的に実施していく。

（※2）本制度の主な対象者は、雇用保険を受給できない者であり、生活保護受給者（その他世帯）や児童扶養手当受給者、生活困窮者など就労による自立を図る必要がある層も含まれていることから、福祉事務所等と連携した対象層の利用促進も重要。

デジタル分野の訓練の就職率向上

- 引き続きデジタル分野への重点化を図りつつ、企業が求める人材ニーズに応じたデジタル分野コースの充実や企業実習を組み込んだコースの設定（※3）を促進するとともに、求職者に対するデジタル分野の就職状況に関する情報提供（※4）やハローワークにおける職業訓練修了者歓迎求人や未経験者応募可能求人の確保など就職支援を強化していく。

（※3）①デジタル分野の資格取得を目指す訓練コースへの奨励金増額、②就労に結びつくよう、実践的な経験を積むための企業実習を組み込んだ訓練コースへの奨励金増額、③オンライン訓練におけるパソコン等の貸与促進などによりデジタル分野のコース充実等を図っていく。

（※4）デジタル分野の訓練コース内容に加えて就職率、賃金情報などを職業相談の過程等で受講希望者へ提供することにより、デジタル分野への理解促進を図るとともに受講意欲の喚起を図る。

<参考資料> 求職者支援訓練修了者の実施状況等（概要）

就職率の推移

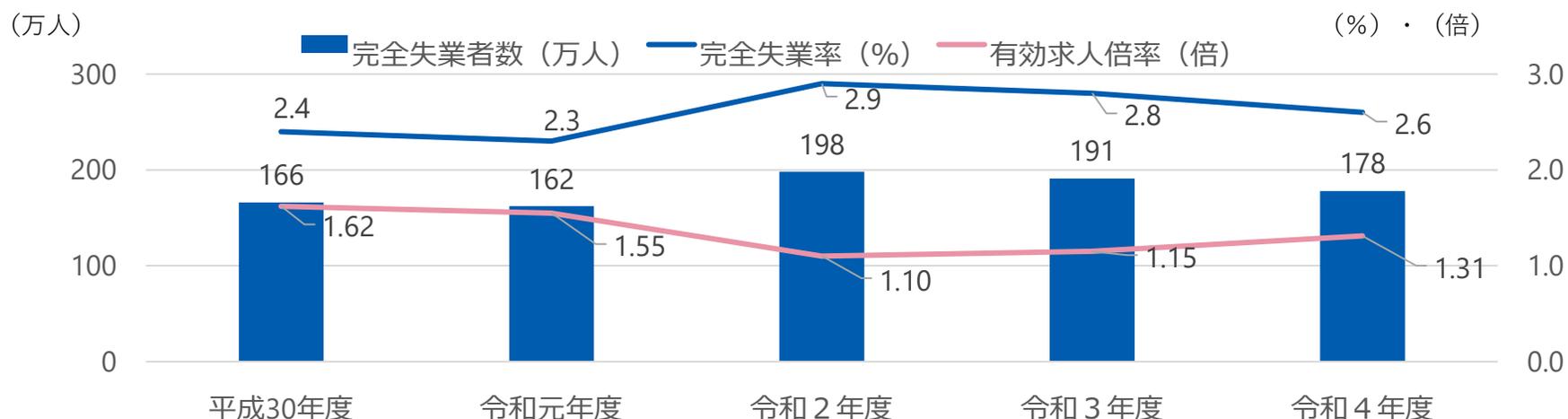
就職率（％）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
基礎コース	59.6	56.5	52.5	53.9	54.0
実践コース	63.9	62.4	60.0	60.0	58.2

※令和4年度は令和4年8月末までに終了したコースについて集計

コース数等の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
コース数	2,557	2,263	2,300	2,791	3,256
定員数	41,093	36,127	36,479	45,404	55,373
定員充足率	56.9	58.2	65.1	62.2	72.7
応募倍率	0.70	0.73	0.91	0.85	1.06

雇用失業情勢の推移



<参考資料> 都道府県別 申請・認定・開講コース数（令和4年度）

	申請数	認定数	開講数	認定率	開講率
北海道	172	170	145	98.8%	85.3%
青森	61	61	54	100.0%	88.5%
岩手	60	60	56	100.0%	93.3%
宮城	69	68	62	98.6%	91.2%
秋田	42	42	31	100.0%	73.8%
山形	62	60	52	96.8%	86.7%
福島	54	54	51	100.0%	94.4%
茨城	106	105	99	99.1%	94.3%
栃木	75	73	61	97.3%	83.6%
群馬	63	63	53	100.0%	84.1%
埼玉	68	67	56	98.5%	83.6%
千葉	145	143	131	98.6%	91.6%
東京	406	395	367	97.3%	92.9%
神奈川	131	127	126	96.9%	99.2%
新潟	54	51	48	94.4%	94.1%
富山	38	36	32	94.7%	88.9%
石川	21	21	17	100.0%	81.0%
福井	30	30	28	100.0%	93.3%
山梨	31	31	24	100.0%	77.4%
長野	104	100	89	96.2%	89.0%
岐阜	48	48	45	100.0%	93.8%
静岡	60	59	57	98.3%	96.6%
愛知	107	105	96	98.1%	91.4%
三重	36	36	33	100.0%	91.7%
滋賀	24	24	20	100.0%	83.3%

	申請数	認定数	開講数	認定率	開講率
京都	71	66	60	93.0%	90.9%
大阪	470	446	411	94.9%	92.2%
兵庫	121	109	89	90.1%	81.7%
奈良	60	52	45	86.7%	86.5%
和歌山	63	63	55	100.0%	87.3%
鳥取	31	31	24	100.0%	77.4%
島根	26	26	25	100.0%	96.2%
岡山	31	31	27	100.0%	87.1%
広島	53	48	44	90.6%	91.7%
山口	28	25	25	89.3%	100.0%
徳島	52	51	46	98.1%	90.2%
香川	43	42	41	97.7%	97.6%
愛媛	44	43	36	97.7%	83.7%
高知	25	25	22	100.0%	88.0%
福岡	193	190	170	98.4%	89.5%
佐賀	32	32	32	100.0%	100.0%
長崎	42	41	35	97.6%	85.4%
熊本	63	63	59	100.0%	93.7%
大分	43	43	23	100.0%	53.5%
宮崎	80	80	72	100.0%	90.0%
鹿児島	36	36	35	100.0%	97.2%
沖縄	59	54	47	91.5%	87.0%
合計	3,733	3,626	3,256	97.1%	89.8%

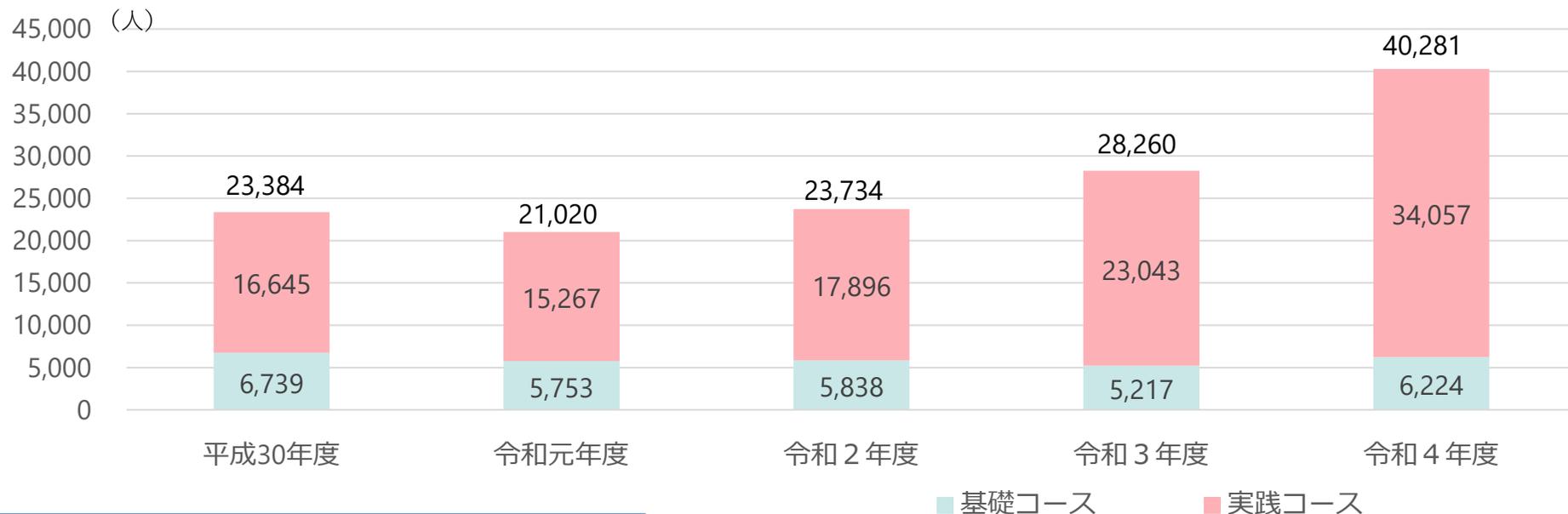
【参考】

令和3年度	3,612	3,508	2,791	97.1%	79.6%
-------	-------	-------	-------	-------	-------

※令和4年度に開始した訓練コースについて集計。
 ※認定率 = 認定数/申請数、開講率 = 開講数/認定数

<参考資料> 求職者支援訓練の受講者数・給付金の受給者数

求職者支援訓練 受講者数の推移

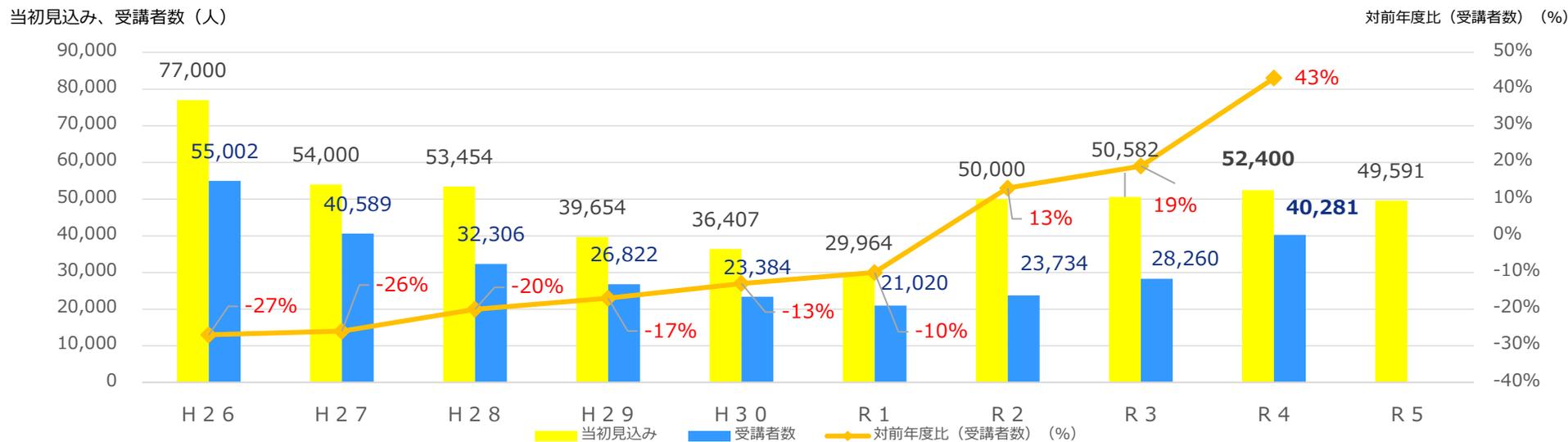


職業訓練受講給付金 受給者数の推移

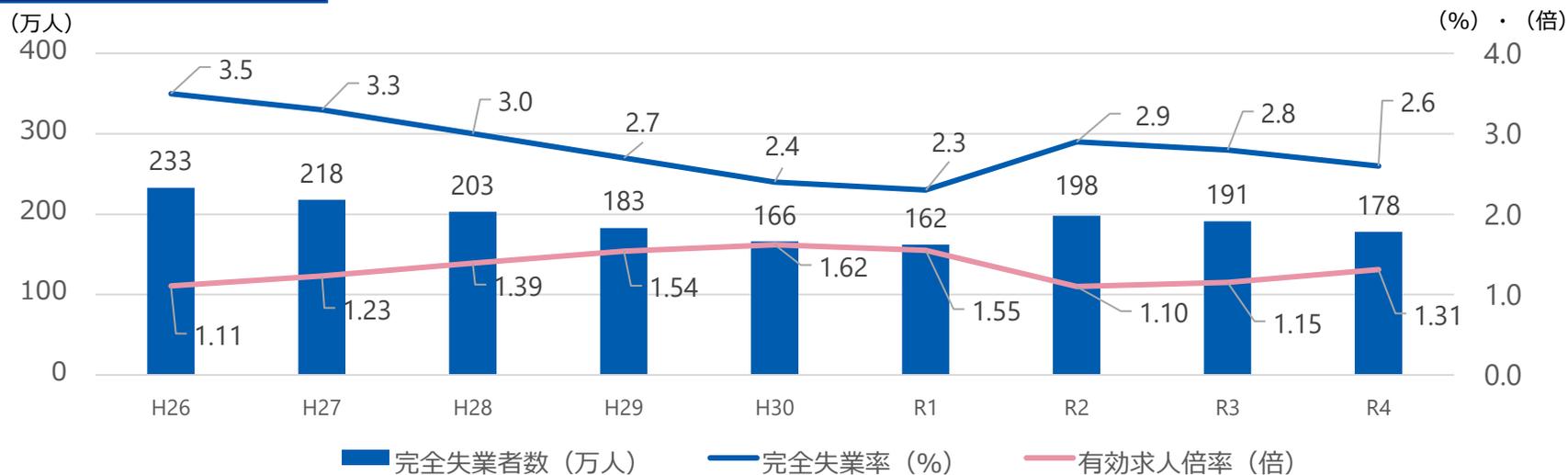


<参考資料> 当初見込み・受講者数、雇用失業情勢

当初見込み・受講者数の推移



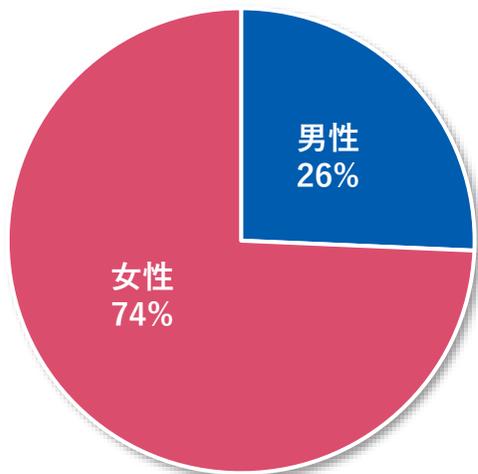
雇用失業情勢の推移



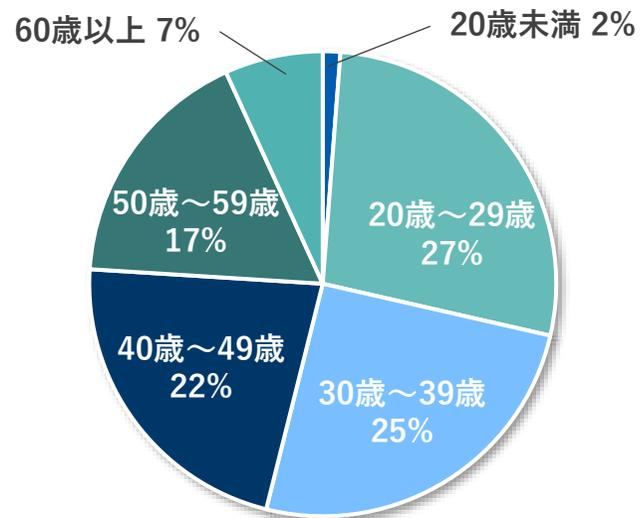
<参考資料> 求職者支援訓練受講者数・給付金受給者数の男女別、年齢階層別割合（令和4年度）

① 求職者支援訓練受講者数

[男女別割合]

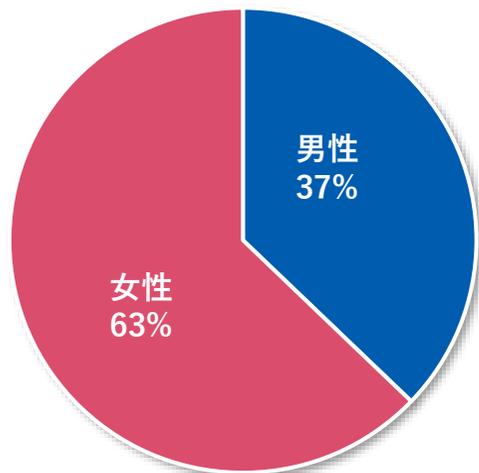


[年齢階層別割合]

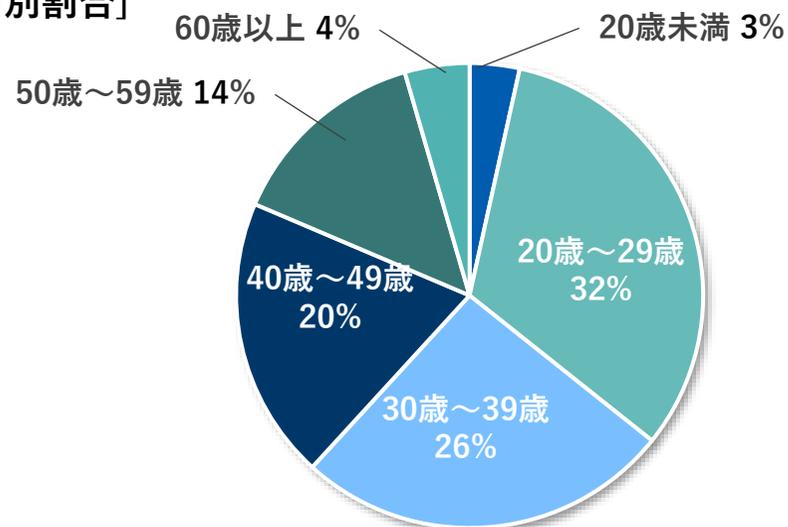


② 職業訓練受講給付金受給者

[男女別割合]



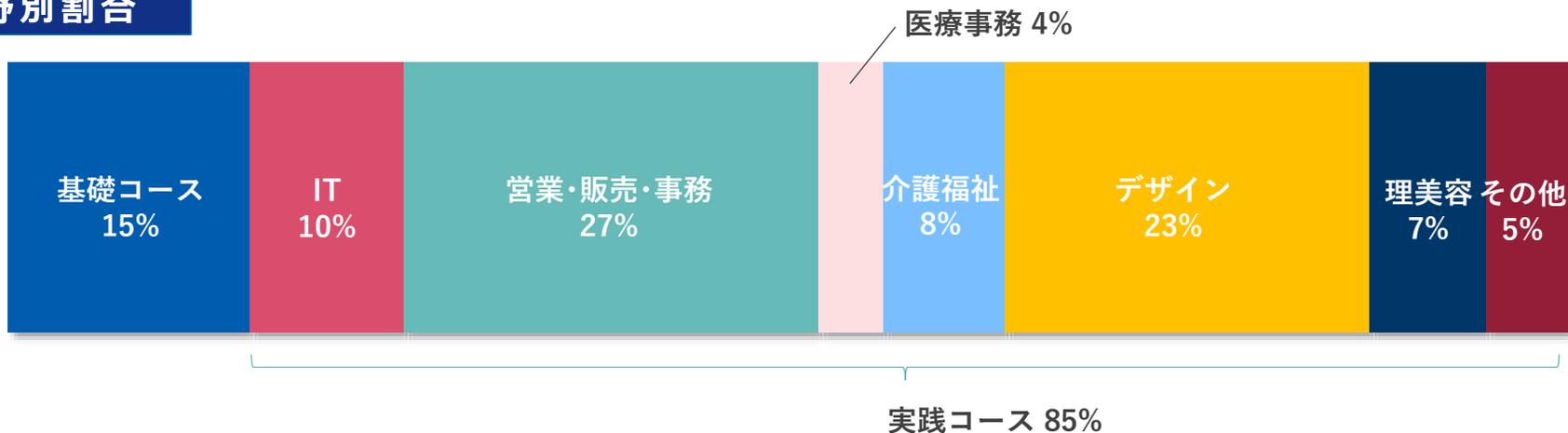
[年齢階層別割合]



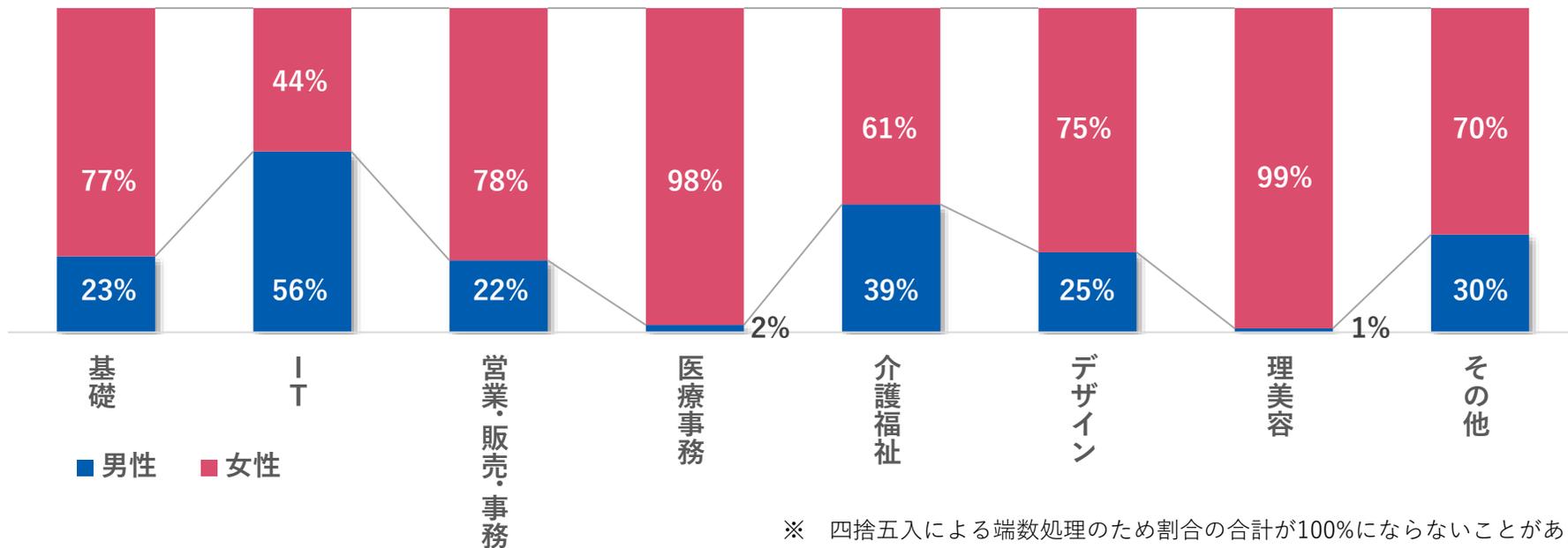
※ 四捨五入による端数処理のため割合の合計が100%にならないことがある

<参考資料> 求職者支援訓練受講者数の分野別割合（令和4年度）

① 分野別割合



② 分野別、男女割合



※ 四捨五入による端数処理のため割合の合計が100%にならないことがある

<参考資料> 求職者支援訓練の分野別実施状況（令和3年度）

	基礎コース	実践コース							
			IT	営業・事務・販売	医療事務	介護・医療・福祉	デザイン	理容・美容	その他
コース数	582	2,209	221	832	122	292	374	195	173
定員	9,061	36,343	3,837	12,945	1,875	4,742	7,277	3,095	2,572
受講者数	5,217	23,043	2,651	7,314	1,105	2,449	5,863	2,068	1,593
定員充足率	57.6%	63.4%	69.1%	56.5%	58.9%	51.6%	80.6%	66.8%	61.9%
応募倍率	0.72	0.88	1.01	0.70	0.72	0.63	1.33	0.91	0.85
就職率	53.9%	60%	58.7%	55.4%	66.2%	70.3%	60.7%	60.2%	58.7%

<参考資料> 求職者支援制度の概要

制度活用の要件

訓練受講の要件

A

- ハローワークに求職の申し込みをしていること
- **雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと**
- 労働の意思と能力があること
- 訓練受講が必要とハローワークが認めたこと

職業訓練受講給付金の支給要件

B

- **本人収入が月8万円以下**
- **世帯全体の収入が月30万円以下**
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- **訓練の8割以上に出席している**
※病気などのやむを得ない事情による欠席の理由を証明できる場合に限る
 育児・介護中の者や求職者支援訓練（基礎コース）の受講者は、欠席の理由を証明できなくとも2割までの欠席を認める
- 世帯に同時に職業訓練受講手当を受給している者がいない
- 過去3年以内に偽りや不正で特定の給付金を受給していない

注) 職業訓練受講手当の対象とならない者のうち、収入が一定額以下の者（※）については、通所手当のみ受給可

※ 本人収入12万円以下、かつ世帯収入34万円以下

主な対象者

給付金を受けて訓練を受講している者 [AとBに該当する者]

離職者	雇用保険の適用がなかった離職者、フリーランス・自営業を廃業した方、雇用保険の受給が終了した方など
在職者	一定額以下の収入のパートで働きながら、正社員への転職を目指す方など

給付金を受けずに訓練を受講している者（無料の職業訓練のみ受講） [Aのみ該当する者]

離職者	親や配偶者と同居し収入がある方など（親と同居している学卒未就職者など）
在職者	一定の収入のある方など（フリーランスで働きながら、正社員への転職を目指す方など）

職業訓練受講給付金の支給額等

（※）希望者には求職者支援資金融資もあり。

職業訓練受講手当

月10万円

※ やむを得ない理由以外の理由で訓練を欠席した場合、原則不支給となるが、育児・介護中の者及び求職者支援訓練（基礎コース）の受講者については、減額したうえで受給可

通所手当

訓練施設へ通所する場合の定期乗車券などの額（月上限42,500円）

寄宿手当

月10,700円

※ 同居の配偶者、子および父母と別居して寄宿する場合などに受給可

<参考資料> 求職者支援制度の対象となる職業訓練

- 民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を、求職者支援訓練として認定
- 求職者支援訓練は、地域の求人ニーズを踏まえ都道府県ごとに策定された地域職業訓練実施計画に基づき認定
- 訓練受講者が希望する場合、給付金を受給しながら公共職業訓練などを受講することができる

※ 公共職業訓練は主に雇用保険受給者を対象とする訓練。求職者支援訓練は主に雇用保険を受給できない者を対象とする訓練
雇用保険受給者は、希望する場合に求職者支援訓練を受講できるが、雇用保険を受給できない者の受講が優先される
公共職業訓練の期間は、3か月から2年（令和6年3月末までで特例として1か月から2年）

求職者支援訓練の種類

基礎コース	訓練内容	社会人としての基礎的能力および短時間で習得できる技能などを付与する訓練	
	訓練期間	<u>2か月から4か月</u>	
	訓練分野	<u>ビジネスパソコン基礎科、オフィスワーク基礎科</u> など	
実践コース	訓練内容	職務遂行のための実践的な技能などを付与する訓練	
	訓練期間	<u>3か月から6か月</u> （就職に直結する資格を取得できる介護分野などは2か月から） ※ <u>在職中の方等で訓練期間や訓練時間に配慮が必要な方を対象とした訓練コースは2週間から</u> （令和6年3月末までの特例措置）	
	訓練分野	<u>IT</u> <u>営業・販売・事務</u> <u>医療事務</u> <u>介護福祉</u> <u>デザイン</u> <u>その他</u>	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など OA経理事務科、営業販売科など 医療・介護事務科、調剤事務科など 介護職員初任者研修科、介護職員実務者研修科など 広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など 3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

求職者支援訓練の実施機関に対する奨励金

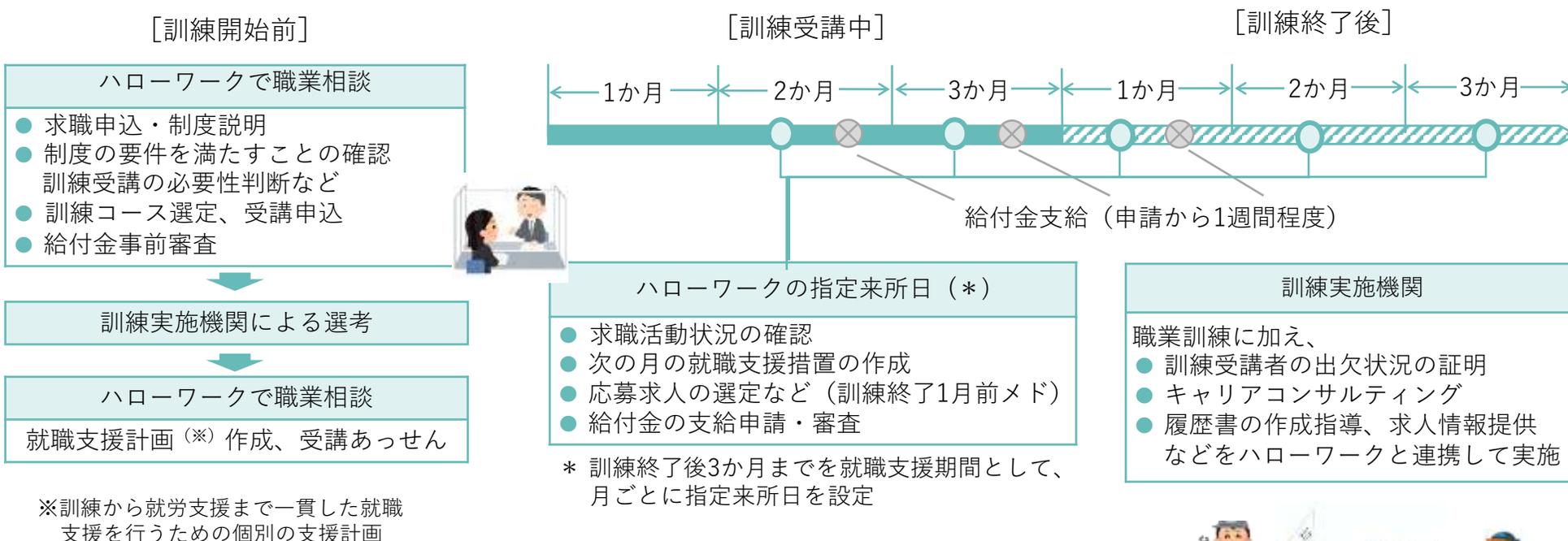
基礎コース	<u>受講者数に応じて定額を支給</u> <u>6万円/人月</u>
実践コース	訓練修了者のうち、 <u>安定した雇用が実現した（雇用保険被保険者となった）者の割合に応じて支給</u> <u>60%以上：7万円/人月、35%以上60%未満：6万円/人月、35%未満：5万円/人月</u>

※この他、託児サービスを提供する訓練実施機関に対し、児童一人当たり月6万6千円を限度に保育奨励金を支給。

<参考資料> 求職者支援訓練受講者に対する就職支援のながれ

- ハローワークでは、職業訓練受講前の段階から、訓練受講中、就職までの一貫した就職支援を実施しており、職業訓練の情報提供や、訓練受講者ごとの**就職支援計画の作成**、訓練受講中における訓練実施機関と連携した支援など、**訓練開始前から訓練終了後の就職に至るまで、就職に向けた個別・伴走型できめ細かな支援**を行う

就職支援のながれ（3か月訓練の例）



<参考資料> 公的職業訓練のデジタル分野の重点化によるデジタル推進人材の育成

令和5年度当初予算 86億円 (65億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4年6月閣議決定)において、職業訓練のデジタル分野の重点化等により、令和8年度末までに政府全体で230万人のデジタル推進人材を育成することとされている。

このため、公共職業訓練(委託訓練)及び求職者支援訓練において、民間訓練実施機関に対して、①デジタル分野の資格取得を目指す訓練コースの委託費等の上乗せ、②企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せを行うほか、③オンライン訓練においてパソコン等の貸与に要した経費を委託費等の対象とすることにより、デジタル推進人材の育成を行う。また、これらのデジタル分野の訓練コースを受講する方に対し、引き続き、生活支援の給付金(職業訓練受講給付金)の支給を通じて早期の再就職等を支援する。

さらに、全国87箇所の生産性向上人材育成支援センター(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)において、在職者に対する④DXに対応した生産性向上支援訓練機会を提供し、中小企業等のDX人材育成を推進する。

2 事業の概要

①デジタル分野の委託費等の上乗せ

デジタル分野の資格取得等を目指す訓練コースで、就職率等が一定割合以上の場合、委託費等を1人当たり月1万円上乗せ(IT分野の訓練コースは、一部地域を対象に更に1万円上乗せ)

②企業実習を組み込んだコースの委託費等の上乗せ

就労に結び付く実践的な経験を積むための企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースについて、委託費等を1人当たり2万円上乗せ

③オンライン訓練におけるパソコン等の貸与の促進

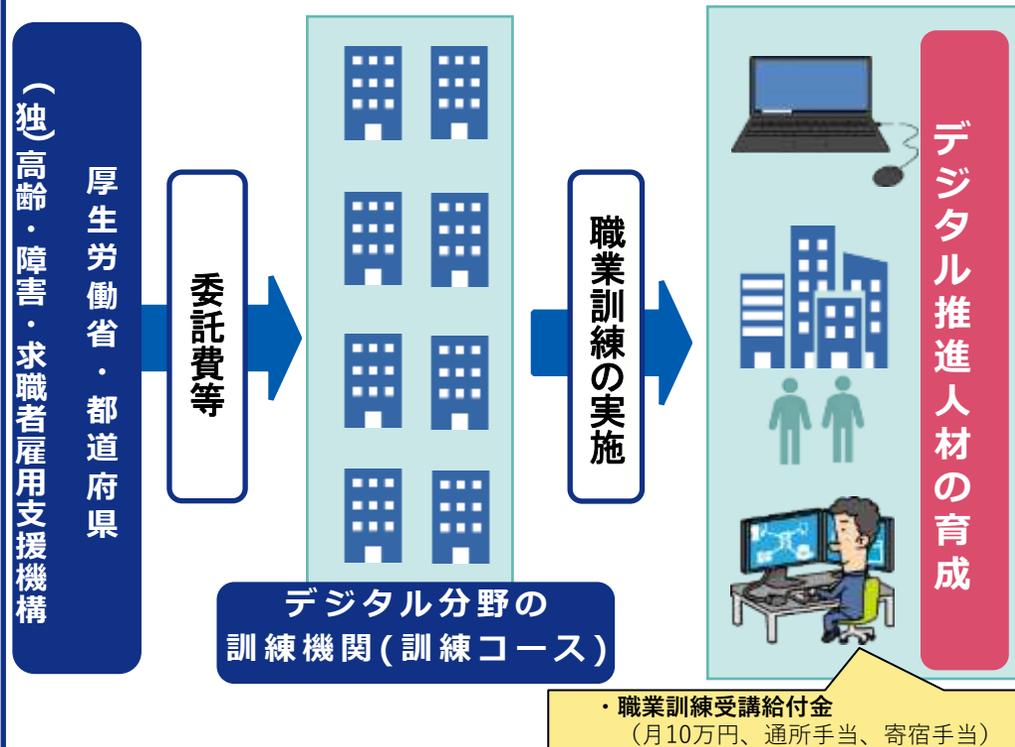
デジタル分野のオンライン訓練(eラーニングコース)において、受講者にパソコン等を貸与するために要した経費を、1人当たり月1.5万円を上限に委託費等の対象とする

④生産性向上支援訓練(DX関連)の実施

中小企業等の在職者に対して、民間教育訓練機関を活用した生産性向上支援訓練(DX関連)による訓練機会提供

※①~③は令和8年度末までの時限措置

3 スキーム・実施主体等



< 参考資料 > 訓練効果

求職者支援訓練の受講により雇用保険が適用された就職の実現可能性を高める効果があり、制度創設の趣旨に沿った第二のセーフティネットとしての役割を果たしていることがわかる。

「訓練受講なし」入職割合 28%、「訓練受講あり」入職割合 48%（※）

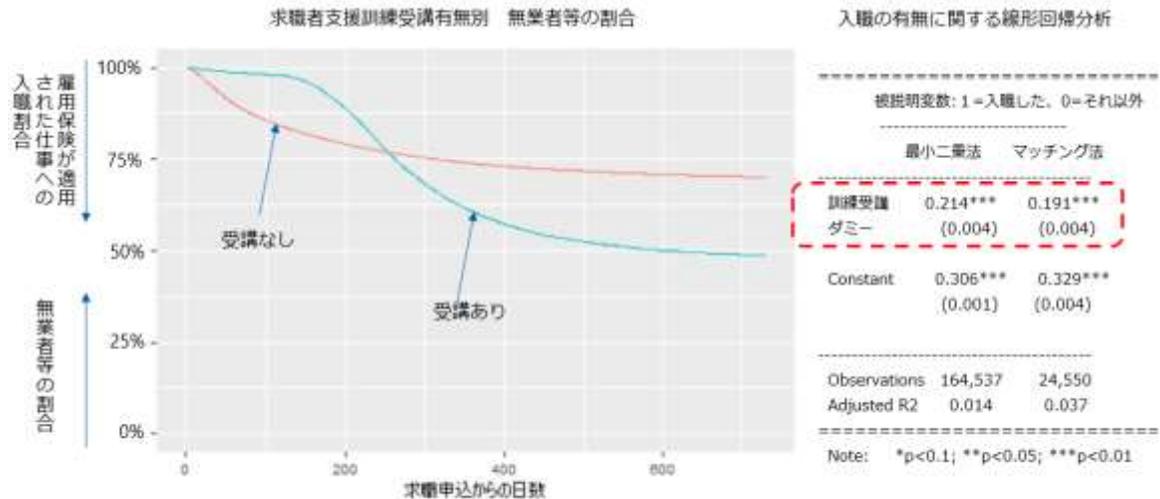
※求職申込みから500日後の入職割合

令和5年4月 経済財政諮問会議
経済・財政一体改革推進委員会
E B P Mアドバイザーボード（第9回）資料

求職申込みから雇用保険が適用された仕事への入職までの期間を見ると、求職申込みから150日経過あたりから、**求職者支援訓練の受講者における無業者等の割合が大きく低下（雇用保険が適用された仕事への入職が増加）**している。

※ハローワークに求職申込みをした者のうち求職者支援訓練「受講あり」約1.2万人、「受講なし」約15万人を分析の対象としている。
（対象期間前に雇用保険データが無く、基本手当を受給していない者を抽出

雇用保険が適用された仕事への入職割合



※Kaplan-Meier法によってグラフを表示している。
※訓練非受講者は、マッチングを行う前のサンプルを用いた結果である。
※2017年以降に求職申込みをした者が、2019年までに雇用保険が適用された仕事に就職しているかを把握している。
※無業者等には、雇用保険が適用されない仕事への就職や自営業の開始等が含まれる。

<参考資料> コロナ禍で講じていた特例措置（令和5年3月末までの時限措置）

① 職業訓練受講給付金の本人収入要件

- ・ シフト制で働く方などが働きながら訓練を受講しやすくするため、**月8万円以下を「月12万円以下」に引き上げる。**

② 職業訓練受講給付金の世帯収入要件

- ・ 配偶者や親と同居している非正規雇用労働者の方などが、訓練を受講しやすくするため、**月25万円以下を「月40万円以下」に引き上げる。**

③ 職業訓練受講給付金の出席要件の緩和

- ・ 病気などの証明できるやむを得ない理由の欠席を訓練実施日の2割まで認めるを、**理由によらず欠席を訓練実施日の2割まで認める。**

※ 子供のぐずりなどの証明できない理由で訓練を欠席せざるを得ない育児中の女性などが、訓練を受講しやすくする

※ 病気や仕事などのやむを得ない理由の欠席は給付金を減額せずに支給し、それ以外の欠席は給付金を日割りで減額

④ 訓練対象者の拡大

- ・ 働きながら訓練を受講して正社員転換などを目指す非正規雇用労働者の方などの訓練受講を推進するため、「**転職せずに働きながらスキルアップを目指す者**」についても訓練対象者に追加する。

⑤ 訓練基準の要件緩和

- ・ 在職中の求職者、育児・介護や健康上の事情を抱える者の他、自身に不足する必要なスキルを学び早期の再就職を希望する離職者の訓練受講を容易にするため、**短い期間や時間の訓練コースの設定を可能とする。**

【訓練期間】 2か月～6か月→2週間～6か月、【訓練時間】 月100時間以上→月60時間以上

※1 給付金の本人収入要件と訓練基準の特例措置は令和3年2月25日より適用。その他の特例措置は令和3年12月21日より適用。

※2 ②～④は要件を一部見直し、恒久化（①は廃止）、⑤は令和5年度末まで継続。

<参考資料> 令和4年度末に実施した求職支援制度の見直し内容

○労働政策審議会職業安定分科会・人材開発分科会においてコロナ禍での特例措置の在り方を検討の上、求職者支援制度の見直しを実施し、令和5年4月から適用。

① 職業訓練受講給付金の世帯収入要件の緩和

恒久措置

- ・ 配偶者や親と同居している者の訓練受講を容易にするため、**コロナ禍前の世帯収入の要件（月25万円以下）を「月30万円以下」に引き上げる。**

② 職業訓練受講給付金の出席要件の緩和

恒久措置

- ・ **訓練受講に配慮が必要な者**（就労経験が少ない者や育児・介護中の者）の受講促進を図るため、これらの者に限り、**欠席の理由を証明できない場合であっても、訓練実施日の2割までは欠席を認める**（※）。
（※）コロナ禍前は訓練全実施日に出席が必要、病気等の証明できるやむを得ない理由による訓練の欠席は2割まで認める。

③ 通所手当の支給対象の拡大

恒久措置

- ・ 職業訓練受講手当（月10万円）の支給対象とならない者のうち、**収入が一定額以下の者**（※）について、訓練受講を容易にするため、**新たに通所手当のみを支給する。**

（※）本人収入12万円以下、世帯収入34万円以下

（注）職業訓練受講給付金＝職業訓練受講手当（月10万円）＋通所手当＋寄宿手当

④ 訓練対象者の拡大

恒久措置

- ・ 職業能力の向上を希望する非正規雇用労働者の主体的なスキルアップを促進するため、「**働きながらスキルアップを目指す者**（雇用保険被保険者ではない在職者であり、将来的な転職を希望する者）」についても**訓練対象者に追加する。**

⑤ 訓練基準の要件緩和

令和5年度末迄

- ・ 在職中の求職者、育児・介護や健康上の事情を抱える者の他、自身に不足する必要なスキルを学び早期の再就職を希望する離職者の訓練受講を容易にするため、**短い期間や時間の訓練コースの設定を可能とする。**

【訓練期間】2か月～6か月→2週間～6か月、【訓練時間】月100時間以上→月60時間以上

論点等説明シート

事業名	求職者支援制度に必要な経費					
予算の状況 (単位:百万円)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
	予算額(補正後)	25,447	25,213	27,775	26,844	
	執行額	12,990	15,119	精査中		
	執行率	51%	60%	0%		

事業についての論点等

(事業の概要)

○求職者支援制度は、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者が生活支援の職業訓練受講給付金(以下「給付金」という。)を受給しながら、無料の職業訓練を受講し、再就職、転職、スキルアップを目指す制度である。

○求職者が一定の要件を満たせば、訓練受講を容易にするため月額10万円の給付金を支給する。
また給付金のみでは生活支援が不足する者のために求職者支援資金融資制度を設けている。

○(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が認定した求職者支援訓練を行う実施機関に対し、訓練コースに応じ認定職業訓練実施奨励金の支給を行う(基礎コース月額6万円/人、実践コース月額5万円/人)。また、実践コースについては、就職実績に応じ、1人当たり月額1～2万円を付加して支給を行う。

【実施主体】

都道府県労働局

【実績】

- ・訓練受講者数 40,281人(令和4年度)
- ・就職率(※1、2) 基礎コース 54.0%、実践コース 58.2%
 - ※1 訓練修了者の訓練修了後3か月時点の雇用保険が適用される就職率
雇用保険被保険者数 / (就職理由中退者+修了者) × 100
 - ※2 令和4年度就職率は、令和5年4月中に把握可能な令和4年4月から8月末までに終了したコースの訓練修了3か月後の実績

(論点)

- 受講者数は増加傾向にあるものの対象者人員(当初見込み)には届いておらず、求職者支援訓練の利用を促進するための方策を検討するべきではないか。(適切な訓練規模や効果的な周知の在り方)
- デジタル分野の職業訓練への重点化を進める中で、効果的な訓練コースの設定や就職支援を強化するべきではないか。

事業番号

2023 - 厚労 - 22 - 0418

令和5年度行政事業レビューシート		(厚生労働省)					
事業名	がん診療連携拠点病院機能強化事業等		担当部局	健康局	作成責任者		
事業開始年度	平成18年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	がん・疾病対策課 がん・疾病対策課長 西嶋 康浩		
会計区分	一般会計						
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	がん対策基本法第16条		関係する 計画、通知等	「がん対策推進基本計画(令和5年3月)閣議決定」 「がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施について(平成18年9月7日健発0907001号健康局長通知)」			
政策	I-11 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で国民的な健康づくりを推進すること		主要経費	保健衛生対策費			
施策	I-11-3 総合的ながん対策を推進すること						
政策体系・評価書URL	https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/dl/r04_jizenbunseki/I-11-3.pdf						
事業の目的 (5行程度以内)	厚生労働大臣が指定したがん診療連携拠点病院等において、がん医療に従事する医師等に対する研修、がん患者やその家族等に対する相談支援、がんに関する各種情報の収集・提供等の事業を実施することにより、地域におけるがん診療連携の円滑な実施を図るとともに、質の高いがん医療等の提供体制を確立することを目的とする。						
現状・課題 (5行程度以内)	令和5年3月28日に第4期がん対策推進基本計画が閣議決定した。新たながん対策推進基本計画では、誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指すことを目標とし、「がん予防」、「がん医療」及び「がんとの共生」を3本の柱として、がん対策を更に推進することとしている。						
事業概要 (5行程度以内)	厚生労働大臣が指定した、がん診療連携拠点病院等が実施する、以下の事業に対して財政支援を行う。 がん診療連携拠点病院機能強化事業 がん専門医等の育成、がん診療ネットワークの構築、がんの普及啓発、緩和ケアの提供体制の構築、がん患者やその家族に対する相談支援等の事業を行うために必要な経費を補助。						
実施方法	補助						
補助率等	【補助対象】都道府県、独立行政法人等 【補助率】都道府県:1/2, 法人:10/10						
予算額・ 執行額 (単位:百万円) (インプット)	予算の 状況	当初予算(A)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
		補正予算(B)	7,451	7,445	6,066	6,054	-
			-	1,573	544	-	
						-	
						-	
						-	
		前年度から繰越し(C)	-	-	1,573	544	-
		翌年度へ繰越し(D)	-	▲ 1,573	▲ 544	-	
		予備費等(E)	102	51	356	-	
		計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	7,553	7,496	7,995	6,598	-
		執行額(G)	7,501	7,495	7,976		
		執行率(%) =(G)/(F)	99%	100%	100%		
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%) =(G)/[(A)+(B)]	101%	83%	121%				
令和5・6年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算項・目		令和5年度当初予算	令和6年度要求	主な増減理由(・要望額・予備費)		
	(項)	健康増進対策費					
	(目)	疾病予防対策事業費等補助金	6,054				
		その他		-			
		計(A)	6,054	-			

活動内容① (アクティビティ)		厚生労働大臣が指定した、がん診療連携拠点病院等が実施する、がん専門家等の育成、がん診療ネットワークの構築、がんの普及啓発、緩和ケアの提供体制の構築、がん患者やその家族に対する相談支援等の事業に対して財政支援を行う。								
↓										
活動目標及び活動実績① (アウトプット)		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
		がん診療連携拠点病院等における対象事業の実施	補助対象事業を実施したがん診療連携拠点病院等の数	活動実績	箇所	510	514	516	-	-
				当初見込み	箇所	512	515	517	520	520
↓										
成果目標①-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)		地域におけるがん診療連携の円滑な実施が図られ、質の高いがん医療等の提供体制を確立することにより、がんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるようになるため、がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の低下が見込まれる。								
成果目標及び成果実績①-3 (長期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 5年度	
		がんの年齢調整死亡率(75歳未満)を前年度以下へ減少	がんの年齢調整死亡率 [[観察集団の各年齢(年齢階級)の死亡率]×[基準人口集団のその年齢(年齢階級)の人口]]の各年齢(年齢階級)の総和 / 基準人口集団の総人口	成果実績	人口10万対	69.6	67.4	-	-	
				目標値	人口10万対	70	69.6	67.4	-	
				達成度	%	99.4	96.8	-	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		人口動態統計								
アウトカム設定について の説明		アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由								
		-								
		アクティビティ①についてアウトカムが複数設定できない理由								
		現在、がん対策推進協議会において、令和5年3月に閣議決定されたがん対策推進基本計画に係る評価指標について検討を行っているため。								
活動内容② (アクティビティ)		厚生労働大臣が指定した、がん診療連携拠点病院等が実施する、がん専門家等の育成、がん診療ネットワークの構築、がんの普及啓発、緩和ケアの提供体制の構築、がん患者やその家族に対する相談支援等の事業に対して財政支援を行う。								
↓										
活動目標及び活動実績② (アウトプット)		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
		がん診療連携拠点病院において、就労に関する相談支援を実施	がん診療連携拠点病院において、「治療と仕事両立プラン」等を活用して支援した就労に関する相談件数(※R3から集計様式に変更あり)	活動実績	件	29,528	26,891	集計中	-	-
				当初見込み	件	29,070	29,528	26,891	26,891	26,891
↓										
成果目標②-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)		地域におけるがん診療連携の円滑な実施が図られ、質の高いがん医療等の提供体制を確立することにより、がんの状態に応じた適切ながん医療や就労支援を受けることができるようになるため、仕事と治療の両立ができる環境とと思う人の割合の増加等が見込まれる。								
成果目標及び成果実績②-3 (長期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 7年度	
		仕事と治療の両立ができる環境とと思う人の割合を40%	仕事と治療の両立ができる環境と 思う人の割合 ※令和元年度:37.1%	成果実績	%	-	-	-	-	
				目標値	%	-	-	-	40	
				達成度	%	-	-	-	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		がん対策に関する世論調査								
アウトカム設定について の説明		アクティビティ②について定性的なアウトカムを設定している理由								
		-								
		アクティビティ②についてアウトカムが複数設定できない理由								
		現在、がん対策推進協議会において、令和5年3月に閣議決定されたがん対策推進基本計画に係る評価指標について検討を行っているため。								

厚生労働省

7,976百万円

がん診療連携拠点病院機能強化事業等が、適切に遂行できるよう、交付要綱に基づき補助金の交付を行っている。

【補助金等交付】

A 都道府県(47)
1,731百万円

がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施、がん診療連携拠点病院等への補助金の配分

【補助金等交付】

[東京都の例]
B がん診療連携拠点病院等(21)
194百万円

がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施
(独立行政法人、国立大学法人以外)

【補助金等交付】

C がん診療連携拠点病院等(115)
6,245百万円

がん診療連携拠点病院機能強化事業(独立行政法人、国立大学法人)、がんゲノム情報管理センター事業の実施

【一般競争入札(最低価格)等】

[国立がん研究センター(がんゲノム情報管理センター事業)の例]
D 民間団体(25) 2,551百万円

がん患者レポジトリシステム構築、ゲノム医療知識統合システム構築、がんゲノム医療情報利活用システム構築等

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途 （「資金の流れ」において ブロックごとに最大の金額が 支出されている者について記載する。 費目と使途の双方で実情が分かるように記載）	A.			B.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	補助金	がん診療連携拠点病院等に対する補助	194	給与	病理医養成等事業	11
				給与	がん相談支援事業	4
				その他	報償費、会議費、需用費、旅費等	1
	計		194	計		16
	C.			D.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	委託料	がんゲノム情報レポジトリシステム構築等	2,182	委託料	がんゲノム情報レポジトリシステム構築	835
	役務費	システム保守経費等	292	役務費・使用料	ハードウェア・ソフトウェア保守、データセンター・回線利用	269
給料	SE等	208	委託料	ヘルプデスク業務	111	
使用料	データセンター利用料	113	委託料	運用支援業務	29	
報酬	技術審査会謝金等	12				
備品購入費	がんゲノム情報レポジトリシステム構築に係る備品	11				
賃金	事務補助員	53				
その他	消耗品費、郵送料等	9				
計		2,880	計		1,244	

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	東京都	8000020130001	がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施、がん診療連携拠点病院等への補助金の配分	194	補助金等交付	-	--	
2	千葉県	4000020120006	がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施、がん診療連携拠点病院等への補助金の配分	102	補助金等交付	-	--	
3	兵庫県	8000020280003	がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施、がん診療連携拠点病院等への補助金の配分	76	補助金等交付	-	--	
4	京都府	2000020260002	がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施、がん診療連携拠点病院等への補助金の配分	71	補助金等交付	-	--	
5	愛知県	1000020230006	がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施、がん診療連携拠点病院等への補助金の配分	69	補助金等交付	-	--	
6	埼玉県	1000020110001	がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施、がん診療連携拠点病院等への補助金の配分	69	補助金等交付	-	--	
7	大阪府	4000020270008	がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施、がん診療連携拠点病院等への補助金の配分	67	補助金等交付	-	--	
8	静岡県	7000020220001	がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施、がん診療連携拠点病院等への補助金の配分	61	補助金等交付	-	--	
9	長野県	1000020200000	がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施、がん診療連携拠点病院等への補助金の配分	60	補助金等交付	-	--	
10	神奈川県	1000020140007	がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施、がん診療連携拠点病院等への補助金の配分	58	補助金等交付	-	--	

B.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	青梅市立総合病院	8000020132055	がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施	16	補助金等交付	-	--	
2	公益財団法人がん研究会有明病院	1010605002372	がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施	15	補助金等交付	-	--	
3	日本赤十字社武蔵野赤十字病院	6010405002452	がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施	15	補助金等交付	-	--	
4	日本赤十字社医療センター	6010405002452	がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施	14	補助金等交付	-	--	
5	東京都立駒込病院	8011105010314	がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施	12	補助金等交付	-	--	
6	学校法人日本医科大学付属病院	4010005002383	がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施	11	補助金等交付	-	--	
7	株式会社NTT東日本一南関東病院	1011101056945	がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施	11	補助金等交付	-	--	
8	学校法人東京医科大学病院	7011105000935	がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施	9	補助金等交付	-	--	
9	学校法人聖路加国際大学病院	2010005002344	がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施	8	補助金等交付	-	--	
10	慶應義塾大学病院	4010405001654	がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施	8	補助金等交付	-	--	

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	国立研究開発法人国立がん研究センター	6010005015219	がんゲノム情報管理センター事業の実施等	2,880	補助金等交付	-	-	
2	国立研究開発法人国立成育医療研究センター	6010905002126	がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施	122	補助金等交付	-	-	
3	独立行政法人国立病院機構九州がんセンター	1013205001281	がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施	101	補助金等交付	-	-	
4	国立大学法人東北大学病院	7370005002147	がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施	99	補助金等交付	-	-	
5	国立大学法人京都大学医学部附属病院	3130005005532	がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施	88	補助金等交付	-	-	
6	国立大学法人九州大学病院	3290005003743	がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施	87	補助金等交付	-	-	
7	国立大学法人三重大学医学部附属病院	2190005003044	がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施	87	補助金等交付	-	-	
8	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学医学部附属病院	3180005006071	がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施	86	補助金等交付	-	-	
9	国立大学法人広島大学広島大学病院	1240005004054	がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施	72	補助金等交付	-	-	
10	独立行政法人国立病院機構四国がんセンター	1013205001281	がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施	71	補助金等交付	-	-	

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	富士通株式会社	1020001071491	がんゲノム情報レポジトリシステム更改 一式	558	一般競争契約 (総合評価)	1	84.9%	-
2	株式会社日立製作所	7010001008844	がんゲノム医療情報利活用システム構築	440	随意契約 (その他)	-	100%	-
3	三井情報株式会社	6010401078785	ゲノム医療知識統合システム構築	364	随意契約 (その他)	-	100%	-
4	富士通株式会社	1020001071491	がんゲノム情報レポジトリシステム構築	270	随意契約 (その他)	-	100%	-
5	富士通株式会社	1020001071491	ハードウェア・ソフトウェア保守、データセンター・回線利用	269	随意契約 (その他)	-	100%	-
6	三井情報株式会社	6010401078785	運用支援業務	182	一般競争契約 (最低価格)	1	99%	-
7	株式会社日立製作所	7010001008844	運用支援業務	111	一般競争契約 (最低価格)	1	99%	-
8	富士通株式会社	1020001071491	ヘルプデスク業務	110	一般競争契約 (最低価格)	1	99%	-
9	クラスメソッド株式会社	5011101037603	クラウド利用料	69	一般競争契約 (最低価格)	1	100%	-
10	富士通株式会社	1020001071491	運用支援業務	26	一般競争契約 (最低価格)	1	99%	-
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	

がん診療連携拠点病院機能強化事業等

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

がん診療連携拠点病院機能強化事業等

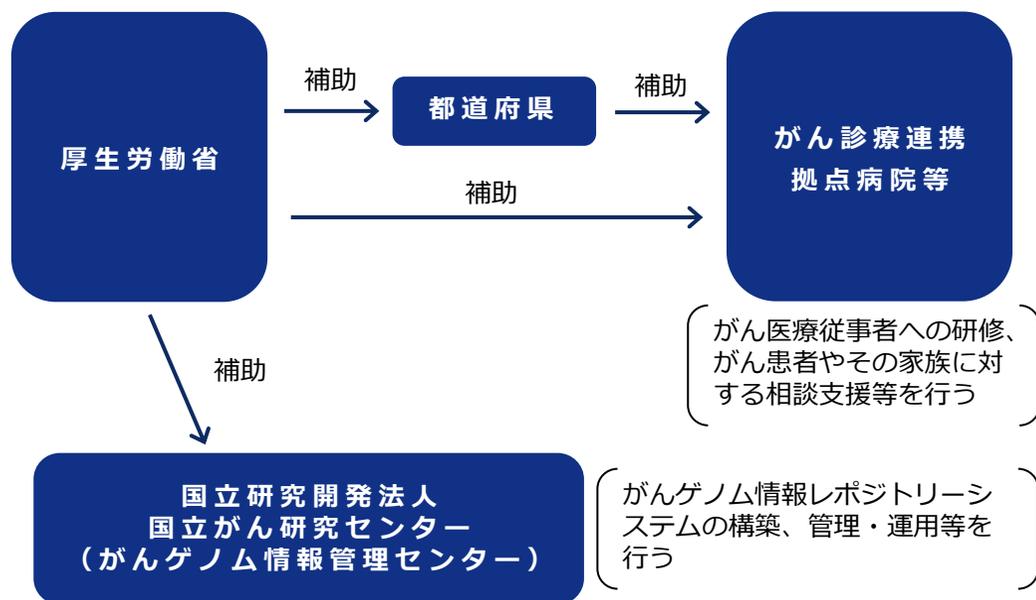
令和5年度当初予算額 60.5億円 (60.7億円) ※ ()内は前年度当初予算額

令和4年度補正予算額 5.4億円

1 事業の目的

厚生労働大臣が指定したがん診療連携拠点病院等において、がん医療に従事する医師等に対する研修、がん患者やその家族等に対する相談支援、がんに関する各種情報の収集・提供等の事業を実施することにより、地域におけるがん診療連携の円滑な実施を図るとともに、質の高いがん医療等の提供体制を確立することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

○がん診療連携拠点病院機能強化事業費

- ・実施主体：
がん診療連携拠点病院
小児がん中央機関
小児がん拠点病院
がんゲノム医療中核拠点病院
がんゲノム医療拠点病院 等
- ・補助率：1/2、10/10

○がんゲノム情報管理センター事業費

- ・実施主体：
国立研究開発法人
国立がん研究センター
(がんゲノム情報管理センター)
- ・補助率：10/10

がん診療連携拠点病院機能強化事業費（全体）

「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（令和4年8月1日健発0801第16号健康局長通知の別添）等に基づき、厚生労働大臣が指定したがん診療連携拠点病院等において、医療従事者の養成、相談支援、普及啓発等の事業を実施し、地域におけるがん診療連携の円滑な実施を図るとともに、質の高いがん医療等の提供体制を確立することを目的とする。

事業名	R5予算額	事業内容
がん診療連携拠点病院機能強化事業	36億円	都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院及び特定領域がん診療連携拠点病院において、医療従事者の養成、相談支援、普及啓発・情報提供等を実施する。
小児がん中央機関機能強化事業	0.6億円	小児がん中央機関において、小児がん拠点病院への支援や小児がん患者や経験者等の発達段階に応じた長期的な相談支援体制の構築等を実施する。
小児がん拠点病院機能強化事業	3.2億円	小児がん拠点病院において、医療従事者の養成、相談支援、プレイルールの運営等を実施する。
がんゲノム医療中核拠点病院等機能強化事業	10億円	がんゲノム中核拠点病院及びがんゲノム医療拠点病院において、がんゲノム医療に関する支援、体制整備、医療従事者の養成等を実施する。
希少がん中央機関機能強化事業	0.7億円	希少がん中央機関機能強化事業（国立がん研究センター）において、希少がん対策ワーキンググループの運営、病理コンサルテーションの充実、希少がんに関する情報提供、希少がんホットラインによる相談支援等を実施する。

がんゲノム情報管理センター事業費

令和5年度当初予算額 10億円 (10億円) ※ ()内は前年度当初予算額

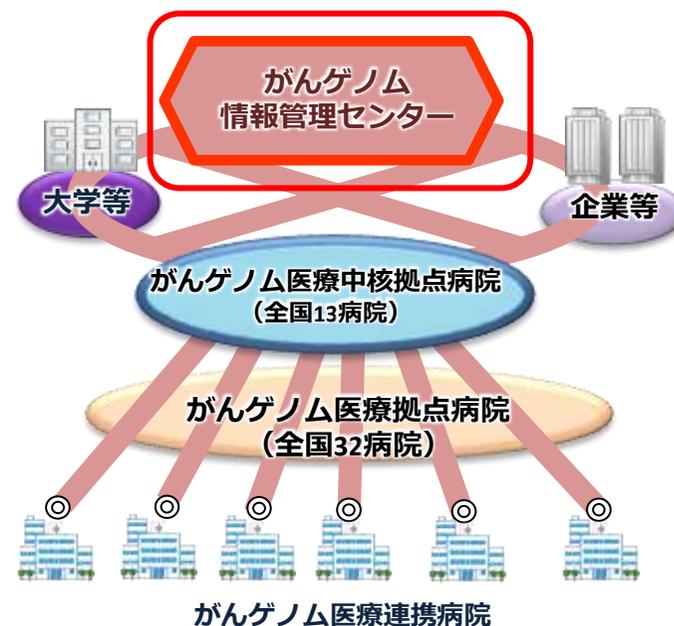
令和4年度補正予算額 5.4億円

1 背景

がんゲノム医療推進コンソーシアム懇談会報告書（平成29年6月）において「がんゲノム情報の集約・管理・利活用を図るためには、がんゲノム医療・研究のマスターデータベースである「がんゲノム情報レポジトリ（仮称）」を構築し、管理・運営する機関として「がんゲノム情報管理センター（仮称）」を新たに設置する必要がある。」と提言されたことを踏まえ、平成30年4月から、国立がん研究センターにおいて、がんゲノム情報レポジトリシステムの構築を開始し、同年6月に同センターに「がんゲノム情報管理センター」を設置し、当該システムの管理・運営を行っている。

2 事業の概要

- ① がんゲノム情報レポジトリシステムの構築等
がんゲノム情報の集約・管理・利活用を図るため、がんゲノム医療中核拠点病院等から提供されるゲノム関連情報（パネル検査結果、臨床情報、治験情報等）を集約化した「がんゲノム医療・研究のマスターデータベース（がんゲノム情報レポジトリシステム）」を構築し、その管理・運営を行う。
- ② がんゲノム医療中核拠点病院等連絡会議
がんゲノム情報管理センター及びがんゲノム医療中核拠点病院の連携・協働に係る課題やがんゲノム医療に係る取り組みの推進状況等について検討を実施。
- ③ 情報利活用審査会
がんゲノム情報センターにおいて、情報利活用審査会の設置・運営を行う。



論点と見直しの方向性①

論点①

現行の成果指標である「がんの年齢調整死亡率」及び「仕事と治療の両立ができる環境と思う人の割合」については、がん医療の提供や相談支援等の体制が充実することによる長期的な成果を測りうる指標ではあるものの、本事業の成果をより適切に評価するためには、がん患者が本事業の実施による効果をどの程度実感できているかといった視点を十分踏まえた成果指標を設定する必要があるのではないかと。

<成果目標及び成果実績>

成果目標及び成果実績①-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 5年度
	がんの年齢調整死亡率(75歳未満)を前年度以下へ減少		がんの年齢調整死亡率 [[観察集団の各年齢(年齢階級)の死亡率]×[基準人口集団のその年齢(年齢階級)の人口]]の各年齢(年齢階級)の総和 / 基準人口集団の総人口	成果実績	人口10万対	69.6	67.4	-
目標値				人口10万対	70	69.6	67.4	-
達成度				%	99.4	96.8	-	-
成果目標及び成果実績②-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 7年度
	仕事と治療の両立ができる環境と思う人の割合を40%	仕事と治療の両立ができる環境と思う人の割合 ※令和元年度:37.1%	成果実績	%	-	-	-	-
目標値			%	-	-	-	40	
達成度			%	-	-	-	-	

※出典：がんの年齢調整死亡率…人口動態統計／仕事と治療の両立ができる環境と思う人の割合…世論調査

論点と見直しの方向性①

本事業の実施状況①

現在、厚生労働大臣が指定した**全国のがん診療連携拠点病院等**において、**がん死亡率の減少**や**仕事と治療の両立**に向けて、以下の事業を実施している。

<実施事業>

- ・がん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する**医師・薬剤師・看護師等を対象とした研修**
- ・がん診療連携拠点病院間の密接な連携等を図るための「**都道府県がん診療連携協議会**」の**設置・運営**
- ・**がん相談支援センターを設置**し、がん患者や家族が持つ**医療や就労等の課題に関する相談支援**の実施
- ・その他（緩和ケアの推進、診断等支援、病理コンサルテーションの実施、普及啓発・情報提供 等）

【事業内容と現在の成果目標との関係】



※ 現在の成果目標は、**本事業における長期的な目標のみ**が置かれている状況。

論点と見直しの方向性①

見直しの方向性①

- 本事業の実施により、長期的には「がん死亡率の減少」、「仕事と治療の両立」への効果が期待できるが、本事業の効果をより適切に評価するためには、長期アウトカムの設定に加え、**本事業の効果が長期アウトカムにどれだけ寄与しているかを示す中間アウトカムの設定**が必要であると考えられる。
- また、質の高いがん医療や就労支援等の提供体制の整備は**専らがん患者のために行われるもの**であることから、**がん患者が本事業の実施による効果をどの程度実感できているかといった視点**を十分踏まえた成果指標を設定し、**本事業の効果をより適切に評価**できるよう見直しを検討する。

【中間アウトカム設定のイメージ】



※**支援を実際に受けるがん患者の声をがん対策に反映**できるよう**適切な中間アウトカムを設定**

(注) 現在、**がん患者当事者も参画するがん対策推進協議会**において、令和5年3月に閣議決定された**がん対策推進基本計画**における各施策に係る**ロジックモデルを策定**すべく検討を行っているところであり、本年夏頃を目途に結論を得る予定。

中間アウトカム設定にあたっての参考データ集

<医療の提供関係>

		出典
がん診療連携拠点病院等での初回治療開始割合	52.7%	院内がん登録（2018）
確定診断から治療開始までが1ヶ月未満の人	62.2%（成人） 80.6%（小児）	患者体験調査（2018） 小児患者体験調査（2019）
緩和ケア研修会の修了者数（医師・医師以外）	157,715人	緩和ケア研修等事業（2021）
1拠点病院あたりの地域連携推進のための多施設合同会議の平均開催数	5.5回	現況報告（2018）
がん治療決定までに医療スタッフから治療に関する十分な情報を得られた患者の割合	75.0%	患者体験調査（2018）
専門的な医療を受けられたと思う患者の割合	78.7%	患者体験調査（2018）
今回受けたがんの診断・治療全般の総合的評価（0～10点）	7.9点	患者体験調査（2018）

<就労等の相談支援等関係>

		出典
がん相談支援センター/相談支援センターについて知っているがん患者・家族の割合	66.4%（成人） 66.4%（小児）	患者体験調査（2018） 小児患者体験調査（2019）
がん診断から治療開始前に病気や療養生活について相談できたと感じるがん患者の割合	76.3%	患者体験調査（2018）
① がん治療のために退職・廃業した人の割合 ② ①のうち、再就職・復業の希望はあるが現時点では無職である人の割合	①19.8% ②22.5%	患者体験調査（2018）

論点と見直しの方向性②

論点②

がんに関する普及啓発については、各地域の「がん診療連携拠点病院」等が地域住民等に対し、様々な取組を行っているが、より効果的・効率的な手法がないか検討する必要があるのではないかと。

本事業の実施状況②

現在、各地域の拠点病院等において、様々な普及啓発事業が展開されている。

＜普及啓発事業の例＞

- ・リーフレット、ポスターの作成
- ・がん患者やその家族、地域住民を対象とした公開講座
- ・がん情報を掲載したHPの整備
- ・地域の学校におけるがん教育出張講座

見直しの方向性②

例えば、他の拠点病院等で行われている地域の実情に応じた効果的な普及啓発手法を自施設にも取り入れることや、近隣の拠点病院間で連携して広域的に普及啓発を実施すること等により、より効果的・効率的な普及啓発の実施が可能になると考えられる。

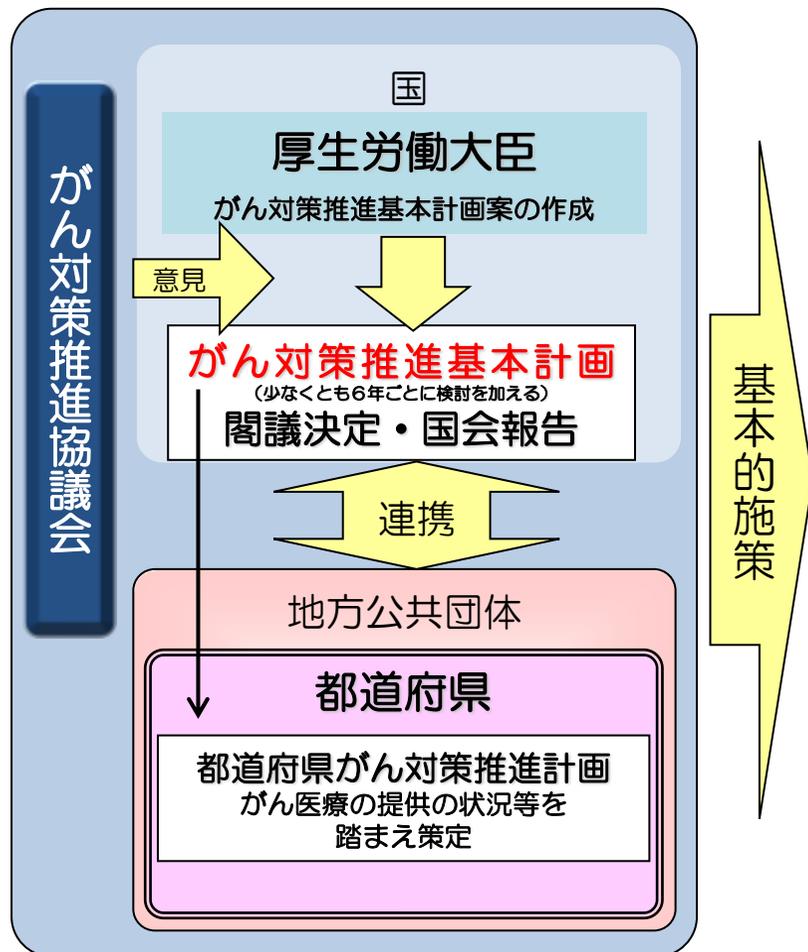
このため、全国の拠点病院が集まる会議の場などで他の拠点病院の取組みを紹介する機会を設けること等を検討する。

參考資料

がん対策基本法（平成18年法律第98号）

（平成18年6月成立、平成19年4月施行、平成28年12月改正・施行）

がん対策を総合的かつ計画的に推進



第一節：がん予防及び早期発見の推進

- がんの予防の推進
- がん検診の質の向上等

第二節：がん医療の均てん化の促進等

- 専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成、医療機関の整備等
- がん患者の療養生活の質の維持向上
- がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等

第三節：研究の推進等

- がんに関する研究の促進並びに研究成果の活用
- 罹患している者の少ないがん及び治療が特に困難であるがんに係る研究の促進 等

第四節：がん患者の就労等

- がん患者の雇用の継続等
- がん患者における学習と治療との両立
- 民間団体の活動に対する支援

第五節：がんに関する教育の推進

- 学校教育等におけるがんに関する教育の推進

基本的施策

国

民

第4期がん対策推進基本計画（令和5年3月28日閣議決定）概要

第1. 全体目標と分野別目標 / 第2. 分野別施策と個別目標

全体目標：「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す。」

「がん予防」分野の分野別目標

がんを知り、がんを予防すること、がん検診による早期発見・早期治療を促すことで、がん罹患率・がん死亡率の減少を目指す

1. がん予防

- がんの1次予防
 - 生活習慣について
 - 感染症対策について
- がんの2次予防（がん検診）
 - 受診率向上対策について
 - がん検診の精度管理等について
 - 科学的根拠に基づくがん検診の実施について

「がん医療」分野の分野別目標

適切な医療を受けられる体制を充実させることで、がん生存率の向上・がん死亡率の減少・全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す

2. がん医療

- がん医療提供体制等
 - 医療提供体制の均てん化・集約化について
 - がんゲノム医療について
 - 手術療法・放射線療法・薬物療法について
 - チーム医療の推進について
 - がんのリハビリテーションについて
 - 支持療法の推進について
 - がんと診断された時からの緩和ケアの推進について
 - 妊孕性温存療法について
- 希少がん及び難治性がん対策
- 小児がん及びAYA世代のがん対策
- 高齢者のがん対策
- 新規医薬品、医療機器及び医療技術の速やかな医療実装

「がんとの共生」分野の分野別目標

がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現することで、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す

3. がんとの共生

- 相談支援及び情報提供
 - 相談支援について
 - 情報提供について
- 社会連携に基づく緩和ケア等のがん対策・患者支援
- がん患者等の社会的な問題への対策（サバイバーシップ支援）
 - 就労支援について
 - アピアランスケアについて
 - がん診断後の自殺対策について
 - その他の社会的な問題について
- ライフステージに応じた療養環境への支援
 - 小児・AYA世代について
 - 高齢者について

4. これらを支える基盤

- 全ゲノム解析等の新たな技術を含む更なるがん研究の推進
- 人材育成の強化
- がん教育及びがんに関する知識の普及啓発
- がん登録の利活用の推進
- 患者・市民参画の推進
- デジタル化の推進

第3. がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 関係者等の連携協力の更なる強化
- 感染症発生・まん延時や災害時等を見据えた対策
- 都道府県による計画の策定
- 国民の努力
- 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
- 目標の達成状況の把握
- 基本計画の見直し

〈がん診療連携拠点病院等の全体像〉

◆都道府県がん診療連携協議会（都道府県協議会）

都道府県がん診療連携拠点病院は都道府県協議会を設置し、都道府県内のがん診療に係る情報の共有、評価、分析及び発信を行う。

都道府県がん診療連携拠点病院(51か所)

- ・都道府県における中心
- ・都道府県下の拠点病院等のとりまとめ(研修実施、情報提供等)

都道府県がん診療連携拠点病院(特例型)(2か所)
指定要件を欠くなどの事態が発生した場合

地域がん診療連携拠点病院(355か所)

- ・がん医療圏に原則1か所整備
- ・専門的ながん医療の提供・連携体制の整備

地域がん診療連携拠点病院(特例型)(24か所)
指定要件を欠くなどの事態が発生した場合

特定領域がん診療連携拠点病院(1か所)

- ・特定のがんについて都道府県で最も多くの患者を診療

特定領域がん診療連携拠点病院(特例型)(なし)
指定要件を欠くなどの事態が発生した場合

地域がん診療病院(47か所)

- ・がん診療連携拠点病院のないがんの医療圏に1か所整備
- ・グループ指定(隣接するがん診療連携拠点病院との連携)

地域がん診療病院(特例型)(6か所)
指定要件を欠くなどの事態が発生した場合

国・厚生労働省

◆都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会（国協議会）

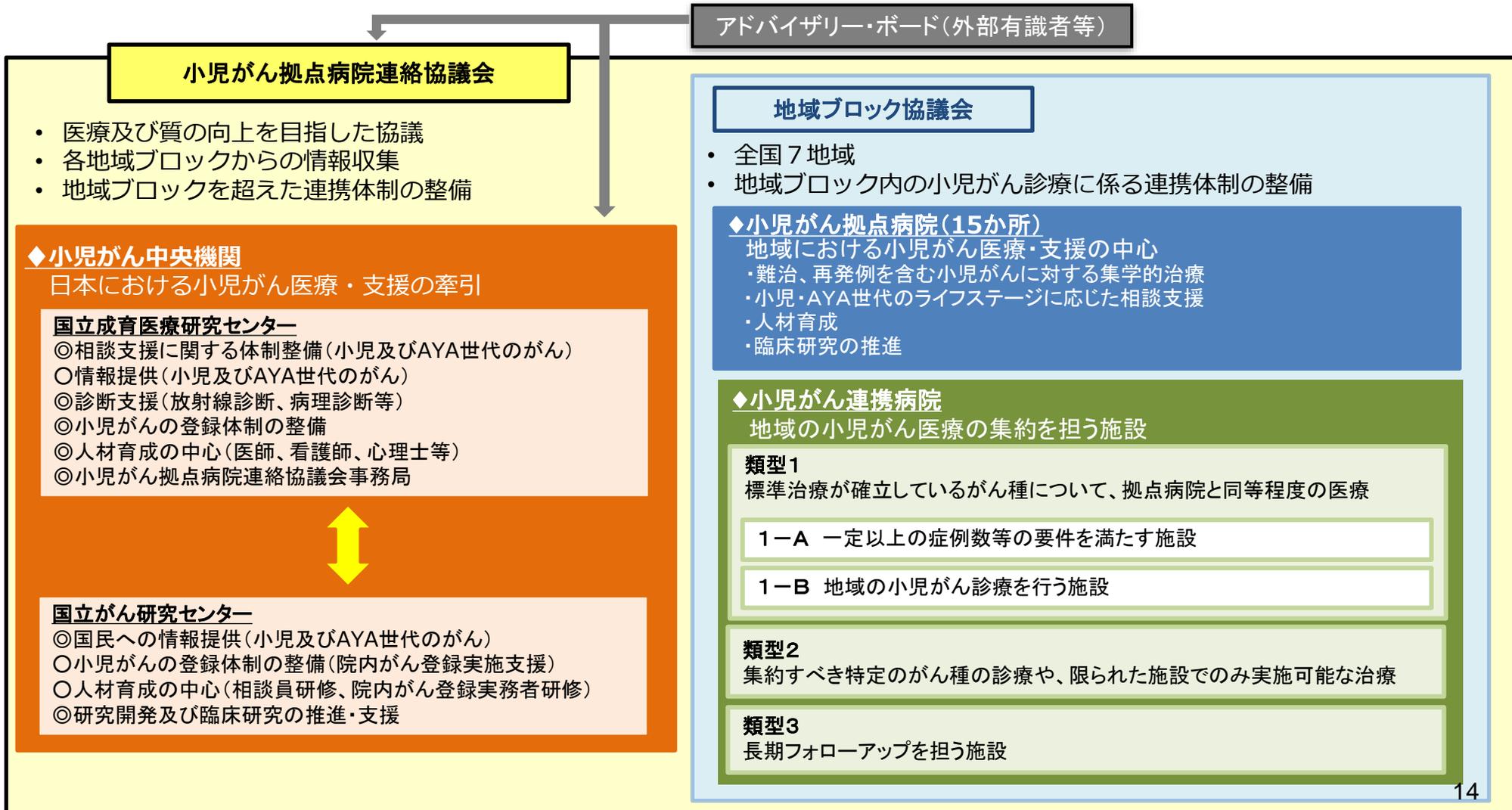
国立がん研究センターと都道府県がん診療連携拠点病院が連携し、情報収集、共有、評価、広報を行う。

国立がん研究センター(2か所)

- ・がん対策の中核的機関としてがん医療を牽引
- ・都道府県下のがん診療連携拠点病院等に対し、診療支援、情報提供、人材育成等の役割を担う
- ・我が国におけるがん診療等に関する情報を収集、分析、評価し、改善方策を検討した上で国に提言

小児がん拠点病院等の全体像（令和4年8月 整備指針）

- 「小児がん中央機関」は、指定の検討会の意見を踏まえ、厚生労働大臣が指定する。
- 「小児がん拠点病院」は、指定の検討会の意見を踏まえ、厚生労働大臣が指定する。
- 「小児がん連携病院」は、地域ブロック協議会の意見を踏まえ、小児がん拠点病院が指定する。
（「類型1-A」「類型1-B」「類型2」「類型3」の4類型ある。）



アドバイザー・ボード(外部有識者等)

小児がん拠点病院連絡協議会

- 医療及び質の向上を目指した協議
- 各地域ブロックからの情報収集
- 地域ブロックを超えた連携体制の整備

◆小児がん中央機関

日本における小児がん医療・支援の牽引

国立成育医療研究センター

- ◎相談支援に関する体制整備(小児及びAYA世代のがん)
- 情報提供(小児及びAYA世代のがん)
- ◎診断支援(放射線診断、病理診断等)
- ◎小児がんの登録体制の整備
- ◎人材育成の中心(医師、看護師、心理士等)
- ◎小児がん拠点病院連絡協議会事務局

国立がん研究センター

- ◎国民への情報提供(小児及びAYA世代のがん)
- 小児がんの登録体制の整備(院内がん登録実務支援)
- 人材育成の中心(相談員研修、院内がん登録実務者研修)
- ◎研究開発及び臨床研究の推進・支援

地域ブロック協議会

- 全国7地域
- 地域ブロック内の小児がん診療に係る連携体制の整備

◆小児がん拠点病院(15か所)

地域における小児がん医療・支援の中心

- ・難治、再発例を含む小児がんに対する集学的治療
- ・小児・AYA世代のライフステージに応じた相談支援
- ・人材育成
- ・臨床研究の推進

◆小児がん連携病院

地域の小児がん医療の集約を担う施設

類型1

標準治療が確立しているがん種について、拠点病院と同等程度の医療

1-A 一定以上の症例数等の要件を満たす施設

1-B 地域の小児がん診療を行う施設

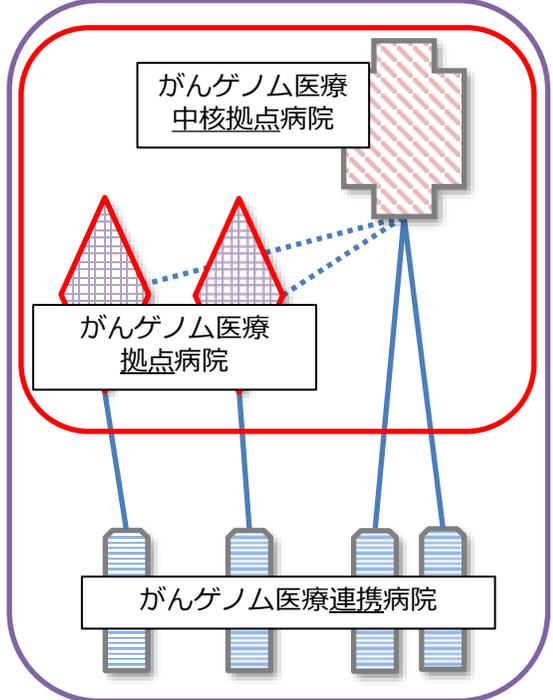
類型2

集約すべき特定のがん種の診療や、限られた施設でのみ実施可能な治療

類型3

長期フォローアップを担う施設

がんゲノム医療中核拠点病院等の全体像



がんゲノム中核拠点病院又は拠点病院が、がんゲノム医療連携病院を選定する。

	患者説明 (検査)	検体準備	シーケンス実施	エキスパートパネル	レポート作成	患者説明 (結果)	治療	研究開発 先進医療・治験	人材育成
	患者説明 検体準備	シーケ ンス実施	専門家 会議	レポー ト作成	患者説 明	治療	研究開 発	人材育 成	
中核 拠点	必須	外注可	必須	必須	必須	必須	必須	必須	
拠点	必須	外注可	必須	必須	必須	必須	連携	連携	
連携	必須	外注可	中核拠点あるい は拠点病院の会 議等に参加	必須	必須	必須	連携	連携	

- がんゲノム医療中核拠点病院 : 人材育成、診療支援、治験・先進医療主導、研究開発を担い、がんゲノム医療を牽引する。
- がんゲノム医療拠点病院 : がん遺伝子パネル検査の医学的解釈が自施設で完結できる医療機関。医療提供体制については中核拠点病院と同等。人材育成、治験・先進医療等については連携病院と同等。
- がんゲノム医療連携病院 : 中核拠点病院・拠点病院と連携してがん遺伝子パネル検査を実施する医療機関。

- がんゲノム医療提供体制においては、**中核拠点病院又は拠点病院**に連携病院が連携する。
- 人材育成、治験・先進医療などにおいては、**中核拠点病院**に拠点病院及び連携病院が連携する。

がん対策推進協議会

○がん対策基本法（平成18年法律第98号）（抄）

第四章 がん対策推進協議会

第二十四条 厚生労働省に、がん対策推進基本計画に関し、第十条第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、がん対策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第二十五条 協議会は、委員二十人以内で組織する。

2 協議会の委員は、がん患者及びその家族又は遺族を代表する者、がん医療に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 協議会の委員は、非常勤とする。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第十条 政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する基本的な計画(以下「がん対策推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 がん対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

3 厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長と協議するとともに、がん対策推進協議会の意見を聴くものとする。

5 政府は、がん対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6～7

8 第三項から第五項までの規定は、がん対策推進基本計画の変更について準用する。

論点等説明シート

事業名	がん診療連携拠点病院機能強化事業等					
予算の状況 (単位:百万円)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
	予算額(補正後)	7,553	7,496	7,995	6,598	/
	執行額	7,501	7,495	7,976	/	/
	執行率	99%	100%	100%	/	/

事業についての論点等

(事業の概要)

地域におけるがん診療連携の円滑な実施を図るとともに、質の高いがん医療等の提供体制を確立することを目的として、厚生労働大臣が指定したがん診療連携拠点病院等が実施する、がん医療に従事する医師等に対する研修、がん患者やその家族等に対する相談支援、がんに関する各種情報の収集・提供等の事業に対して財政支援を行う。

(主な事業内容)

- ・がん専門医等の育成
- ・がん診療ネットワークの構築
- ・がん患者やその家族に対する相談支援
- ・がんの普及啓発
- ・緩和ケアの提供体制の構築 等

<成果目標及び成果実績>

成果目標及び成果実績①-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 5年度	
	がんの年齢調整死亡率(75歳未満)を前年度以下へ減少			がんの年齢調整死亡率 [[観察集団の各年齢(年齢階級)の死亡率]×[基準人口集団のその年齢(年齢階級)の人口]]の各年齢(年齢階級)の総和 / 基準人口集団の総人口	成果実績	人口10万対	69.6	67.4
目標値			人口10万対		70	69.6	67.4	-
達成度			%		99.4	96.8	-	-
成果目標及び成果実績②-3 (長期アウトカム)	仕事と治療の両立ができる環境とと思う人の割合を40%	仕事と治療の両立ができる環境とと思う人の割合 ※令和元年度:37.1%	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 7年度	
				成果実績	%	-	-	-
				目標値	%	-	-	40
				達成度	%	-	-	-

(論点)

- ・現行の成果指標である「がんの年齢調整死亡率」及び「仕事と治療の両立ができる環境とと思う人の割合」については、がん医療の提供や相談支援等の体制が充実することによる長期的な成果を測りうる指標ではあるものの、本事業の成果をより適切に評価するためには、がん患者が本事業の実施による効果をどの程度実感できているかといった視点を十分踏まえた成果指標を設定する必要があるのではないか。
- ・がんに関する普及啓発については、各地域の「がん診療連携拠点病院」等が地域住民等に対し、様々な取組を行っているが、より効果的・効率的な手法がないか検討する必要があるのではないか。

事業番号

2023 - 厚労 - 22 - 0817

		令和5年度行政事業レビューシート			(厚生労働省)		
事業名	在宅福祉事業費補助金			担当部局庁	老健局		
事業開始年度	昭和38年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	認知症施策・地域介護推進課		
作成責任者	課長 笹子 宗一郎						
会計区分	一般会計						
根拠法令(具体的な条項も記載)				関係する計画、通知等	老人クラブ活動等事業の実施について(平成13年10月1日老発第390号)		
政策	X 高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること			主要経費	生活扶助等社会福祉費		
施策	高齢者の在宅生活に必要な生活支援・介護予防サービスを提供するとともに、生活機能の維持向上によって虚弱を防ぎ元気で豊かな老後生活を支援すること(施策目標X-1-2)						
政策体系・評価書URL	https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/dl/r04_jizenbunseki/XI-1-2.pdf						
事業の目的(5行程度以内)	老人クラブ活動等の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的とする。(参考)老人福祉法 第13条第2項 地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。 第26条第2項 国は、前項に規定するもののほか、都道府県又は市町村に対し、この法律に定める老人の福祉のための事業に要する費用の一部を補助することができる。						
現状・課題(5行程度以内)	高齢化の進展に伴い、高齢者の社会参加や生きがいづくり、健康づくり・介護予防の推進が重要である。こうした中、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブにおいては、「①健康・②友愛・③奉仕」を掲げた三大運動に取り組んでおり、具体的には、①スポーツ、体操、芸術などの活動を通じた「健康活動」、②地域の中での集いの場づくり、独居高齢者等の安否確認などの「友愛活動」、③清掃や交通安全などの地域活動を通じた「奉仕活動」を行い、高齢者の生きがいや健康づくりに留まらない、地域社会に根ざした役割も担っている(R4実績見込み:健康づくり介護予防支援事業の実施市町村老人クラブ連合会数1383、地域支え合い事業の実施市町村老人クラブ連合会数993)。こうした高齢者の社会参加や生きがいづくりに取り組む老人クラブ活動の推進は重要な課題となっている。						
事業概要(5行程度以内)	老人クラブ及び市町村や都道府県・指定都市の老人クラブ連合会が行う各種活動等(高齢期の健康保持・増進、高齢者相互の支え合い活動、こどもを見守る活動や防災などの地域の支え合いに資する事業、活動を推進する指導者の養成など)に対する助成を実施する。						
事業概要URL							
実施方法	補助						
補助率等	1/3、1/2、10/10						
予算額・執行額(単位:百万円)(インプット)	予算の状況	当初予算(A)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
		補正予算(B)	-	-	-	-	-
		前年度から繰越し(C)	-	-	-	-	-
		翌年度へ繰越し(D)	-	-	-	-	-
		予備費等(E)	-	-	-	-	-
		計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	2,572	2,572	2,491	2,411	-
		執行額(G)	2,367	2,282	2,205	-	-
		執行率(%) =(G)/(F)	92%	89%	89%	-	-
		当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%) =(G)/[(A)+(B)]	92%	89%	89%	-	-
		歳出予算項・目	令和5年度当初予算	令和6年度要求	主な増減理由(・要望額・予備費)		
(項)	高齢者日常生活支援等推進費						
(目)	在宅福祉事業費補助金	2,411					
	その他						
計(A)		2,411					
令和5・6年度予算内訳(単位:百万円)							

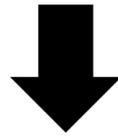
活動内容① (アクティビティ)		老人クラブや市町村、指定都市、都道府県の老人クラブ連合会が行う各種活動に対し、都道府県等が補助する事業等に対して補助を行う。								
↓										
活動目標及び活動実績 ① (アウトプット)		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
		老人クラブ活動の実施	老人クラブ数	活動実績	箇所	87,698	84,235	80,205	-	-
				当初見込み	箇所	90,611	87,698	84,235	80,205	-
↓		成果目標①-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)		老人クラブ活動等の実施は、高齢者の生きがいづくりや健康づくりの推進に寄与するものであり、事業の目的である「明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上」に資するものであることを踏まえ、成果目標を設定した。						
成果目標及び成果実績 ①-3 (長期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 - 年度	
		老人クラブ活動等の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを旨とする。	-	成果実績	-	-	-	-	-	
				目標値	-	-	-	-	-	
				達成度	%	-	-	-	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		-								
アウトカム設定について の説明		<p style="text-align: center;">アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由</p> <p>本事業の目的は高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することであり、成果目標を定量的に示すことは困難。今後、老人クラブの活動実態の把握を通じて、アウトプット指標の設定など指標の充実を検討してまいりたい。</p> <p style="text-align: center;">アクティビティ①についてアウトカムが複数設定できない理由</p> <p>上記と同じ。</p>								
活動内容② (アクティビティ)		市町村の老人クラブ連合会が行う各種活動に対し、都道府県等が補助する事業等に対して補助を行う。								
↓										
活動目標及び活動実績 ② (アウトプット)		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
		市町村老人クラブ連合会による活動の実施	市町村老人クラブ連合会数	活動実績	箇所	1,816	1,805	1,804	-	-
				当初見込み	箇所	1,828	1,816	1,805	1,804	-
↓		成果目標②-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)		老人クラブ活動等の実施は、高齢者の生きがいづくりや健康づくりの推進に寄与するものであり、事業の目的である「明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上」に資するものであることを踏まえ、成果目標を設定した。						
成果目標及び成果実績 ②-3 (長期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 - 年度	
		老人クラブ活動等の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを旨とする。	-	成果実績	-	-	-	-	-	
				目標値	-	-	-	-	-	
				達成度	%	-	-	-	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		-								
アウトカム設定について の説明		<p style="text-align: center;">アクティビティ②について定性的なアウトカムを設定している理由</p> <p>本事業の目的は高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することであり、成果目標を定量的に示すことは困難。今後、老人クラブの活動実態の把握を通じて、アウトプット指標の設定など指標の充実を検討してまいりたい。</p> <p style="text-align: center;">アクティビティ②についてアウトカムが複数設定できない理由</p> <p>上記と同じ。</p>								

活動内容③ (アクティビティ)	指定都市、都道府県の老人クラブ連合会が行う各種活動に対し、都道府県等が補助する事業等に対して補助を行う。									
↓										
活動目標及び活動実績 ③ (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込	
	都道府県・指定都市老人クラブ連合会による活動の実施	都道府県・指定都市老人クラブ連合会数□	活動実績	箇所	63	63	63	-	-	
			当初見込み	箇所	63	63	63	63	-	
↓	成果目標③-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)	老人クラブ活動等の実施は、高齢者の生きがいづくりや健康づくりの推進に寄与するものであり、事業の目的である「明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上」に資するものであることを踏まえ、成果目標を設定した。								
成果目標及び成果実績 ③-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 - 年度		
	老人クラブ活動等の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを旨とする。		成果実績	-	-	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-	-
		達成度	%	-	-	-	-	-	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績										
アウトカム設定について の説明	アクティビティ③について定性的なアウトカムを設定している理由									
	本事業の目的は高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することであり、成果目標を定量的に示すことは困難。今後、老人クラブの活動実態の把握を通じて、アウトプット指標の設定など指標の充実を検討してまいりたい。									
	アクティビティ③についてアウトカムが複数設定できない理由									
	上記と同じ。									

アクティビティから長期アウトカムについて6つ以上記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載		チェック	
事業に関連する KPIが定められて いる関連決定等	名称	-	
	URL	-	
	該当箇所	-	
事業所管部局による点検・改善			
点検結果	老人クラブは、健康活動や、地域の中での見守り支援、ボランティア活動など多種多様な活動を行っており、全国の老人クラブ数は約8万にのぼり、地域において重要な役割を担っている。 具体的な活動としては、地域の実情に応じて多種多様に組み込まれており、例えば、 ・スポーツ・体操、体力測定などの教室の開催、認知症の理解と対応方法などを学ぶ学習会の開催など、高齢者自身の介護予防に資する取組のほか、 ・地域住民も参加可能なカフェの開催、ゴミ出しや買い物代行などのボランティア活動、 ・高齢消費者被害防止の啓蒙活動、交通安全活動、地域のこどもとの世代間交流、 など、地域共生社会の実現に向けた地域の支え合いの推進の役割も果たしている。 また、毎年、全国持ち回りで厚生労働省と都道府県等で主催する全国健康福祉祭(ねんりんピック)において、開催地域の老人クラブにより、その地域の文化の紹介等を通じ、高齢者だけでなく、広く国民に健康づくりや社会参加の意義を伝える役割も果たしている。 一方、これまでの執行実績を踏まえ、予算額の見直しを行っているところ。	目標年度における効果測定に関する評価(令和〇年度実施)	
改善の 方向性	老人クラブ活動の実態を踏まえつつ、予算額の精査も行いながら、引き続き事業を継続する。		
外部有識者の所見			
行政事業レビュー推進チームの所見に至る過程及び所見			
(選択してください)			
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			
(選択してください)			

公開プロセス・秋の年次公開検証(秋のレビュー)における取りまとめ														
過去に受けた指摘事項 と対応状況	上記への対応状況													
	その他の指摘事項													
	上記への対応状況													
	備考													
	-													
	関連する過去のレビューシートの事業番号													
平成23年度	481													
平成24年度	424													
平成25年度	816													
平成26年度	813													
平成27年度	824													
平成28年度	790													
平成29年度	0791													
平成30年度	787													
令和元年度	厚生労働省	-		-	0800									
令和2年度	厚生労働省				0820									
令和3年度	2021	厚労	20		0896									
令和4年度	2022	厚労	21		0899									

厚生労働省
2,205百万円



【補助金等交付】

A.都道府県・指定都市・中核市(129)
2,205百万円

【事業概要】

老人クラブ及び市町村や都道府県・指定都市の老人クラブ連合会が行う各種活動に対する助成を行う。

【横浜市の例】

横浜市A
国庫補助:132.3百万円

B
国庫補助:確認中

C
国庫補助:確認中

D
国庫補助:確認中

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.			B.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助	横浜市老人クラブ連合会補助金	132.3	確認中		
計		132.3	計		
C.			D.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
確認中			確認中		
計			計		

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	横浜市	3000020141003	○単位老人クラブが行う各種活動に対する助成 ○市町村老人クラブ連合会が行う老人クラブの活動促進に対する助成 ○都道府県・指定都市老人クラブ連合会が行う市町村老人クラブ連合会の活動促進、地域交流、若手高齢者の活動支援に対する助成	132	補助金等交付	-	-	
2	東京都	8000020130001	○単位老人クラブが行う各種活動に対する助成 ○市町村老人クラブ連合会が行う老人クラブの活動促進に対する助成 ○都道府県・指定都市老人クラブ連合会が行う市町村老人クラブ連合会の活動促進、地域交流、若手高齢者の活動支援に対する助成	89	補助金等交付	-	-	
3	名古屋市	3000020231002	○単位老人クラブが行う各種活動に対する助成 ○市町村老人クラブ連合会が行う老人クラブの活動促進に対する助成 ○都道府県・指定都市老人クラブ連合会が行う市町村老人クラブ連合会の活動促進、地域交流、若手高齢者の活動支援に対する助成	67	補助金等交付	-	-	
4	大阪市	6000020271004	○単位老人クラブが行う各種活動に対する助成 ○市町村老人クラブ連合会が行う老人クラブの活動促進に対する助成 ○都道府県・指定都市老人クラブ連合会が行う市町村老人クラブ連合会の活動促進、地域交流、若手高齢者の活動支援に対する助成	66	補助金等交付	-	-	
5	千葉県	4000020120006	○単位老人クラブが行う各種活動に対する助成 ○市町村老人クラブ連合会が行う老人クラブの活動促進に対する助成 ○都道府県・指定都市老人クラブ連合会が行う市町村老人クラブ連合会の活動促進、地域交流、若手高齢者の活動支援に対する助成	57	補助金等交付	-	-	
6	北海道	7000020010006	○単位老人クラブが行う各種活動に対する助成 ○市町村老人クラブ連合会が行う老人クラブの活動促進に対する助成 ○都道府県・指定都市老人クラブ連合会が行う市町村老人クラブ連合会の活動促進、地域交流、若手高齢者の活動支援に対する助成	55	補助金等交付	-	-	
7	福岡市	3000020401307	○単位老人クラブが行う各種活動に対する助成 ○市町村老人クラブ連合会が行う老人クラブの活動促進に対する助成 ○都道府県・指定都市老人クラブ連合会が行う市町村老人クラブ連合会の活動促進、地域交流、若手高齢者の活動支援に対する助成	53	補助金等交付	-	-	
8	岐阜県	4000020210005	○単位老人クラブが行う各種活動に対する助成 ○市町村老人クラブ連合会が行う老人クラブの活動促進に対する助成 ○都道府県・指定都市老人クラブ連合会が行う市町村老人クラブ連合会の活動促進、地域交流、若手高齢者の活動支援に対する助成	52	補助金等交付	-	-	
9	兵庫県	8000020280003	○単位老人クラブが行う各種活動に対する助成 ○市町村老人クラブ連合会が行う老人クラブの活動促進に対する助成 ○都道府県・指定都市老人クラブ連合会が行う市町村老人クラブ連合会の活動促進、地域交流、若手高齢者の活動支援に対する助成	48	補助金等交付	-	-	
10	福岡県	6000020400009	○単位老人クラブが行う各種活動に対する助成 ○市町村老人クラブ連合会が行う老人クラブの活動促進に対する助成 ○都道府県・指定都市老人クラブ連合会が行う市町村老人クラブ連合会の活動促進、地域交流、若手高齢者の活動支援に対する助成	48	補助金等交付	-	-	

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	-							

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	-							

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	-							
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	

在宅福祉事業費補助金

厚生労働省

老健局認知症施策・地域介護推進課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

老人クラブの概要

- 高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進するため、高齢者の社会参加の場を確保することは重要。
- 昭和20年代から自主的に始まり、昭和37年の社会福祉審議会の議論を経て、昭和38年に老人福祉法を制定し、同年から老人クラブへの補助を開始。
- 老人クラブは地域を基盤とする組織であり、高齢者の生きがいや健康づくりを目的として、体操やスポーツなどの活動を行いながら「集いの場」の役割を果たしてきたが、現在では、高齢者福祉分野に限定せず、地域づくりや健康づくりに資する取組や世代間の交流に資する取組、連合会の組織力を活かした取組など、**地域共生社会の実現に向けた活動を行っており、地域の担い手として行政の補完的役割も果たしている。**
- また、コロナ禍においてもこれまでの基盤を活かしながら地域とのつながり確保しつつ、介護予防に資する取組を進めてきた。

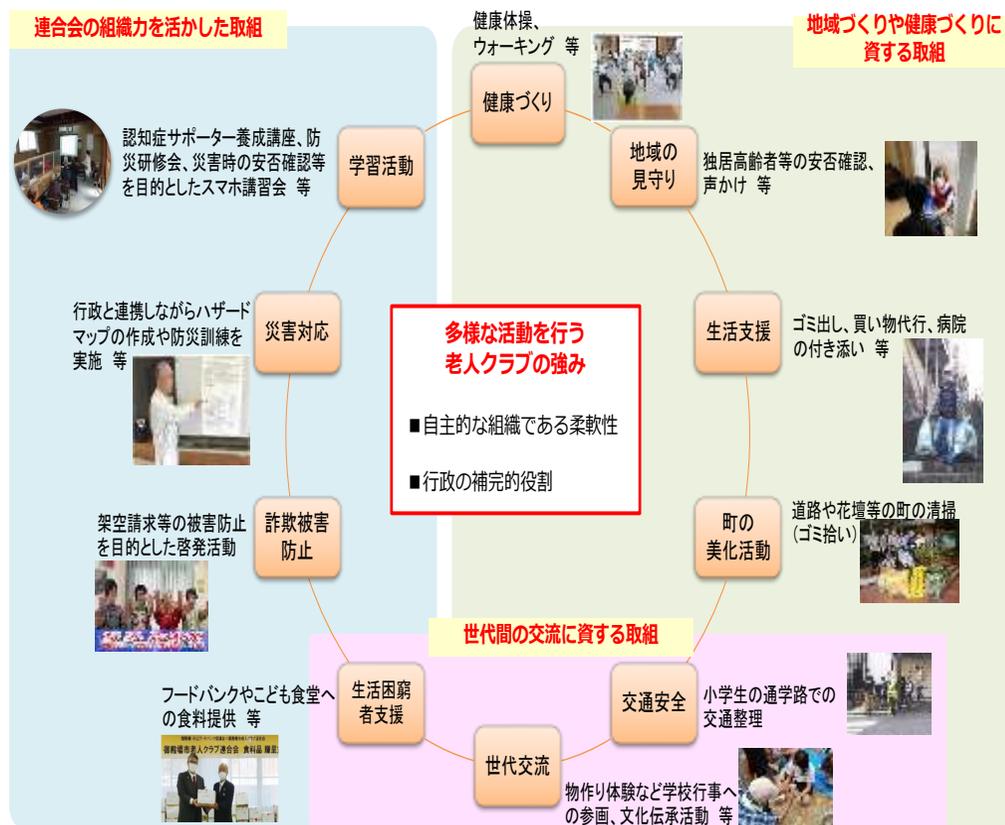
【現在の主な活動内容】

- 健康活動**：日頃の健康管理、正しい生活習慣の学習・実践、体操・スポーツの実施、趣味・サークル活動、健康診断・受診促進、制度学習 など
- 友愛活動**：集いの場づくり、困りごと支援、情報伝達・提供、一人暮らしや高齢者世帯への安否確認、行事等への参加呼びかけ など
- 奉仕活動**：公共施設や道路の清掃・緑化・花づくり、資源回収・リサイクル活動、高齢者施設におけるボランティア、地域見守りパトロール、防犯・防災活動、伝承や他世代交流 など

【老人クラブ数（会員数）（令和4年度）】
80,205クラブ（4,266,630人）

（参考）全国の地域運営組織（R4:7,207）のうち、老人クラブが構成員として参加する地域運営組織は約4割

※ 地域運営組織とは、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。



在宅福祉事業費補助金

令和5年度予算額 24億円（25億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 高齢化等に伴い、多くの高齢者が地域で元気に生活できる社会を構築していくことが必要であり、高齢者がスポーツ・児童育成・地域文化伝承・仲間づくり等々の個人の価値観に応じた様々な分野で活動し、生きがいを育み、かつ健康を維持していくことが極めて重要である。
- このような状況を踏まえ、全国各地に約8万クラブある老人クラブの高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動や老人クラブ連合会の健康づくりに関する実践活動、健康に関する知識等についての普及・啓発を行う活動等に対し、必要な経費を支援する。
- 大規模災害発生直後に被災した高齢者等を個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらぬ取組を一定期間、集中的に実施する。

2 事業の概要・スキーム

- 単位老人クラブ
 - ・ 単位老人クラブが行う高齢者の社会参加活動等の各種活動に対する助成
- 市町村老人クラブ連合会
 - ・ 市町村老人クラブが行う老人クラブの活動促進に資する各種取組や若手高齢者の組織化等を強力に推進していくための各種事業等に対する助成
- 都道府県・指定都市老人クラブ連合会
 - ・ 都道府県・指定都市老人クラブ連合会が行う市町村老人クラブ連合会の活動促進に資する取組や都道府県全域において、地域の支え合いや若手高齢者の活動支援を推進していくための各種事業に対する助成。

※ 上記の老人クラブに関する事業のほか、被災した在宅高齢者等に対する、見守り支援や関係機関へのつなぎ等を行う事業を実施。

3 実施主体等

【実施主体】
都道府県、指定都市、中核市

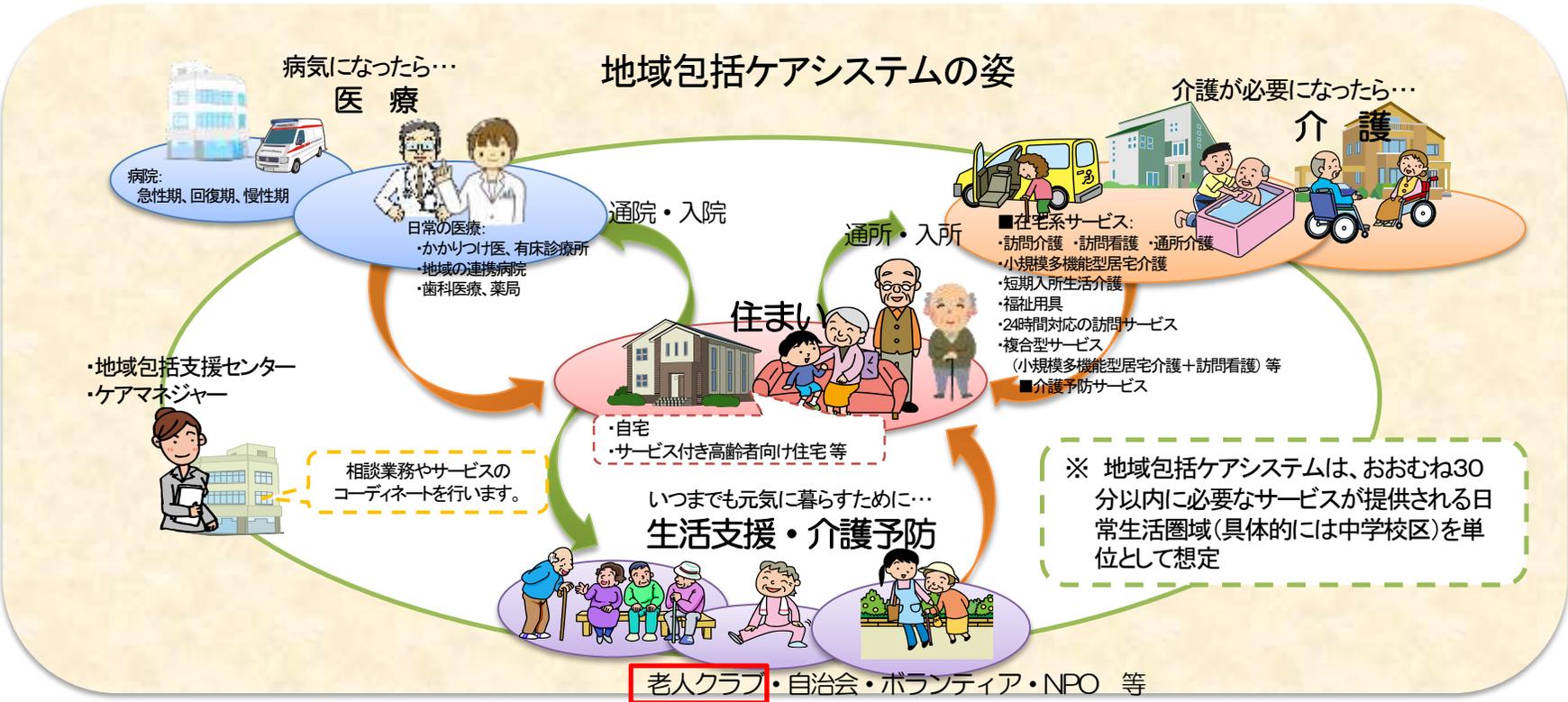
【補助率】
国1/2、1/3、10/10

【補助実績】
交付額22億円（令和4年度）

【参考】老人福祉法
第十三条
2 地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。

現状と課題①

- 社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、地域住民や地域の多様な主体が、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しており、その実現に向けて地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 老人クラブは自主的な組織を強みに地域の担い手として存在し、その会員数も60歳以上の高齢者の人口の1割に及んでおり、引き続き老人クラブが活躍していくことが必要。



○老人クラブの状況

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
クラブ数	108,351	106,429	103,679	99,189	96,333	93,592	90,611	87,698	84,235	80,205
会員数	6,595,017	6,399,028	5,959,480	5,803,457	5,580,143	5,367,577	5,123,806	4,880,509	4,597,619	4,266,630

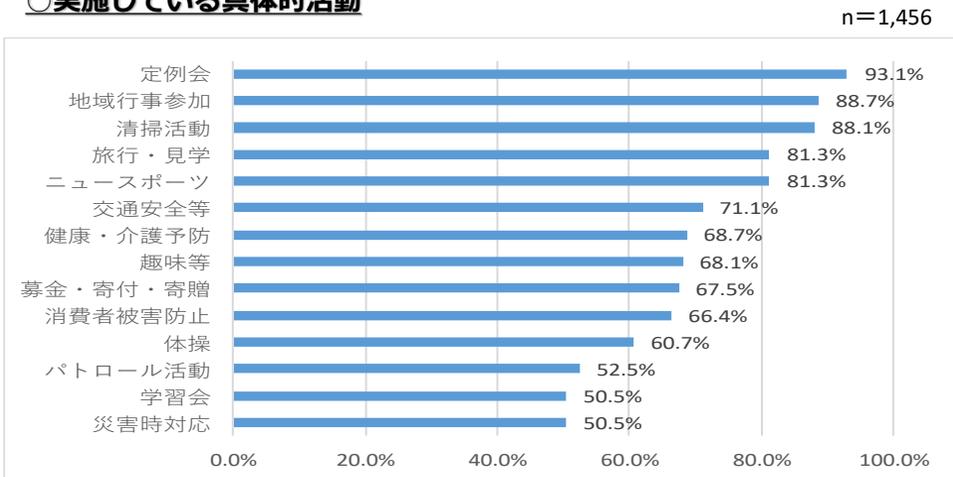
(出典) 「福祉行政報告例」 (厚生労働省)

現状と課題②

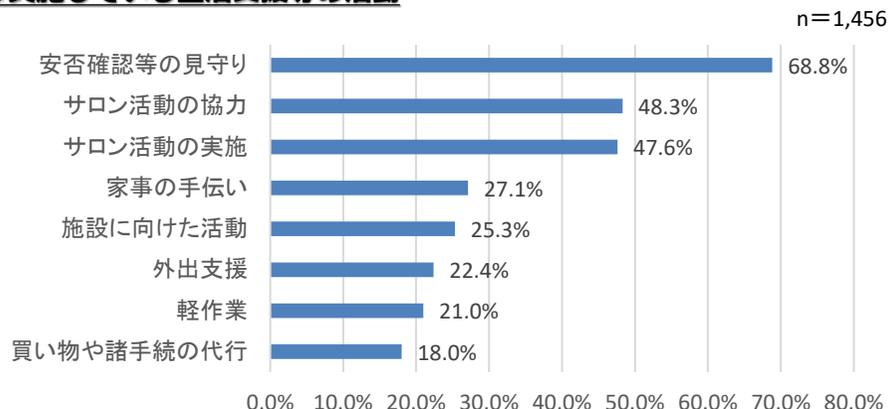
- 単位老人クラブの活動は、地域行事参加、清掃活動や高齢者の健康に関わる活動の割合が高いほか、交通安全や消費者被害防止、災害時対応、見守り支援など 地域資源に資する活動も含め幅広く行われている。
- また、市区町村老人クラブ連合会の活動は、圏内の単位クラブに対し、活動しやすい環境の基盤づくりを行っている。
- こうした地域の基盤や介護予防に資する活動をより一層推進していくことが必要。

単位老人クラブ

○実施している具体的活動



○実施している生活支援等の活動

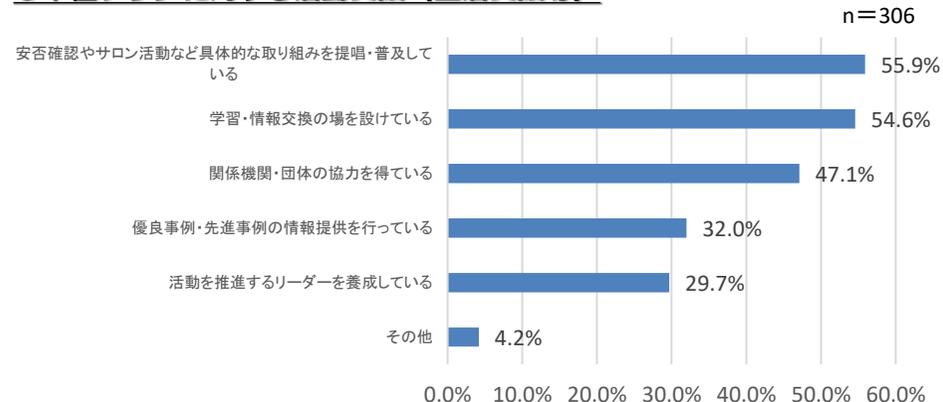


市区町村老人クラブ連合会

○単位クラブに対する活動支援（健康づくり）



○単位クラブに対する活動支援（生活支援等）



論点と見直しの方向性等について

論点・課題①

地域の担い手として必要な存在であり、より一層の推進を図る観点から、老人クラブの活動実態の把握や事業の有効性について検証すべきではないか。

見直しの方向性①

老人クラブの活動に関するより詳細な実態把握を行い、その調査結果等を踏まえて、生活支援・介護予防や地域貢献に資する活動として推進する観点から、事業の有効性について検証を行う。

論点・課題②

多くの高齢者が地域で元気に生活できる社会を目指す事業の目的や性質を踏まえた目標の在り方について検討すべきではないか。

見直しの方向性②

論点・課題①の老人クラブ活動実態の把握を通じて、生活支援・介護予防や地域貢献に資する活動内容に着目した指標の設定を検討するとともに、活動実績を踏まえた予算額の精査を引き続き行う。

検証の進め方

老人クラブの活動について、介護予防や地域貢献に資する活動として、今後の高齢化の問題に有効に機能し、より一層の推進を図る観点から、実態把握の結果等を通じて、以下の検証を行う。

- ・健康づくりや地域づくりなどの活動分野別ごとにみた、それらの活動を行う上での課題整理
- ・関係機関の老人クラブに対する評価等を通じた、関係機関との連携のあり方の整理
- ・老人クラブの減少要因の分析とその方策の検討
- ・老人クラブの活動を拡充・維持するために必要な連合会の役割の整理 等

検証結果を踏まえ、毎年の実績報告で把握すべき内容を検討の上で、自主組織の強みを最大限活かした生活支援・介護予防や地域貢献に資する老人クラブ活動の促進策を検討するとともに、老人クラブ数の減少等を踏まえた予算のあり方について検討を行う。

參考資料

老人福祉法

第10条の3 市町村は、六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、次条及び第十一条の措置その他地域の実情に応じたきめ細かな措置の積極的な実施に努めるとともに、これらの措置、（中略）並びに老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者及び民生委員の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

第13条第2項 地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。

事業者名等 三色吉シニア倶楽部 自治体名 宮城県岩沼市 分野 介護予防・高齢者生活支援

取組タイトル これぞ！お互いさまの助け合いの原点～住み慣れた我が家で暮らし続けられるために～

WEBサイト

背景・課題意識

- ・三色吉地区の人口は約2,500人。開発により新興住宅地とアパートが増え、新旧住民が混在している。
- ・平成29年に既存の老人クラブが超高齢化により解散。令和元年8月、民生委員から「地区の一人暮らし高齢者で、困りごとを抱えている人が増えている」と聞いたことがきっかけ。

経緯

- ・「明日は我が身」と危機感を抱いた現会長が、令和元年10月に高齢者の「身の回りの困りごと」を手助けし、支え合う会を立ち上げようと決意。
- ・町内会活動で知り合った元気な高齢者が賛同し、10名で世話人会を立ち上げ。令和2年6月コロナ禍の中、25名の会員で「三色吉シニア倶楽部」を設立し、活動をスタート。



里山遠足



子ども会芋掘り



道路清掃



町内会ゴミ集積所塗装



認知症サポーター養成講座

取組内容

- ・「友愛見守り」「町内会環境整備事業」「道路清掃」「中学校道路脇花壇整備」「地元グリーンピアでの里山遠足(町内会を誘っての親睦活動を兼ねる)」「地元神社でのにぎわい市運営」「公園管理業務」「子ども会支援」など世代の垣根無く地域を豊かにする活動に取り組んでいる。
- ・町内会、子ども会、学校、神社など地域と密接に関わることで、老人クラブが地域で担う役割や存在意義について、地域住民からの理解を深めている。

取組概要

利用者の変化

- ・三色吉シニア倶楽部の活動を通じて、社会に役立っていることを実感し、会員の活動意欲の向上につながっている。
- ・認知症や要介護になっても、住み慣れた地域で本人やその家族が安心して暮らし続けることができる。

友愛見守り活動の一例を紹介

～シニア倶楽部の主旨を知った地域包括支援センターから地区の一人暮らしの認知症高齢者の見守りを依頼される～

スタート

週一回自宅訪問開始

シニア倶楽部でコーディネート対象者と会員をマッチング

ケアマネジャー本人・ご家族と顔合わせ

玄関に見守り情報交換ノートを配置し情報共有
ケアマネ・包括 ⇄ 倶楽部

SNSを活用し倶楽部内共有訪問会員 ⇄ 倶楽部

倶楽部ピブスを着用視覚で伝えて高齢者の不安解消

「自分たちでできる限り生活の場を確保していきなさん
お集まりの場がなくなりました」
「お集まりの場がなくなりました」
「お集まりの場がなくなりました」

「お集まりの場がなくなりました」
「お集まりの場がなくなりました」
「お集まりの場がなくなりました」

「お集まりの場がなくなりました」
「お集まりの場がなくなりました」
「お集まりの場がなくなりました」

老人クラブ連合会の組織力を活かした取組

- 老人クラブ連合会では、組織力を活かした取組として、高齢者の消費者被害防止の啓発活動や生活困窮者支援などにも取り組んでいる。

【消費者被害防止】

広島県
広島県老人クラブ連合会

クラブ数: 356クラブ
会員数: 14, 480名

※静岡市老連女性委員会も
DVD作成
<活動における関係団体>
社会福祉協議会、警察

「ちょっと待ちなさい！」詐欺被害防止啓発DVDの作成

- ・令和元年に、架空請求とオレオレ詐欺の被害防止を啓発するため、シナリオから出演まで会員が参画して啓発DVDを作成。
- ・令和4年には、啓発チラシ作成し、ホームページで啓発動画を公開。



【生活困窮者支援】

静岡県御殿場市
御殿場市老人クラブ連合会

クラブ数: 48クラブ
会員数: 4, 269名

<活動における関係団体>
社会福祉協議会、フードバンク協議会

「フードバンクに協力」

- ・コロナ禍での生活困窮者への食料支援事業に協力するため、未使用の食料を集めてフードバンクに寄贈(総重量1.4トン)。
- ・馴染みのない食料支援だったが、地域の状況を理解したり、支援方法を学び継続して実施。



コロナ禍における老人クラブの活動

- 老人クラブにおいては、連合会がクラブ活動を行う上での感染症対策をまとめたリーフレットを作成するほか、連合会が主導してフレイル予防に取り組んできた。
- また、感染症対策を講じながら、地域の老人クラブでも孤立防止、地域との交流に取り組んでいる。

フレイル予防

- ・ 閉じこもりや運動不足による低下を防ぐため、運営方法の工夫や参加者への徹底した予防対策の呼びかけを行い、「感染防止」と「健康保持」を両立させながら健康づくりに取り組む。

(事例①) 人数制限を行いながら、「健康づくりいきいき運動研修会」を開催（埼玉県春日部市いきいきクラブ連合会）

(事例②) 密を避けるため少人数の活動を推奨しながら「Go Toウォーク」を開催（千葉県茂原市長寿クラブ連合会）



コロナ禍における感染症対策のリーフレット
(全国老人クラブ連合会作成)

孤立防止

- ・ 外出機会や人との交流が少なくなることで高齢者が孤立しないよう、感染対策を講じた集いの場づくりに取り組む。

(事例①) 密を避けるため屋外で茶話会を開催（愛知県あま市花長寿会）

(事例②) 電話参加も可能なおしゃべり広場を開催（岡山県井原市木之子西慎思クラブ）

地域との交流

- ・ 「新しい生活様式」による地域との交流活動に取り組む。

(事例①) 地域の大学生と交流会（茶話等）を開催していたところ、コロナ禍においてもオンラインを活用してつながりを継続（長崎県佐世保市敷石会）

(事例②) 地域を超えたクラブ同士のオンライン交流会を開催（山形県南陽市郡山若松会、大阪府交野市シニア松永）

(参考) 老人クラブと高齢者全体の状況

○老人クラブの状況

	単位老人クラブ数	左記のうち会員数
	クラブ数	人
R4年度	80,205	4,266,630
R3年度	84,235	4,597,619
R2年度	87,698	4,880,509
R1年度	90,611	5,123,806
H30年度	93,592	5,367,577
H29年度	96,333	5,580,143
H28年度	99,189	5,803,457
H27年度	103,679	5,959,480
H26年度	106,429	6,399,028
H25年度	108,351	6,595,017

(出典) 「福祉行政報告例」 (厚生労働省)

(参考) 高齢者全体の状況

60歳以上人口		60歳以上の就業者数・就業率			100歳以上人口	
時点	万人	時点	万人	就業率	時点	人
R4年平均	4,367	R4年平均	1,454	33.3%	R4年9月	90,526
R3年平均	4,357	R3年平均	1,438	33.0%	R3年9月	86,510
R2年平均	4,342	R2年平均	1,432	33.0%	R2年9月	80,450
R元年平均	4,324	R元年平均	1,421	32.9%	R元年9月	71,274
H30年平均	4,303	H30年平均	1,385	32.2%	H30年9月	69,785
H29年平均	4,285	H29年平均	1,327	31.0%	H29年9月	67,771
H28年平均	4,265	H28年平均	1,293	30.3%	H28年9月	65,692
H27年平均	4,233	H27年平均	1,269	30.0%	H27年9月	61,568
H26年平均	4,194	H26年平均	1,238	29.5%	H26年9月	58,820
H25年平均	4,148	H25年平均	1,214	29.3%	H25年9月	54,397

(出典)

60歳以上人口：「労働力調査」 (総務省)

60歳以上の就業者数・就業率「労働力調査」 (総務省)

100歳以上人口：住民基本台帳による報告

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

※853市区町村で、おおむね小学校区単位に7,207団体が形成（令和4年度調査）

地域運営組織に対する支援等

○地域運営組織に関する調査研究

- ・実態把握調査
- ・先進事例調査
- ・自治体職員向け地域別研修会の開催
- ・形成促進に向けた研修用テキスト、ワークショップの手引き作成 等

○全国セミナー（仮称）

- ・国の施策説明、有識者の講演、先進団体の事例発表等を通じ、自治体職員や関係者等の学びの機会を創出

○地方財政措置（普通交付税・特別交付税）

- 1.住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
 - （1）地域運営組織の運営支援
 - （2）住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
- 2.地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】



地域運営組織の活動事例

（特非）きりりよしじまネットワーク（山形県川西町）

- ・高齢者のふれあいサロンや児童クラブ事業など住民の生活支援活動を実施。
- ・コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施し、地元農産物の販売を積極的に行っている。



（特非）ほほえみの郷トイトイ（山口県山口市）

- ・移動手段のない高齢者や、一人暮らしで不安を抱えている高齢者をターゲットに、生活に必要な食料や日用品を届ける移動販売サービスを実施。
- ・移動販売車による地域内巡回は、買い物支援のみならず、高齢者の見守りの機能も果たしている。



論点等説明シート

事業名	在宅福祉事業費補助金					
予算の状況 (単位:百万円)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
	予算額(補正後)	2,572	2,572	2,491	2,411	
	執行額	2,367	2,282	2,205		
	執行率	92%	89%	89%		

事業についての論点等

(事業の概要)

老人クラブ活動等の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的とし、老人クラブ及び市町村や都道府県・指定都市の老人クラブ連合会が行う各種活動等(高齢期の健康保持・増進、高齢者相互の支え合い活動、子どもを見守る活動や防災など地域の支え合いに資する事業、活動を推進する指導者の養成など)に対する助成を実施する。

(論点)

- ・地域の担い手として必要な存在であり、より一層の推進を図る観点から、老人クラブの活動実態の把握や事業の有効性について検証すべきではないか。
- ・多くの高齢者が地域で元気に生活できる社会を目指す事業の目的や性質を踏まえた目標の在り方について検討すべきではないか。

<参考:令和5年度行政事業レビューシート>

活動目標及び活動実績 ① (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込
	老人クラブ活動の実施	老人クラブ数	活動実績		箇所	87,698	84,235	80,205
当初見込み				箇所	90,611	87,698	84,235	80,205

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度	
							-	年度
老人クラブ活動等の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目指す。		成果実績	-	-	-	-	-	
		目標値	-	-	-	-	-	
		達成度	%	-	-	-	-	

アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由

本事業の目的は高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することであり、成果目標を定量的に示すことは困難。今後、老人クラブの活動実態の把握を通じて、アウトプット指標の設定など指標の充実を検討してまいりたい。

令和5年度行政事業レビューシート		(厚生労働省)										
事業名	歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業		担当部局	医政局		作成責任者						
事業開始年度	平成29年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	歯科保健課							
課長	小椋 正之											
会計区分	一般会計											
根拠法令(具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	-								
政策	施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること		主要経費	保健衛生対策費								
施策	1-1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること											
政策体系・評価書URL	https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/dl/r04_jizenbunseki/1-1-1.pdf											
事業の目的(5行程度以内)	免許取得直後の新人歯科衛生士や、出産・育児や介護等によって離職していた歯科衛生士に対して、研修開催や相談窓口設置等、歯科衛生士に対する復職支援対策等を実施することで、復職支援や離職防止を推進する。											
現状・課題(5行程度以内)	人口の高齢化や疾病構造の変化に伴い、歯科衛生士の活躍の場は歯科診療所のみならず病院、介護保険施設等、近年多様化している。歯科衛生士の就業者数は増加しているものの、歯科衛生士不足が指摘されている。歯科保健医療提供体制を確保する観点から、歯科衛生士の確保は必要不可欠であるが、離職や未就業者が多いなどの課題がある。復職の障害の1つとして、「技能への不安」が挙げられるが、歯科衛生士の技能訓練には診療台等の特殊な設備や指導者も必要であることから、個人で訓練を実施することは困難である。											
事業概要(5行程度以内)	歯科衛生士の離職防止及び復職支援のため、以下の事業を行う。 (1) 研修指導者養成研修事業 (対象経費)職員諸手当(非常勤)、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料 (2) 技術修練部門整備・運営事業 (対象経費)職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、社会保険料、雑役務費											
事業概要URL	-											
実施方法	補助											
補助率等	定額											
予算額・執行額(単位:百万円)(インプット)	予算の状況	当初予算(A)	令和2年度	109	令和3年度	140	令和4年度	140	令和5年度	88	令和6年度要求	-
		補正予算(B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し(C)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し(D)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		予備費等(E)	-	▲ 75	-	-	-	-	-	-	-	
		計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	109	65	140	88	-					
		執行額(G)	90	64	34	-	-					
		執行率(%) =(G)/(F)	83%	98%	24%	-	-					
		当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%) =(G)/{(A)+(B)}	83%	46%	24%	-	-					
		歳出予算項目	令和5年度当初予算	令和6年度要求	主な増減理由(・要望額・予備費)							
		令和5・6年度予算内訳(単位:百万円)	(項)	医療提供体制確保対策費								
(目)	医療施設運営費等補助金		88									
	その他			-								
	計(A)		88	-								

活動内容① (アクティビティ)		歯科衛生士の復職支援及び離職防止のため、歯科衛生士復職支援共通ガイドライン作成・研修事業を行う。								
↓										
活動目標及び活動実績 ① (アウトプット)		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
		歯科衛生士の離職防止及び復職を支援する	研修指導者等養成中央研修の開催箇所数	活動実績	箇所	4	4	4		
				当初見込み	箇所	4	4	4	4	4
↓		<p>成果目標①-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)</p> <p>指導を行う立場の歯科衛生士を対象に指導者養成研修を行うことで、より効果的、効率的な教育、指導を行うことが出来るようになると思う。指導者の養成を行うことで、都道府県等が研修等の取り組みを行う際の支援につながると考える。</p> <p>これらのことから安定して研修受講者を受け入れることが、歯科衛生士確保につながると考え、受講者数を短期アウトカムとして設定した。</p>								
成果目標及び成果実績 ①-1 (短期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 5 年度	
		前年同程度の受講者を受け入れる。	研修指導者等養成中央研修の受講生	成果実績	人	95	90	89		
				目標値	人	124	95	90	89	
				達成度	%	76.6	94.7	98.9		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		事業実績報告書								
↓		<p>成果目標①-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)</p> <p>研修受講者が研修で習得したことを実際の教育・指導で活用することで、復職支援及び離職防止につながると考え、研修内容の活用状況として、活用率を長期アウトカムとして設定した。</p>								
成果目標及び成果実績 ①-3 (長期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 7 年度	
		前年度以上の活用率	研修受講生のうち、研修内容を教育・指導で活用している率	成果実績	%	-	-	-		
				目標値	%	-	-	-		
				達成度	%	-	-	-	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		<p>事業実績報告書(P)</p> <p>※成果指標については、どのような指標が適切であるのかも含め、今後検討</p>								
アウトカム設定について の説明		<p>アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由</p> <p>-</p> <p>アクティビティ①についてアウトカムが複数設定できない理由</p> <p>-</p>								

活動内容② (アクティビティ)		歯科衛生士の復職支援及び離職防止のため、技術修練部門整備や運営事業を行う。								
↓										
活動目標及び活動実績 ② (アウトプット)		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
		歯科衛生士の人材確保を図る	技術修練部門の運営箇所数	活動実績	箇所	4	4	3		
				当初見込み	箇所	4	5	4	3	3
↓		成果目標②-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)								
		技術修練、キャリア相談の機会を提供し、業務習得・再習得、業務に関する不安解消に寄与することで、歯科衛生士の復職支援及び離職防止につながると考える。これらのことから、安定して技術修練部門の利用者を受け入れることが、歯科衛生士確保につながると考え、利用者数を短期アウトカムとして設定した。								
成果目標及び成果実績 ②-1 (短期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 5 年度	
		実施事業者あたり30名以上の受講者を 受け入れる。	技術修練部門の年間利用者 数	成果実績	人	117	271	194		
				目標値	人	120	120	90	90	
				達成度	%	97.5	225.8	215.6		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		事業実績報告書								
↓		成果目標②-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)								
		離職防止・復職支援効果を評価するため、利用者が実際に離職していないか、復職したかを評価する必要があると考え、技術修練部門の利用前後での就業数の変化を長期アウトカムとして設定した。								
成果目標及び成果実績 ②-3 (長期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 7 年度	
		臨床修練部門の利用者の内、「利用後 の就業者数/利用前の就業者数」が 100%以上。	利用後の就業者数/利用前 の就業者数	成果実績	%	-	-	-		
				目標値	%	-	-	-		
				達成度	%	-	-	-	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		事業実績報告書(P) ※成果指標については、どのような指標が適切であるのかも含め、今後検討								
アウトカム設定について の説明		アクティビティ②について定性的なアウトカムを設定している理由								
		-								
		アクティビティ②についてアウトカムが複数設定できない理由								
		-								
事業に関連する KPIが定められて いる閣議決定等	名称	-								
	URL	-								
	該当箇所	-								

厚生労働省
34百万円

【補助金交付】

A. 学校法人等(4事業者)
14.4百万円
(補助額1位:国立大学法人広島大学)

育児・介護等によって離職していた歯科衛生士の復職支援や、免許取得直後の
新人歯科衛生士に対する基本的な臨床実践能力の獲得と離職防止を推進する事
業の実施

資金の流れ
(資金の受け取り先が
何を行っているかにつ
いて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」において ブロックごとに最大の金 額が支出されている者 について記載する。費目と 使途の双方で実情が分 かるように記載)	A.			B.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	消耗品費	消耗品購入費	9			
	人件費	職員等基本給	4.8			
	その他	印刷製本費等	0.6			
計		14.4	計			
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載						チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	国立大学法人広島大学	1240005004054	歯科衛生士技術修練部門運 営事業	14.4	補助金等交付	-	-	
2	学校法人愛知学院	1180005002122	歯科衛生士技術修練部門運 営事業	13.6	補助金等交付	-	-	
3	公益社団法人日本歯科衛生 士会	8011105005339	歯科衛生士復職支援・離職防止 等研修指導者養成研修事業	3.1	補助金等交付	-	-	
4	学校法人大阪歯科大学	3120005004782	歯科衛生士技術修練部門運 営事業	2.6	補助金等交付	-	-	
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	

歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業

厚生労働省 医政局歯科保健課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

歯科衛生士について①

- 令和2年の歯科衛生士免許を有する者は約30万人で、その殆どが女性
- このうち、就業している歯科衛生士は約14万人であり、残りの約16万人は未就業
- 就業場所別では、診療所が約90%、病院は約5%

就業場所別にみた就業歯科衛生士【令和2年】

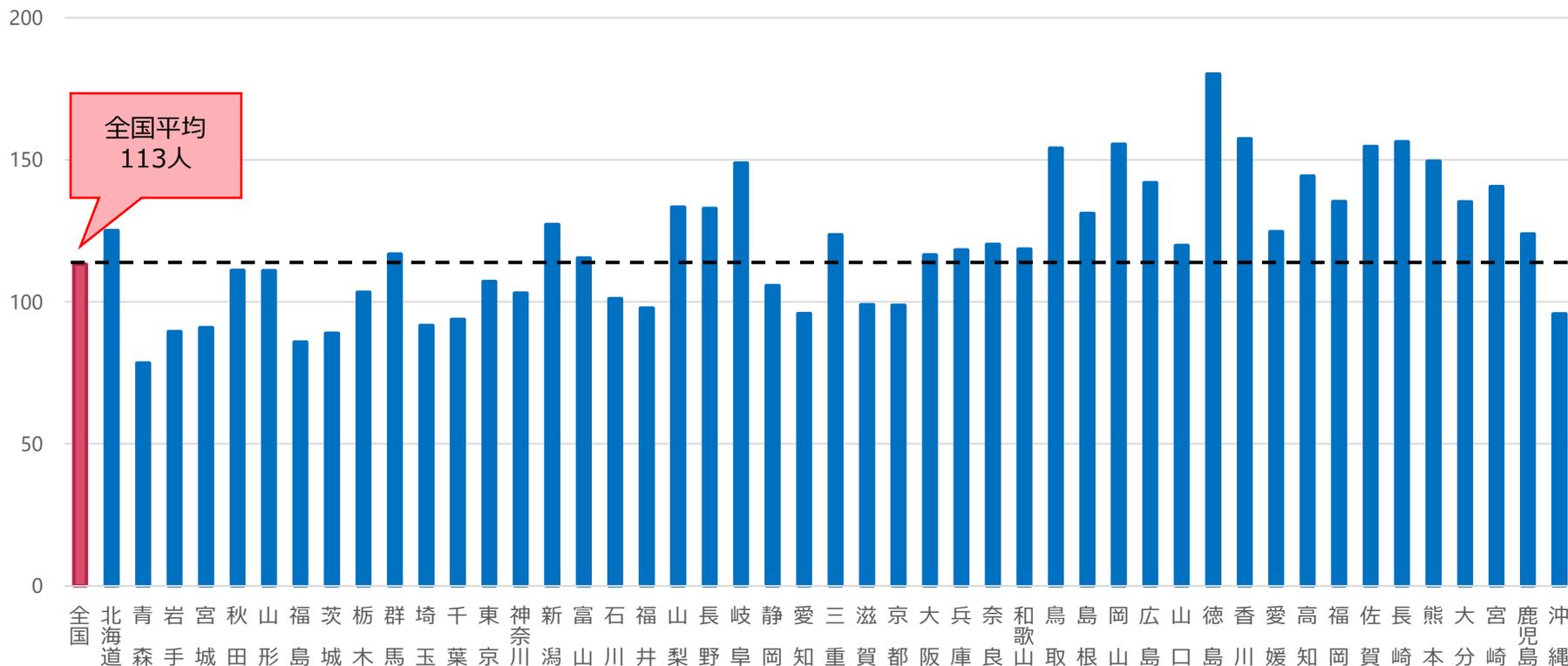
	歯科衛生士（人）	構成割合（%）
総数	142,760	100.0
診療所	129,758	90.9
病院	7,029	4.9
その他	5,973	4.2

歯科衛生士について②

- 都道府県別に見ると、多少の差はあるが、人口10万対歯科衛生士数に一定の傾向は認められない。

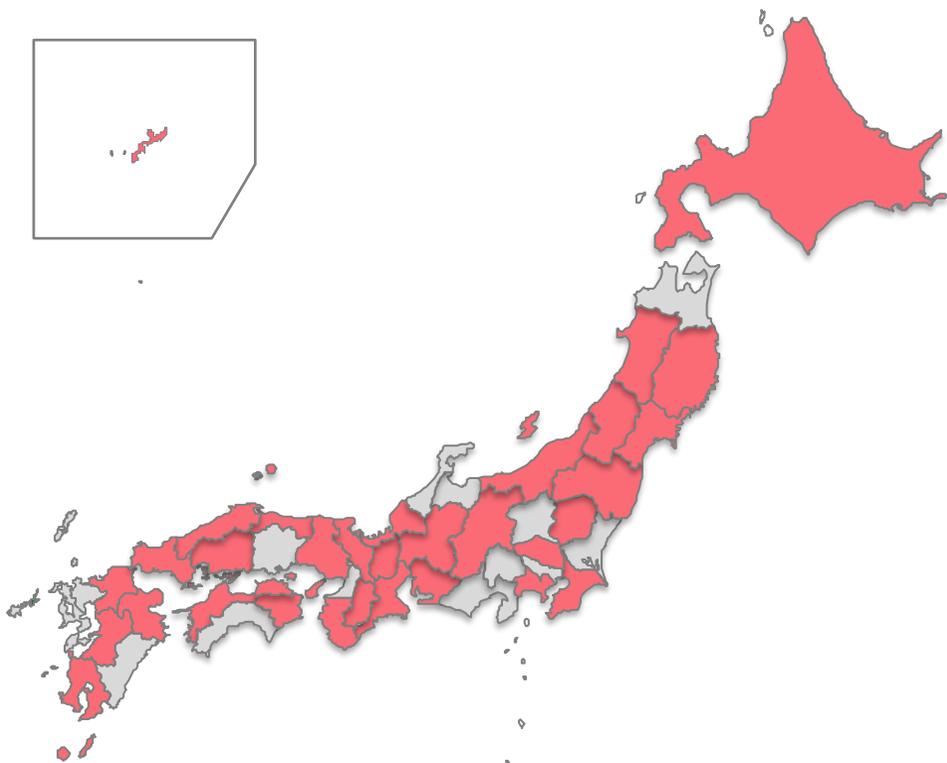
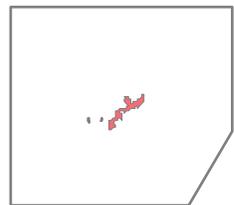
(単位:人)

人口10万対歯科衛生士数

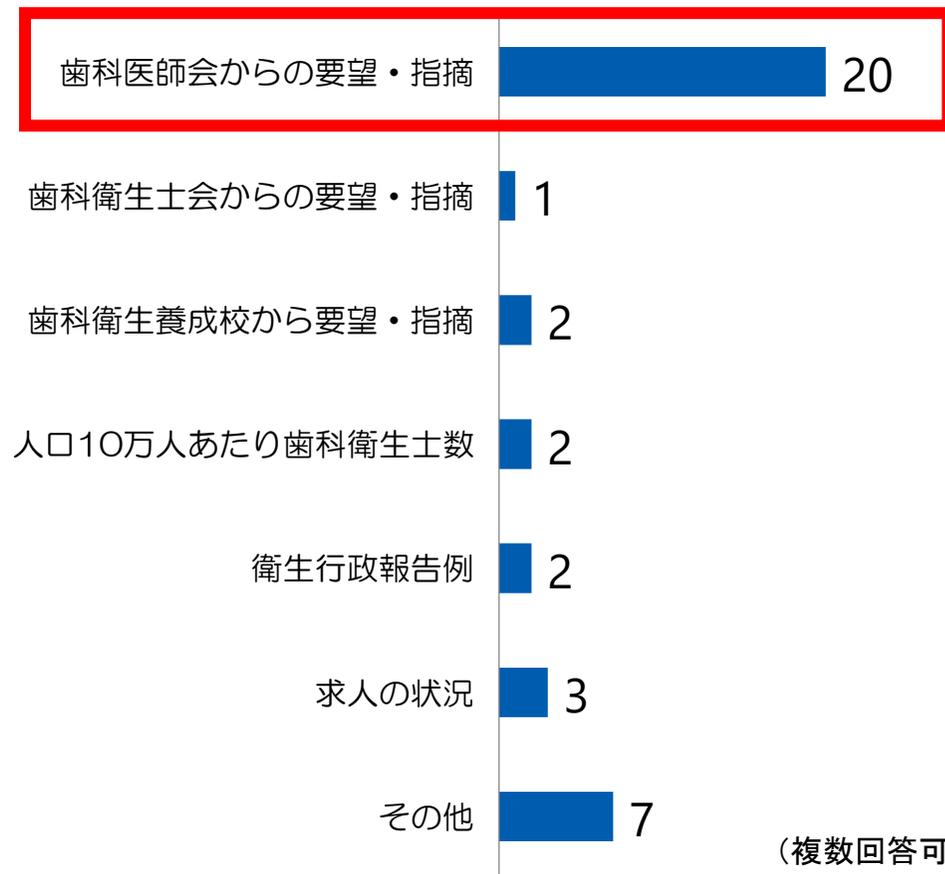


貴自治体で歯科衛生士が不足していると思うか

- 都市部、非都市部を問わず、7割の都道府県が、歯科衛生士が不足していると回答（33/47）。
- 歯科医師会からの要望・指摘により不足と判断した都道府県が多かった。



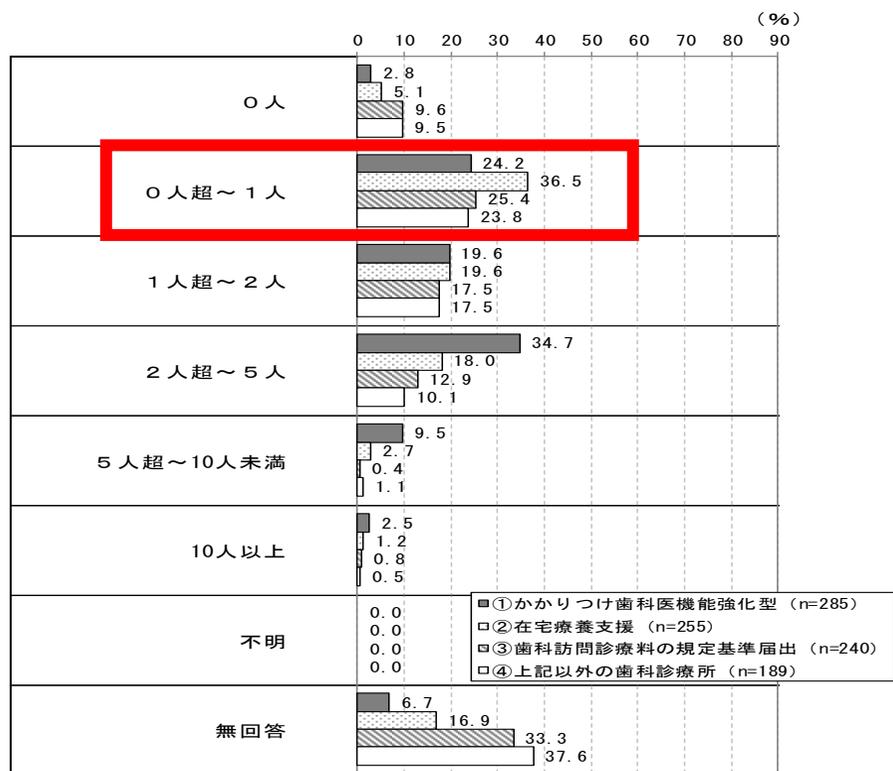
■ : 不足している



歯科医療機関における歯科衛生士について

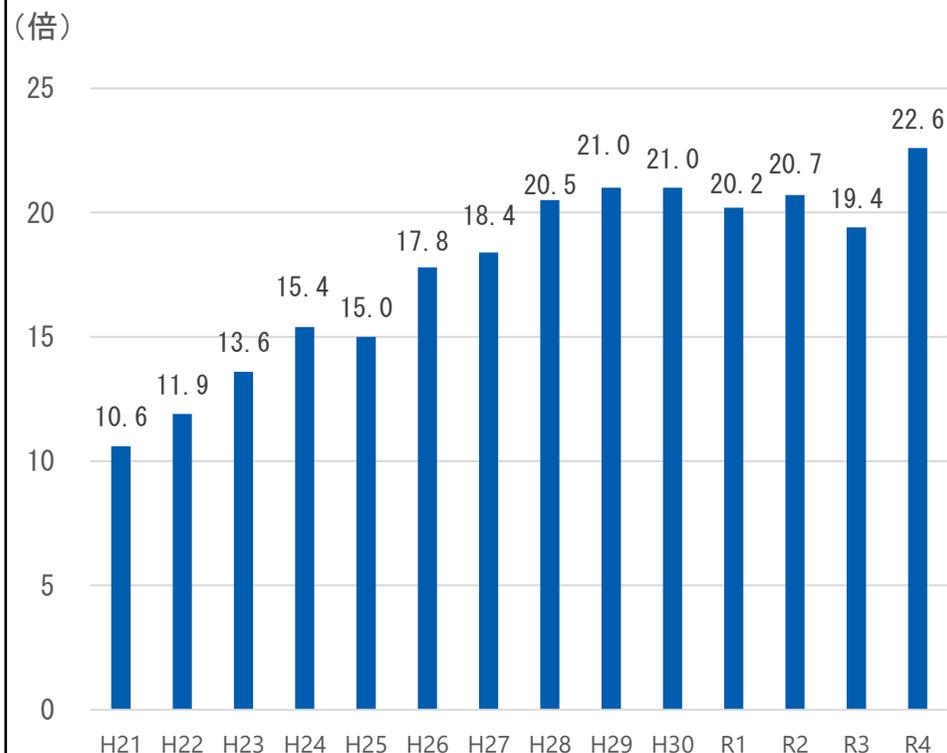
- 歯科医療機関の歯科衛生士数は、「0人超～1人」が多い。
- 求人倍率は増加傾向にある。

歯科医療機関の歯科衛生士数



出典: 令和元年12月、医療課調べ
(か強診550施設、支援診550施設、その他の歯科診療所550施設に対してアンケート調査)

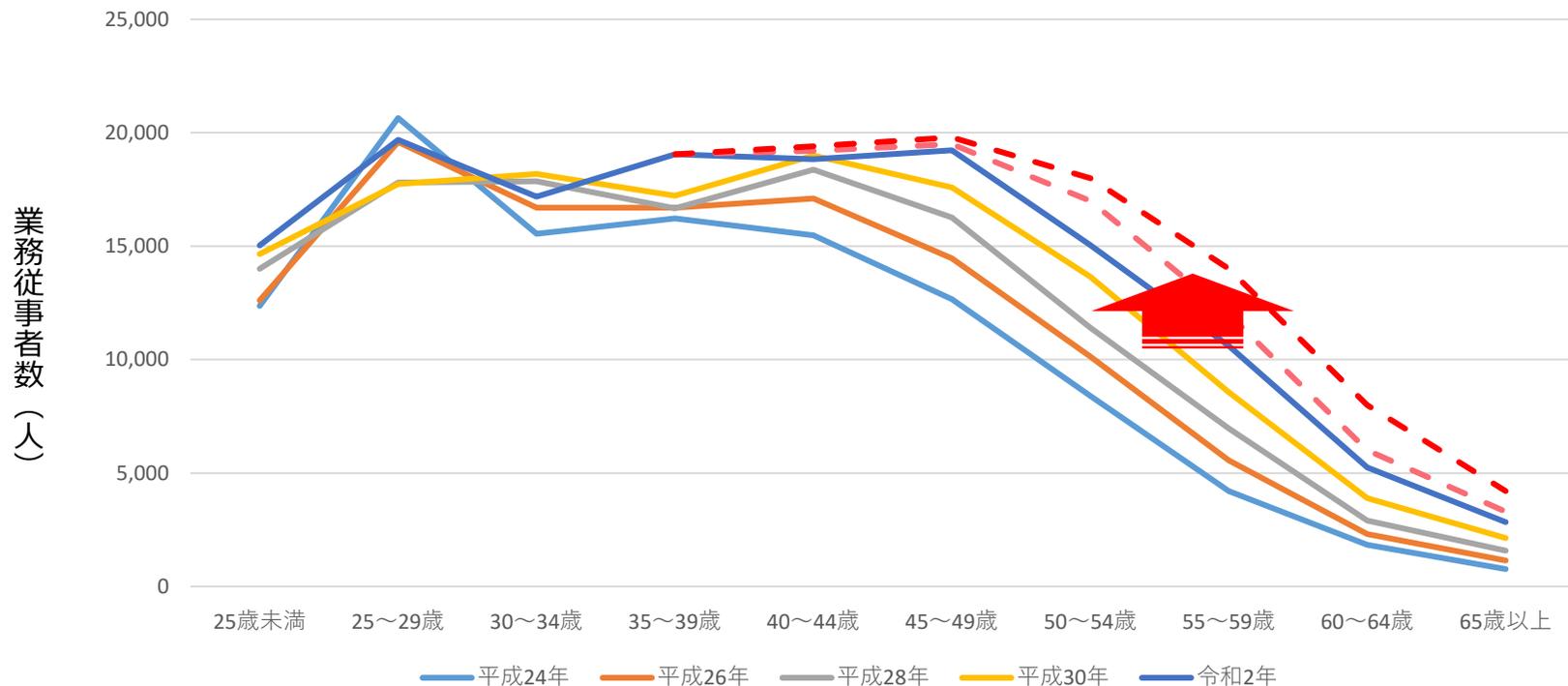
歯科衛生士の求人倍率



出典: 歯科衛生士教育に関する現状調査の結果報告
(一般社団法人全国歯科衛生士教育協議会)

就業歯科衛生士（年齢階級別）の年次推移

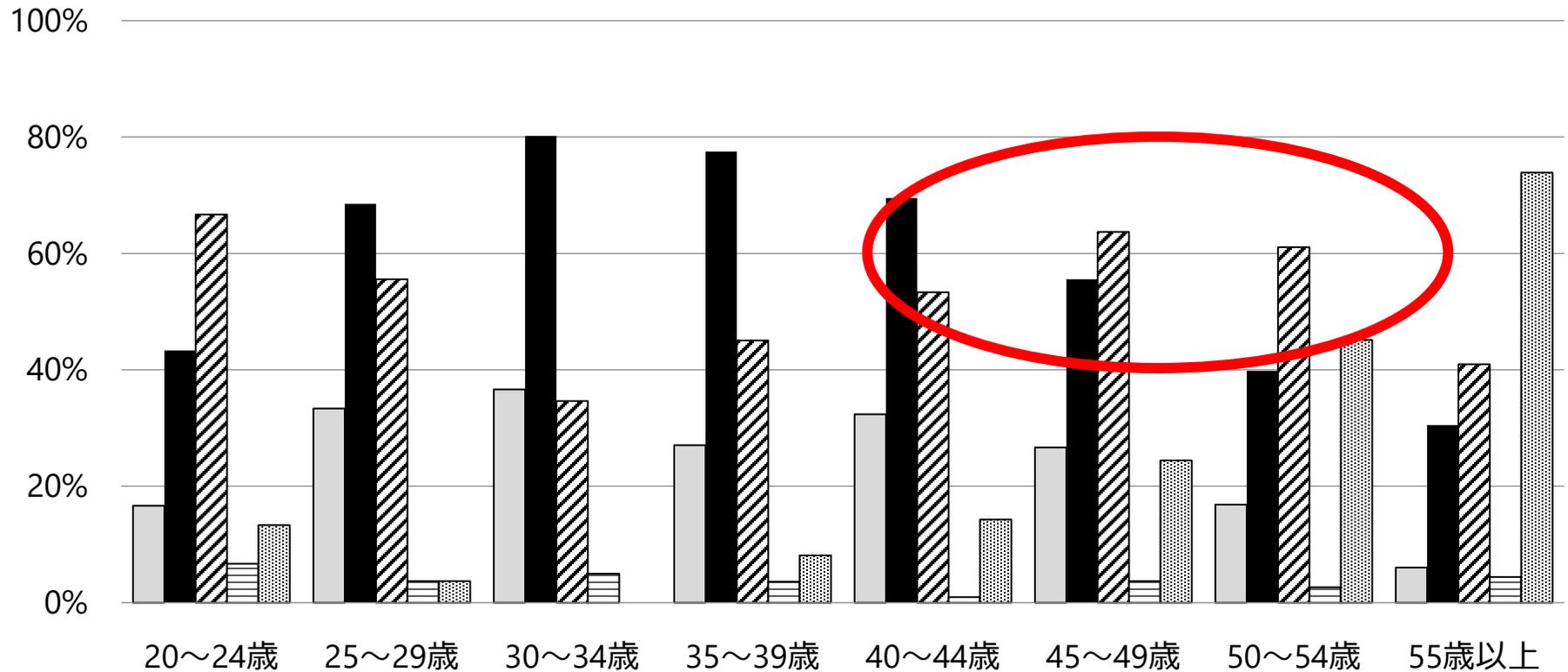
○ 40代の復職を支援することで、今後の50歳以上の減少を緩やかに。



年齢	25歳未満	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	業務従事者数合計
平成24年	12,369	20,650	15,546	16,226	15,478	12,664	8,396	4,199	1,833	762	108,123
平成26年	12,614	19,587	16,693	16,701	17,104	14,461	10,131	5,557	2,306	1,145	116,299
平成28年	13,996	17,807	17,865	16,673	18,371	16,267	11,400	6,971	2,900	1,581	123,831
平成30年	14,654	17,737	18,190	17,220	18,992	17,586	13,654	8,565	3,894	2,137	132,629
令和2年	15,025	19,688	17,182	19,047	18,840	19,232	15,051	10,608	5,251	2,836	142,760

再就職する際の障害の内容（複数回答）

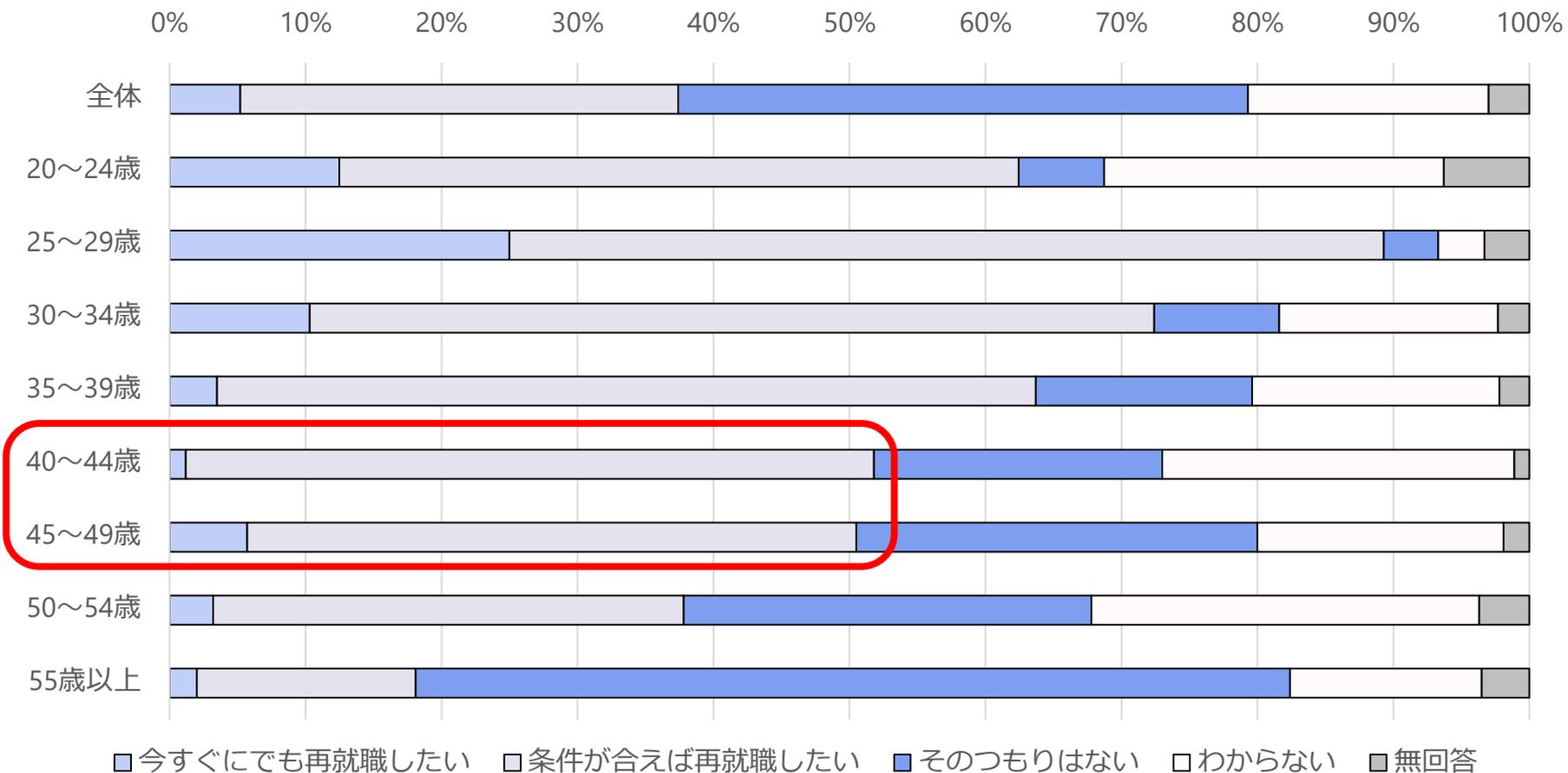
○ 40代後半以降は「自分のスキル」が最も多い。



□ 給与・待遇の面 ■ 勤務時間 **▨ 自分のスキル** □ 相談窓口がない □ 高齢のため

非就業歯科衛生士における再就職の意向（年齢階級別）

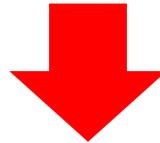
○ 40代では、50%以上が再就職したいと考えている。



(n = 1063)

事業の背景

- 令和2年の歯科衛生士免許を有する者は約30万人で、その殆どが女性である。このうち、就業している歯科衛生士が約14万人であり、残りの約16万人が未就業となっている。
- 都道府県別に見ると多少の差はあるが、人口10万対歯科衛生士数に一定の傾向は認められない。また都市部、非都市部を問わず、7割の都道府県が、歯科衛生士が不足している認識。
- 歯科医療機関における歯科衛生士数は「0人超～1人」が多く、このような状況下、求人倍率は平成21年度以降増加傾向にある状況。
- 離職している40代の5割以上の方に再就職の意欲があるものの、復職の障害として「自分のスキル」が多く挙げられている。



歯科衛生士の技能向上には診療台やマネキン等の特殊な設備や指導者も必要であることから、個人で訓練を実施することは困難。

- これらを踏まえ、技術訓練の場の提供と指導者の養成を行い、40代の復職に障害となる技能面の不安の解消を支援し、今後の50歳以上就業者数の減少を緩やかにすることで就業歯科衛生士数を底上げすることが重要。

事業の概要

① 歯科衛生士技術修練部門

○就業中または復職を希望する歯科衛生士を対象に、研修・実習を実施

歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業

歯科衛生士技術修練部門運営事業



【実施主体：公募により選定（教育機関等）】

- 歯科衛生士の復職支援等に必要な設備（歯科用ユニット、マネキン、模型等）を整備
- 就業中または復職を希望する歯科衛生士への研修を実施
- 研修内容にはシミュレータ・模型を用いた実習や実際の患者に対する実習を含む

座学（eラーニング） + 基礎実習 + 臨床実習形式

➤運営会議の設置

- ・円滑な運営のため関係者による運営会議を定期的を開催する
- ・歯科復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業を実施する団体（令和5年度は日本歯科衛生士会）が開催する運営協議会に出席し、連携をとりながら本事業を実施する
- ・技術修練を実施することにより、歯科衛生士の復職・離職防止につながった効果を測定し、事業評価を行う

事業の概要

② 歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修

○復職支援の中核となる研修指導者や臨床実地指導者の育成を目的に、研修会やワークショップを開催

歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業

【実施主体：公募により選定（団体等）】

- 「歯科衛生士復職支援共通ガイドライン」を実践できる、復職支援の中核となる研修指導者や臨床実地指導者等の育成を目的とし、研修会やワークショップを全国各地で開催

座学＋ワークショップ形式

- 前年度までの活用状況を踏まえ、「歯科衛生士復職支援共通ガイドライン」を必要に応じて見直し、周知を実施
- 歯科衛生士技術修練部門を実施する団体と定期的に運営協議会を開催し、連携しながら本事業を実施



全国共通プログラム



歯科衛生士の人材確保・復職支援体制イメージ



事業の現状と課題

- 歯科衛生士の不足に対して、研修等の取り組みが全国に横展開されることを期待して、平成29年度より地域における拠点として研修施設を毎年1箇所ずつ整備することを目標としてきた。研修施設の整備に関して、令和3年度、4年度と新規の応募がなく新規整備を行えず、予算の執行率が低下しており、事業改善のための方策が十分に取れていなかった。
- 一方で、上記研修の充実だけでなく横展開の支援の観点から、都道府県等が研修等の取り組みを行う際の指導者を養成するため、指導者養成研修を実施してきた。
- 事業を分析し、課題の抽出を行ったところ、本事業の実施要綱に定める技術修練を行う教育機関の体制整備について、ハードルが高かったこと等が要因として考えられ、事業内容、周知方法等について検討を行う必要があること、また、本事業が復職支援・離職防止に資するかどうかを適切に評価できていなかったことが問題点として抽出された。
- 加えて、国、都道府県、関係団体、教育機関等の役割やそれら資源の活用方法についても十分に検討できていなかった。

① 歯科衛生士技術修練部門

○ 就業中または復職を希望する歯科衛生士を対象に、研修・実習を実施

論点Ⅰ：成果実績が歯科衛生士の復職支援・離職防止の成果目標に見合ったものであるか、また、現在の成果指標が適切であるか検証する必要がある。

論点Ⅱ：整備した設備や体制等が歯科衛生士の復職支援・離職防止のために十分に活用されているか検証する必要がある。

-
- 技術修練の機会を提供し、歯科衛生士の業務習得・再習得、業務に関する不安解消に寄与することで、現在離職中の歯科衛生士の復職支援、離職防止につながると考え、利用者数を成果指標としていた。
 - しかし、実際に利用者が復職したか、離職していないかの評価が出来ていないため、受講者にアンケートを実施し、利用前後での就業状況の変化として就業者数の変化の評価を行うことを検討する。また、定着しているかの評価のため、1年後に再度就業状況の調査を行うことも検討する。
 - 併せて、事業の趣旨や重要性について理解を得るため、教育機関等への周知をするとともに、本事業で得られた知見を都道府県や関係団体等に広く情報共有し、取り組みの横展開を図る方法を検討する。
 - また、事業をより復職支援・離職防止に資するものとするため、何が課題となっているか等の調査を行い、国、都道府県、関係団体、教育機関等、各々の役割を踏まえて、必要に応じて事業内容の見直しを行うことも検討する。

② 歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修

- 復職支援の中核となる研修指導者や臨床実地指導者の育成を目的に、研修会やワークショップを開催

論点 I : 成果実績が歯科衛生士の復職支援・離職防止の成果目標に見合ったものであるか、また、現在の成果指標が適切であるか検証する必要がある。

- 学生や新人歯科衛生士等の指導を行う立場の歯科衛生士を対象に指導者養成研修を行うことで、より効果的、効率的な教育、指導が可能となり、技術修練部門や実際の教育、医療の現場における教育・指導の質の向上につながると考えられること、
- 都道府県等が研修等の取組等を行う際の指導者養成等につながると考えられること、

これらのことから、安定して研修受講者を受け入れることが歯科衛生士確保につながると考え、受講者数を成果指標としていた。

しかし、受講だけでなく、受講者が研修で習得したことを実際の教育・指導の現場で活用して初めて復職支援・離職防止につながると考える。受講者にアンケートを行い、研修内容の活用状況の評価を行うことを検討する。

< 参考資料 >

厚生労働省 医政局歯科保健課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

診療報酬における歯科衛生士に係る評価

- 診療報酬の施設基準において、歯科衛生士の配置を位置づけているものがある。
- 診療報酬において、歯科衛生士による実地指導や口腔清掃等を評価している。

歯科衛生士の配置を位置づけている施設基準

■ 歯科衛生士が一名以上配置されていること。

- ・ 地域歯科診療支援病院歯科初診料
- ・ 在宅療養支援歯科診療所

■ 歯科医師が複数名配置されていること又は歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ一名以上配置されていること。

- ・ 歯科外来診療環境体制加算 1
- ・ 歯科外来診療環境体制加算 2
- ・ かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所
- ・ 歯科治療時医療管理料
- ・ 在宅患者歯科治療時医療管理料

歯科衛生士による実地指導等を評価している項目

◆ 歯科衛生士による実地指導を評価

- ・ 歯科衛生実地指導料
- ・ 訪問歯科衛生指導料

◆ 歯科衛生士の歯科訪問診療への同行及び診療の補助を評価

- ・ 歯科訪問診療補助加算

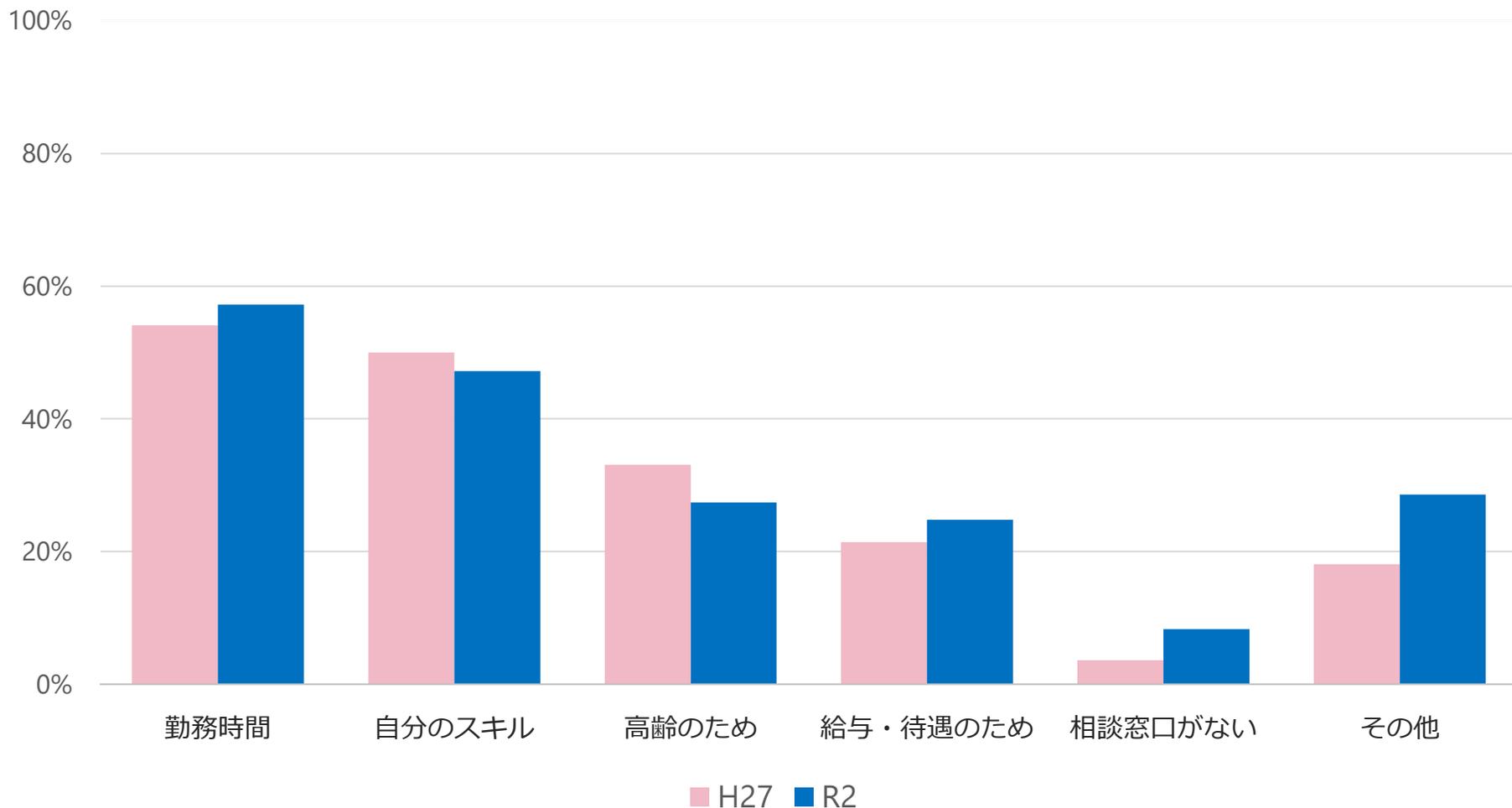
◆ 歯科衛生士による口腔清掃等を評価

- ・ 周術期等専門的口腔衛生処置 1
- ・ 在宅等療養患者専門的口腔衛生処置

※ いずれの場合も、実施に際しては歯科医師の指示が必要。

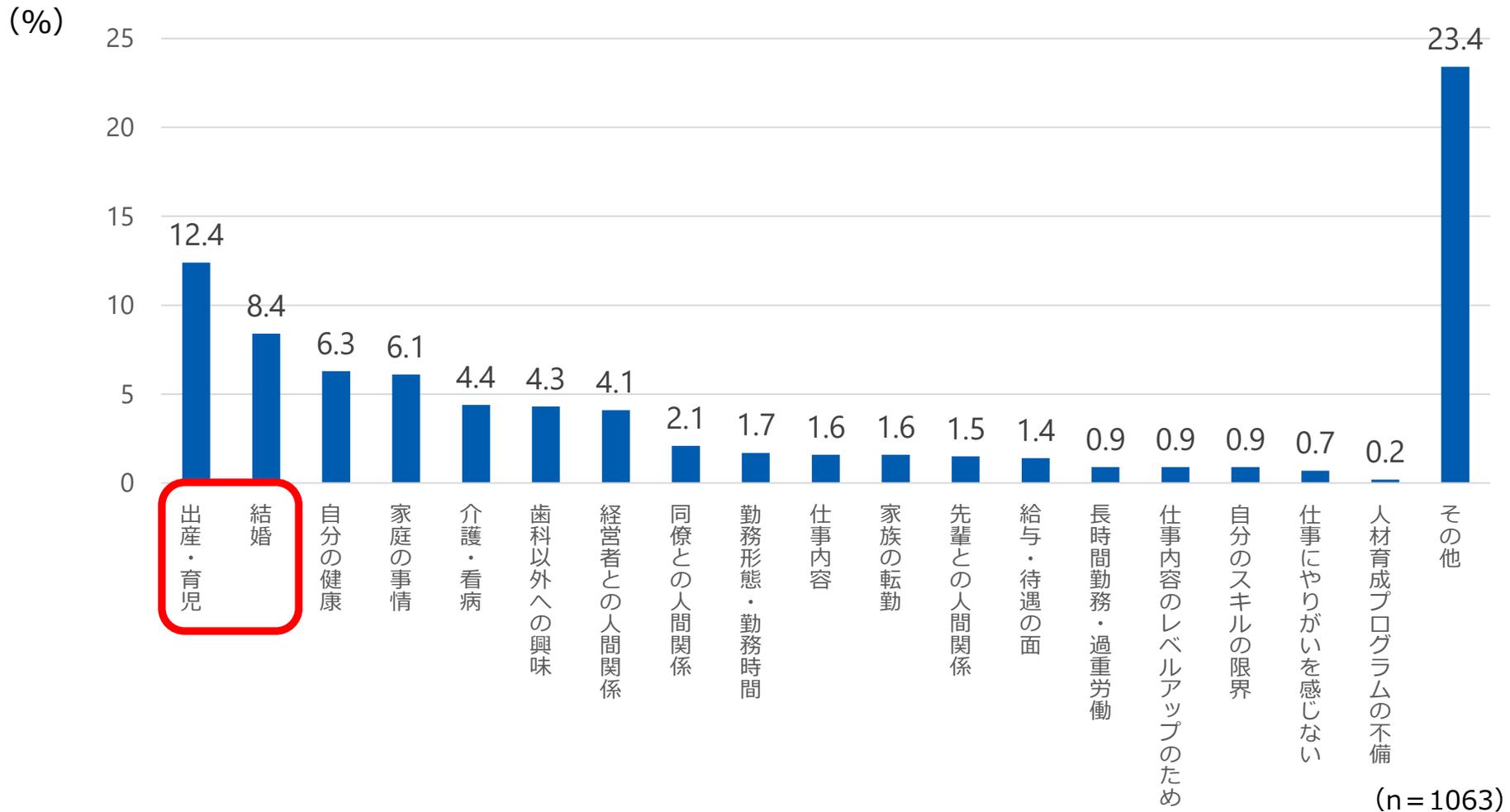
再就職する際の障害の内容（複数回答）

○ 「勤務時間」、「自分のスキル」が障害となっていることが多い。



退職した主な理由

○ 退職した理由は「出産・育児」（12.4%）、「結婚」（8.4%）が多かった。



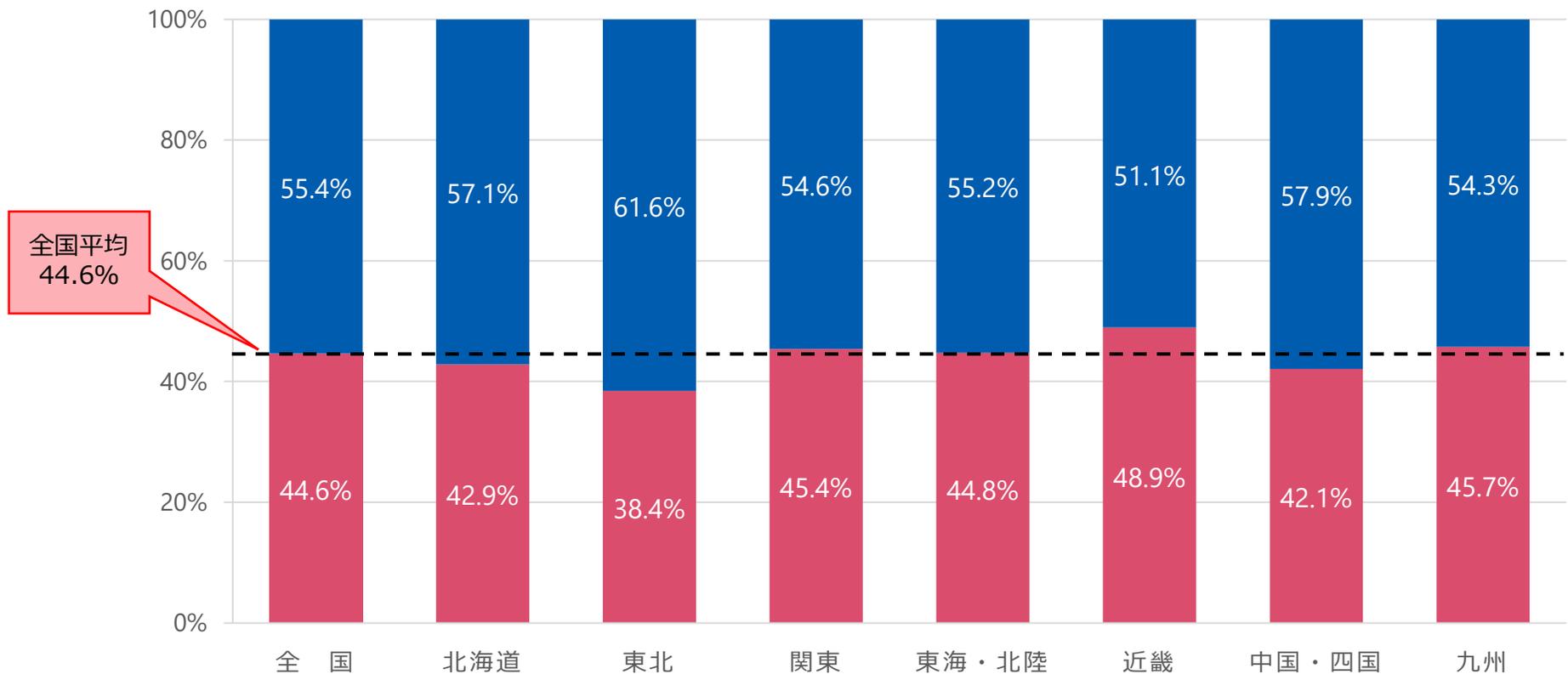
歯科衛生士の求人（求人区分）について

○ 求人区分では、パートタイムが約40%。

■ フルタイムの割合

■ パートの割合

パートタイムの割合



全国平均
44.6%

出典：ハローワークインターネットサービスより作成

歯科衛生士の給与について

- 初任給を見ると、歯科衛生士の給与水準は低いとは言えない。

経験年数0年の初任給は233.7千円であった。

(参考) 女性の初任給

大学卒 : 206.9千円

高専・短大卒 : 183.4千円

高校卒 : 164.6千円

論点等説明シート

事業名	歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業					
予算の状況 (単位:百万円)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
	予算額(補正後)	109	140	140	88	
	執行額	90	64	34		
	執行率	83%	46%	24%		

事業についての論点等

(事業の概要)

歯科衛生士の就業先は、近年多様化しており、現状では歯科診療所に限らず、病院や介護保険施設等の様々な場所で活躍している。全体の就業者数は増加しているものの、歯科衛生士不足が指摘されており、復職支援・離職防止のために以下の取り組みを行っている。

- (1) 研修指導者養成研修事業
- (2) 技術修練部門整備・運営事業

(論点)

- ・成果実績が歯科衛生士の復職支援・離職防止の成果目標に見合ったものであるか、また、現在の成果指標が適切であるか検証する必要がある。
- ・整備した設備や体制等が歯科衛生士の復職支援・離職防止のために十分に活用されているか検証する必要がある。

【参考】令和5年度行政事業レビューシートより

(1) 研修指導者養成研修事業

成果目標及び成果実績	成果目標	定量的な成果指標	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度	
							5年度	
①-1 (短期アウトカム)	前年同程度の受講者を受け入れる。	研修指導者等養成中央研修の受講生	成果実績	人	95	90	89	
			目標値	人	124	95	90	89
			達成度	%	76.6	94.7	98.9	
①-3 (長期アウトカム)	前年度以上の活用率	研修受講生のうち、研修内容を教育・指導で活用している率	成果実績	%	-	-	-	
			目標値	%	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	

(2) 技術修練部門整備・運営事業

成果目標及び成果実績	成果目標	定量的な成果指標	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度	
							5年度	
②-1 (短期アウトカム)	実施事業者あたり30名以上の受講者を受け入れる。	技術修練部門の年間利用者数	成果実績	人	117	271	194	
			目標値	人	120	120	90	90
			達成度	%	97.5	225.8	215.6	
②-3 (長期アウトカム)	臨床修練部門の利用者の内、「利用後の就業者数/利用前の就業者数」が100%以上。	利用後の就業者数/利用前の就業者数	成果実績	%	-	-	-	
			目標値	%	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	

事業番号

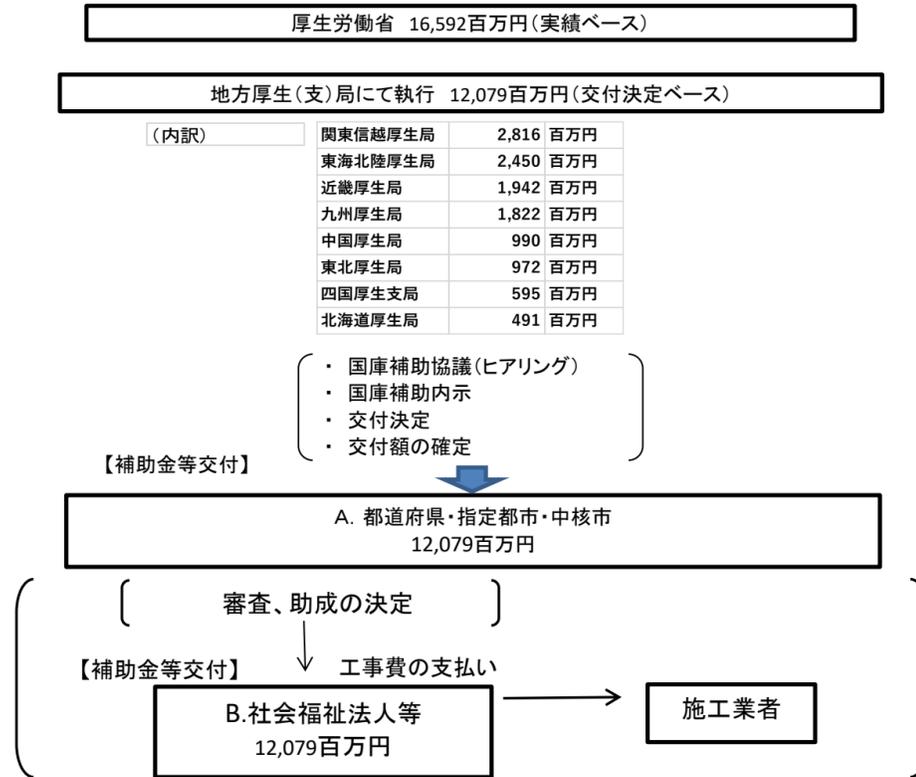
2023 - 厚労 - 22 - 0720

		令和5年度行政事業レビューシート			(厚生労働省)		
事業名	社会福祉施設等施設整備費補助金			担当部局庁	社会・援護局障害保健福祉部	作成責任者	
事業開始年度	昭和21年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	障害福祉課	津曲共和	
会計区分	一般会計						
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	生活保護法第75条第2項 等			関係する 計画、通知等	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱 等		
政策	施策大目標2 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること			主要経費	生活扶助等社会福祉費		
施策	VII-2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること						
政策体系・評価書URL	https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/dl/r04_jizenbunseki/VIII-2-1.pdf						
事業の目的 (5行程度以内)	「障害者総合支援法」、「生活保護法」等に規定された社会福祉施設等に対する整備について、都道府県・指定都市・中核市が実施する整備事業に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。						
現状・課題 (5行程度以内)	障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進するなど、自治体の整備計画にもとづく整備を推進する必要がある。						
事業概要 (5行程度以内)	社会福祉施設等施設整備費補助金 「生活保護法」、「障害者総合支援法」等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助する。						
事業概要URL	https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/23syokanyosan/dl/sanko-12.pdf 10頁、11頁						
実施方法	補助						
補助率等	1/2						
予算額・ 執行額 (単位:百万円) (インプット)	予算の 状況		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
		当初予算(A)	17,440	4,812	4,812	4,462	
		補正予算(B)	9,206	8,525	9,949	-	
						-	
						-	
						-	
						-	
		前年度から繰越し(C)	19,932	19,773	15,889	-	-
		翌年度へ繰越し(D)	▲ 19,773	▲ 15,889	-	-	
		予備費等(E)		-	-	-	
		計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	26,805	17,221	30,650	4,462	-
執行額(G)	25,631	16,592					
執行率(%) =(G)/(F)	96%	96%					
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%) =(G)/[(A)+(B)]	96%	124%	-				
令和5・6年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算項・目		令和5年度当初予算	令和6年度要求	主な増減理由(・要望額・予備費)		
	(項)	社会福祉施設整備費					
	(目)	社会福祉施設等施設整備費補助金	4,462				
		その他					
	計(A)		4,462				

活動内容① (アクティビティ)	地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。									
↓										
活動目標及び活動実績 ① (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込	
	地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。	障害福祉サービス事業所等の整備数(交付決定ベース)	活動実績	件	445	97		-	-	
			当初見込み	件	502	123	97	97	-	
↓	成果目標①-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)	計上された予算を効率的に執行することで、全国の整備需要を満たすことができると考えられるため、成果目標として、予算に対する執行率(予算額に対する交付決定額)を設定した。								
成果目標及び成果実績 ①-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 - 年度		
	計上された予算を効率的に執行することで、全国の整備需要を満たす。	-	成果実績	-	-	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-	-
達成度			%	-	-	-	-	-	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	定性的なアウトカムに関する成果実績: 令和2年度、令和3年度予算に対する執行率(予算額に対する交付決定額)は毎年9割を超える高水準を達成している。 ※令和4年度の実績は現在精査中									
アウトカム設定について の説明	アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由									
	社会福祉施設等施設整備費補助金については、障害福祉サービスを提供するために必要な各種施設の整備にかかる経費の補助を行うものであり、各年度ごとにニーズが様々であることから、定量的な目標設定にはそぐわない。									
	アクティビティ①についてアウトカムが複数設定できない理由									
	アクティビティである障害者の障害福祉サービス等の基盤整備が、障害福祉サービス事業所等の整備数に直接結びつくため。									

アクティビティから長期アウトカムについて6つ以上記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載		チェック	
事業に関連する KPIが定められて いる関連決定等	名称		
	URL		
	該当箇所		
事業所管部局による点検・改善			
点検結果	例年、施設整備にかかる経費の補助は、障害福祉サービスを提供するための基盤整備として重要であることから、執行率は9割を超えている。		目標年度における効果測定に関する評価(令和〇年度実施)
改善の 方向性	補助金の執行先の選定にあたり、事業内容や施設サービスの需要の確認を行うことで、予算の適正化を図りつつ、必要な財政支援を行っていく。また、執行率を9割以上に維持するものとする。		
外部有識者の所見			
行政事業レビュー推進チームの所見に至る過程及び所見			
(選択してください)			
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			
(選択してください)			

※令和4年度実績は現在精査中のため、令和3年度実績を記入している。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.			B.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	社会福祉法人に対する施設整備補助	809	工事費	施設整備	418	
計		809	計		418	
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載						チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	愛知県	1000020230006	社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助。	809	補助金等交付			
2	福岡県	6000020400009	社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助。	671	補助金等交付			
3	東京都	8000020130001	社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助。	651	補助金等交付			
4	静岡県	7000020220001	社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助。	516	補助金等交付			
5	埼玉県	1000020110001	社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助。	359	補助金等交付			
6	宮城県	8000020040002	社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助。	322	補助金等交付			
7	北海道	7000020010006	社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助。	291	補助金等交付			
8	三重県	5000020240001	社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助。	279	補助金等交付			
9	茨城県	2000020080004	社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助。	276	補助金等交付			
10	大阪府	4000020270008	社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助。	259	補助金等交付			

B.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	社会福祉法人大同宏縁会	5180005019385	施設整備	418	補助金等交付			
2	社会福祉法人敬天会	9390005005666	施設整備	362	補助金等交付			
3	社会福祉法人あけぼの会	5290005012247	施設整備	299	補助金等交付			
4	社会福祉法人聖隷福祉事業団	8080405000142	施設整備	268	補助金等交付			
5	社会福祉法人ひかり苑	7250005005822	施設整備	238	補助金等交付			
6	社会福祉法人一粒	8030005009877	施設整備	238	補助金等交付			
7	社会福祉法人焼津福祉会	2080005005423	施設整備	220	補助金等交付			
8	社会福祉法人光耀会	9140005015418	施設整備	220	補助金等交付			
9	社会福祉法人茨城補成会	6050005000506	施設整備	219	補助金等交付			
10	社会福祉法人白石陽光園	2370105001276	施設整備	216	補助金等交付			
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	

社会福祉施設等施設整備費補助金について

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課

社会福祉施設等施設整備補助金について

1. 社会福祉施設等施設整備費補助金の概要
2. 参考資料

社会福祉施設等施設整備費補助金

令和4年度予算額：45億円

⇒

令和5年度予算額：45億円

※令和4年度補正予算額 99億円

※令和4年度補正予算繰越額：52億円

<事業概要>

- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。
(補助率：国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 4、設置者 1 / 4)

主な整備区分：創設…新たに施設を整備すること。

増築…既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。

改築…既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。

大規模修繕等…老朽化した施設の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等整備をすること。

日中活動系サービス等の充実・ 地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



生活保護施設等の整備

- 生活保護法、売春防止法の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設（救護施設、授産施設、婦人保護施設等）等（対象施設（その他を参照））の整備に要する経費の一部を補助することにより施設入所者等の福祉の向上を図る。



耐震化・防災対策の推進

- 障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、「防災、減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。



社会福祉施設等施設整備費補助金

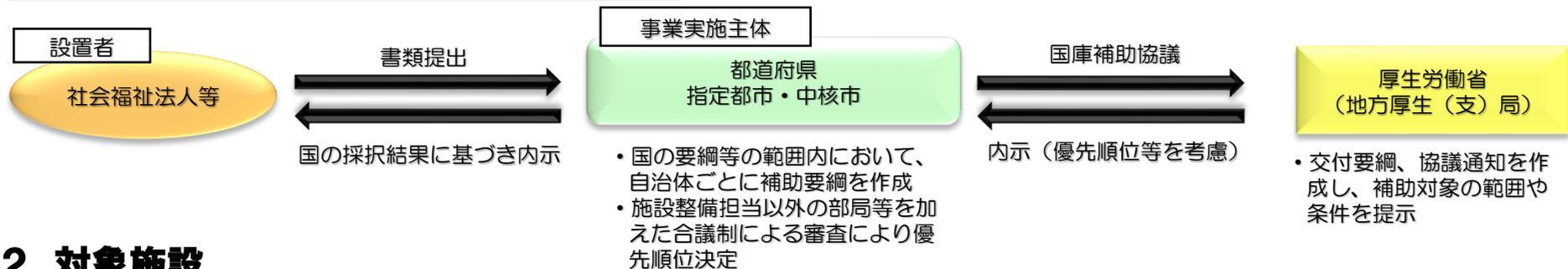
1. 補助内容

○ 社会福祉法人等が障害福祉サービス等を開始するために施設等を整備する場合、老朽化した施設や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等(※1)を行う場合に、その施設整備費等について、補助する。

- ※1 対象事業：①施設の一部改修、②附帯設備の改造、③冷暖房設備の設置等、④施設の模様替、⑤環境上の条件等により必要となった施設の一部改修、⑥消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修、⑦介護用リフト等特殊附帯工事、⑧土砂災害等に備えた施設の一部改修等、⑨生産設備近代化整備 等

※2 設置者負担分については、独立行政法人福祉医療機構から低利の融資を受けることができる。

国庫補助を受ける場合の手続き（協議～内示まで）



2. 対象施設

<障害者総合支援法上のサービス>

- | | | | |
|----------|-----------------|------------------|---------|
| 日中活動系： | ・短期入所(ショートステイ) | ・療養介護 | ・生活介護 |
| 居住支援系： | ・自立生活援助 | ・共同生活援助(グループホーム) | |
| 訓練系・就労系： | ・自立訓練(機能訓練) | ・自立訓練(生活訓練) | ・就労移行支援 |
| | ・就労継続支援(A型=雇用型) | ・就労継続支援(B型=非雇用型) | ・就労定着支援 |
| 施設系： | ・施設入所支援 | | |
| 相談系： | ・相談支援事業所 | | |

<売春防止法上の施設>

- ・婦人保護施設
 - ・婦人相談所一時保護施設
- ※令和5年度追加

<児童福祉法上のサービス>

- | | | | |
|----------|--------------|-----------|-------------|
| 障害児通所支援： | ・児童発達支援センター | ・児童発達支援 | ・放課後等デイサービス |
| | ・居宅訪問型児童発達支援 | ・保育所等訪問支援 | |
| 障害児入所支援： | ・障害児入所施設 | | |

移管

いっしょ家庭庁

<その他>

保護施設(救護施設、授産施設 等)、身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設、盲導犬訓練施設 等)、その他(応急仮設施設 等)

社会福祉施設等施設整備費補助金

3. 本事業の国予算額及び地方自治体からの協議額の推移

(単位：億円)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	70	71	72	195	174	48	45	45
協議額 (当初予算)	163	152	132	203	184	144	182	191(※)
補正予算	118	80	50	83	92	85	99	—
協議額 (補正予算)	146	96	95	92	70	71	103	—

※令和5年度の地方自治体からの協議額は概算であり、現在精査中

※これまでの地方自治体からの協議額を踏まえると、地方自治体の整備を円滑に実施するためには、当初予算において、これまで以上の予算額を確保する必要がある。(過去5年平均の協議額は約170億円、直近令和5年度の協議額は約191億円)

4. 国の整備方針

(令和4年度当初予算等における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助にかかる協議等について(令和4年3月29日)(抜粋))

3 整備方針について

(1) 整備対象について

近年、都道府県市からの協議額が予算額を上回っていることから、各都道府県市においては、**以下の「優先順位を付す際の指標」を参考にし、真に必要な施設について優先順位を付した上で協議されたい。**

また、本協議における整備対象について、当該都道府県並びに市町村の第6期障害福祉計画(以下「第6期障害福祉計画」という。)に位置づけられているか及び「(2)留意すべき事項について」との整合性が保たれているかをご確認いただくとともに、第6期障害福祉計画に位置づけられている場合、該当部分を添付いただきたい。

<優先順位を付す際の指標>

- ア 建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備(耐震化のための改築、老朽化による改築等)を行うもの
- イ 災害による停電時に電源確保の必要性が高い入所施設等において非常用自家発電設備の整備を行うもの
- ウ 災害による断水時に、飲料水・生活用水の確保の必要性が高い入所施設等において給水設備の整備を行うもの
- エ 洪水浸水想定区域(水防法第十四条)等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設等において水害対策のための大規模修繕や移転改築等の整備を図るもの
- オ 安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀(以下「ブロック塀等」という。)の改修整備を行うもの
- カ 国土強靱化地域計画に位置づけられている整備を行うもの
- キ ウイルス感染症等の感染拡大を防止する観点から、入所施設等において多床室の個室化改修等を行うもの
- ク 長期入院精神障害者など障害のある方が地域の一員として安心して生活できる環境作りのための共同生活援助(以下「グループホーム」という。)や就労支援事業所等の整備を図るもの
- ケ 「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」(平成17年10月5日)1の(10)に定めるグループホーム改修整備を活用し、停電時に備えた外部給電を受けるために必要となる設備の改修及び蓄電設備の設置に係る改修工事を行うもの
- コ 平成25年12月消防法施行令等の一部改正により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直されたことに伴う整備を図るもの
- サ アスベストの除去等の整備を図るもの
- シ 利用者に対するサービス提供にとどまらず、特に過疎、山村、離島等においては、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの
- ス 「新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する適切な療養・療育環境の確保等の取組について(留意事項)」(平成19年12月26日医政総発第1226001号、雇児母発第1226001号、障障発第1226001号、保医発第1226001号)を踏まえた医療型障害児入所施設の整備を図るもの
- セ 児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など、発達障害を含む障害児支援の充実を図るもの
- ソ 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成29年3月31日厚生労働省告示第116号。以下「基本指針」という。)を踏まえ、重症心身障害児及び医療的ケア児が、身近な地域で支援を受けられるように障害児通所支援の充実を図るもの
- タ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた観点から、地域で安心して暮らせるよう、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保等の機能を備えた拠点の整備(以下「地域生活支援拠点整備」という。)を図るもの
- チ 文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの
- ツ 利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの
- テ 障害児入所施設に入所する18歳以上の者(過齢児)が成人期に相応しい環境で適切な支援を受けられるようにするため、障害者支援施設への転換するための改修など、障害福祉サービス施設・事業所等の施設基準を満たすための整備を行うもの

5. 対象施設の決定及び公表

(令和4年度当初予算等における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助にかかる協議等について(令和4年3月29日) (抜粋))

4 都道府県市における協議対象施設の選定手続について

(略)

については、3の整備方針を踏まえ、「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)等に基づき、次により協議対象施設を選定されたい。

(1) 設置主体の適格性の審査

- ア 設置主体である社会福祉法人等の適格性の審査に当たっては、法人認可担当等の、施設整備担当以外の部局を加えた内部牽制機能を確保した合議制により審査を行うこと
- イ 社会福祉法人の設立認可を伴うものについては、施設整備の必要性とは別の観点に立って、健全で安定した法人運営が確保されるものであるか否か厳格な審査を行うこと
- ウ 特に、同一人物が複数の法人を設立する場合等の審査については、新たに法人を設立する必要性、資金計画の妥当性等十分な審査を行うこと
- エ 既設法人については、当該法人の指導監督を担当する部局(他の都道府県市に係るものを含む。)に対し、従前の監査結果、それに基づく意見等を求めるなど、当該施設を設置する適格性について、法人を設立する場合と同様、厳格な審査を行うこと
- オ 法人の役員構成、資金計画等が適正で、施設整備はもとより健全で安定した法人運営が可能であること
- カ 社会福祉法人以外の法人が行う整備の場合においても、社会福祉法人に準じて、その適格性について十分に審査されたいこと

(中略)

(4) 対象施設の決定及び公表

- ア 国庫補助協議対象施設の選定に当たっては、協議対象施設の妥当性、協議基準との整合性について、施設整備担当以外の部局等を加えた合議制による審査を経て決定すること
- イ 国庫補助協議を行う施設については、各都道府県市において公表すること
- ウ 公表は、設置主体(社会福祉法人等)の名称及び事業計画(施設、施設種別、定員、工事区分)について行うこと

留意すべき事項（【参考】国庫補助協議にあたっての主な条件）

（令和5年度当初予算等における社会福祉施設等施設整備の国庫補助に係る協議等について社援発0331第42号（抜粋））

【施設入所支援の整備に関するもの】

- 障害者支援施設（施設入所支援）の整備については、地域生活移行を推進する観点から、基本指針において令和5年度末時点において、令和元年度末時点の施設入所者数の1.6パーセント以上を削減することを基本としている。
このため、定員数の増を伴う整備については、グループホームでの対応が困難な者の利用など、真に必要と認められる場合に限るものとし、かつ、当該市町村の区域内の入所者総数が増加しない範囲で行われることを条件とする。
やむを得ず、地域の実情により、これにより難しい場合は、施設整備の必要性はもとより、当該市町村の区域内の将来定員の見通し、減少計画及び都道府県の入所定員に係る計画などを提示することを条件とする。
また、地域生活支援拠点整備は、市町村及び都道府県の第6期障害福祉計画に位置付けられていることを条件とする。

【設備に関するもの】

- エレベーター等設置整備については、歩行困難な者が現に入居している又は入居の予定が明らかである場合に協議対象とするものであること（ただし、後述の「水害対策強化整備について」に基づき、エレベーター設置工事を行う場合はこの限りではない。）
- 社会福祉施設等に整備する非常用自家発電設備及び給水設備（以下「非常用設備等」という。）が地震による停電時等に有効に機能するために、非常用設備等が地震時に転倒することなどがないように耐震性を確保する必要がある

【施設の安全性に関するもの】

- 災害レッドゾーンにおいて新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則として、協議を行ってはならないこと。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等において創設又は大規模修繕により新設又は移転改築整備をする際は、安全上及び避難上の対策を講じること

【他の補助金等との重複をさけるもの】

- 当該補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならないこと

【補助対象事業の継続性に関するもの】

- 整備により実施する障害福祉サービス等の趣旨、利用対象者、指定（最低）基準、報酬等を十分検討し、着実な実施が認められるものであること

7. 国の採択状況（過去3年(交付決定ベース)）

ア 地方自治体別

(単位:千円)

	都道府県市	令和2年度当初		令和3年度当初		令和4年度当初	
		内示件数	内示額	内示件数	内示額	内示件数	内示額
1	北海道	13	444,308	1	2,985		0
2	青森県	2	33,266	1	40,700	1	27,256
3	岩手県	1	33,533	1	207,333	2	37,198
4	宮城県	11	494,471	1	9,120	1	148,880
5	秋田県	4	79,198	1	5,868		0
6	山形県	2	87,022	1	33,837	1	47,240
7	福島県	3	117,620	1	50,503	1	59,133
8	茨城県	26	554,582	1	37,336	2	93,876
9	栃木県	2	28,466	0	0	2	36,076
10	群馬県	5	791,146	1	183,235	2	84,846
11	埼玉県	55	809,113	1	238,340	1	202,913
12	千葉県	4	207,333	1	36,866	4	195,511
13	東京都	10	823,988	1	146,040		
14	神奈川県	3	238,560	1	41,853	2	41,092
15	新潟県	7	281,866	1	21,164	2	17,439
16	富山県	4	97,993	1	18,926	3	19,362
17	石川県	6	260,722	1	6,500	1	42,074
18	福井県	1	358,894	1	124,458		0
19	山梨県	1	40,675	1	73,307	3	20,506
20	長野県	2	97,032	1	20,266	3	61,500
21	岐阜県	3	92,533	1	85,914		0
22	静岡県	6	137,889	1	34,933	1	95,000
23	愛知県	20	556,880	1	418,133	2	62,600
24	三重県	3	51,906	1	101,600	1	20,500
25	滋賀県	10	382,165	1	61,586	1	93,800
26	京都府	2	83,613	1	85,420	2	41,000
27	大阪府	2	47,505	1	65,430	1	153,333
28	兵庫県	6	462,165	1	36,866		0
29	奈良県	3	242,666	1	2,500	1	17,920
30	和歌山県	5	115,909	1	61,866		0
31	鳥取県	7	341,594	1	25,066	1	39,100
32	島根県	1	4,506	1	3,486	1	20,500
33	岡山県	4	158,982	1	20,266	2	45,452
34	広島県	4	151,827	1	12,900	2	33,200
35	山口県	2	164,700	1	3,354		0
36	徳島県	3	420,522	0	0		0
37	香川県	1	302	1	26,366	1	118,502
38	愛媛県	7	534,844	1	20,266		0
39	高知県	1	20,000	1	91,642	1	26,646
40	福岡県	6	713,333	1	73,876	1	284,480
41	佐賀県	7	129,815	1	15,400		0
42	長崎県	3	80,000	1	4,500	1	32,133
43	熊本県	2	66,932	1	16,400		0
44	大分県	1	83,060	1	74,373	1	31,523
45	宮崎県	2	18,386	1	11,200	2	24,000
46	鹿児島県	3	71,278	1	24,756	2	38,572
47	沖縄県	3	85,106	1	171,343	1	131,440
	都道府県小計	279	11,098,206	45	2,848,085	56	2,444,603

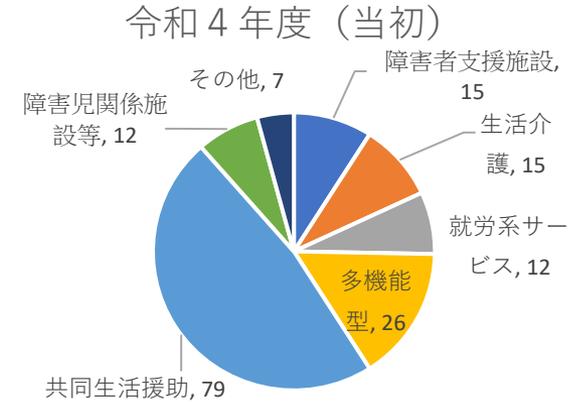
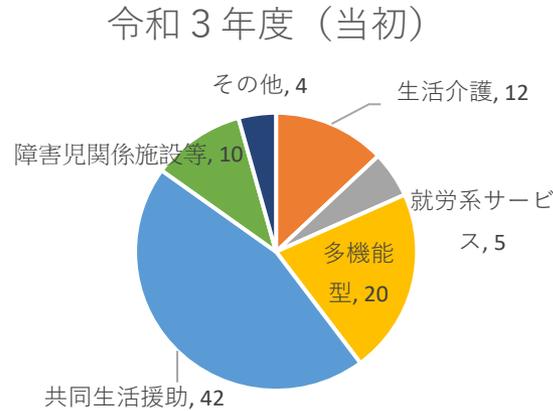
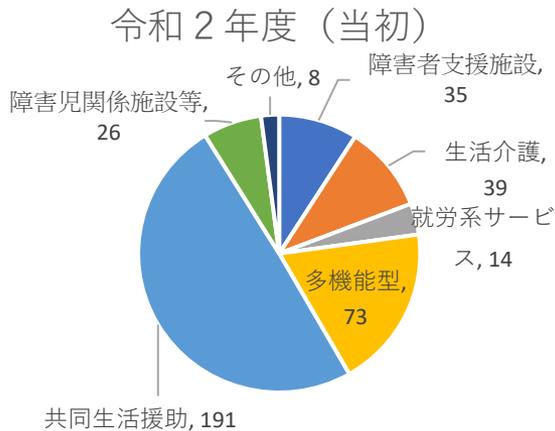
	都道府県市	令和2年度当初		令和3年度当初		令和4年度当初	
		内示件数	内示額	内示件数	内示額	内示件数	内示額
48	札幌市	2	68,400	1	81,466	2	70,333
49	仙台市	1	96,800	0	0		0
50	さいたま市	1	17,200	1	109,666	1	92,616
51	千葉市	0	0	0	0	2	79,800
52	横浜市	11	146,229	1	15,442	13	55,961
53	川崎市	3	15,582	1	13,333	1	5,333
54	相模原市	1	24,910	0	0	1	14,410
55	新潟市	1	16,800	0	0		0
56	静岡市	3	58,180	1	23,933	1	45,640
57	浜松市	0	0	0	0	1	119,000
58	名古屋市	2	42,702	1	51,046	4	48,622
59	京都市	5	231,445	1	43,846	1	250,184
60	大阪市	2	22,848	1	18,780	9	49,849
61	堺市	1	18,560	1	1,820	1	5,923
62	神戸市	3	497,160	1	38,633	3	62,000
63	岡山市	0	0	0	0		0
64	広島市	2	115,360	1	74,846		
65	北九州市	0	0	1	84,440		0
66	福岡市	3	126,360	1	42,466	4	43,214
67	熊本市	9	46,537	1	55,380	6	5,072
	指定都市小計	50	1,545,073	14	655,097	50	947,957

	都道府県市	令和2年度当初		令和3年度当初		令和4年度当初	
		内示件数	内示額	内示件数	内示額	内示件数	内示額
68	函館市	0	0	0	0		0
69	旭川市	0	0	1	83,533	1	10,174
70	青森市	0	0	0	0		0
71	八戸市	1	22,400	1	20,266		
72	盛岡市	2	26,000	0	0	1	20,278
73	秋田市	0	0	0	0		0
74	山形市	0	0	0	0	1	16,800
75	福島市	1	34,333	1	117,400	1	95,000
76	郡山市	2	96,750	1	7,424		0
77	いわき市	1	17,200	0	0	1	122,266
78	水戸市	3	139,299	1	217	9	6,941
79	宇都宮市	1	17,200	1	17,400	2	53,727
80	前橋市	0	0	1	31,701	1	69,800
81	高崎市	1	135,666	0	0		0
82	川越市	3	377,966	1	31,386		0
83	川口市	1	824	0	0		0
84	越谷市	0	0	0	0	1	21,500
85	船橋市	0	0	0	0	2	43,000
86	柏市	0	0	0	0	1	100,000
87	八王子市	1	315,933	1	52,548		0
88	横浜国立大	0	0	1	21,684	1	1,826
89	富山市	2	32,000	1	16,400	1	34,933
90	金沢市	1	24,800	1	13,904	1	3,242
91	福井市	0	0	0	0	1	100,000
92	甲府市	1	21,008	1	24,800	1	50,246
93	長野市	3	34,721	1	45,936	1	98,023
94	松本市			0	0		0
95	岐阜市	2	48,300	1	70,147	2	15,321
96	豊橋市	3	135,792	1	28,192		0
97	岡崎市	0	0	1	14,220	1	53,747
98	豊田市	2	33,600	1	36,600	1	100,000
99	一宮市	1	17,400	3	15,008		
100	大津市	1	34,333	1	27,686	2	71,716
101	豊中市	1	26,160	0	0	2	6,654
102	高槻市	1	18,560	0	0	2	45,800
103	枚方市	0	0	1	17,400	1	44,840
104	八尾市	1	17,200	1	62,699		0
105	堺市	0	0	1	26,446	1	21,500
106	東大阪市	1	157,580	0	0		0
107	吹田市	0	0	1	45,833		0
108	箕面市	1	42,326	0	0		0
109	尼崎市	1	53,820	0	0		0
110	明石市	1	8,745	1	68,111		0
111	西宮市	0	0	1	17,400	1	17,600
112	奈良市	1	36,000	0	0	1	32,616
113	和歌山市	0	0	0	0		0
114	鳥取市	2	376,245	1	20,266		0
115	松江市	2	385,055	1	114,050	1	42,636
116	倉敷市	2	476	0	0		0
117	真山市	0	0	0	0		0
118	福山市	0	0	0	0	4	4,296
119	下関市	0	0	1	3,400	2	7,645
120	高松市	0	0	0	0		0
121	松山市	1	21,000	1	2,447	4	35,294
122	高知市	2	34,400	1	173,066		0
123	久留米市	2	42,000	1	21,233	1	25,740
124	長崎市	0	0	0	0	1	31,034
125	佐世保市	0	0	0	0		0
126	大分市	2	209,213	1	17,400	1	21,500
127	宮崎市	2	19,314	0	0	1	21,500
128	鹿児島市	2	57,260	1	40,013	1	17,072
129	那覇市	0	0	0	0		0
	中核市小計	57	3,053,479	34	1,308,608	60	1,479,275

全国合計	386	15,696,758	93	4,811,790	166	4,871,835
------	-----	------------	----	-----------	-----	-----------

社会福祉施設等施設整備費補助金

イ 施設種別別



※ 多機能型とは、障害者総合支援法に基づく指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童福祉法に基づく指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス及び指定保育所等訪問支援の事業のうち、2以上の事業を一体的に行うことをいう。

8. 執行状況(過去3年(交付決定ベース))

(単位:千円)

施設種別	採択額		
	令和2年度(当初)	令和3年度(当初)	令和4年度(当初)
年度当初(合計)(a)	15,696,758	4,811,790	4,871,835
障害者支援施設	3,333,850	0	671,466
生活介護	1,853,966	597,357	761,505
就労系サービス	625,588	353,453	340,314
多機能型	3,451,566	1,499,050	1,390,315
共同生活援助	3,651,095	1,105,393	1,036,485
障害児関係施設等	1,666,598	1,225,855	241,764
その他	1,114,095	30,682	429,986
採択額(2回目以降)(b)	1,685,001	△ 151,562	92,180
予算額(c)	17,440,262	4,812,175	4,812,175
前年度繰越額(d)	0	0	151,947
執行残額((c+d)-(a+b))	58,503	151,947	107

※ 令和3年度(当初)の執行残額は翌年度(令和4年度)に繰り越している。

※ 令和2年度(当初)及び令和3年度予算繰り越し分と令和4年度(当初)予算の執行残額は施設整備費の執行ができないため不要となっている。

基本指針の策定スケジュール

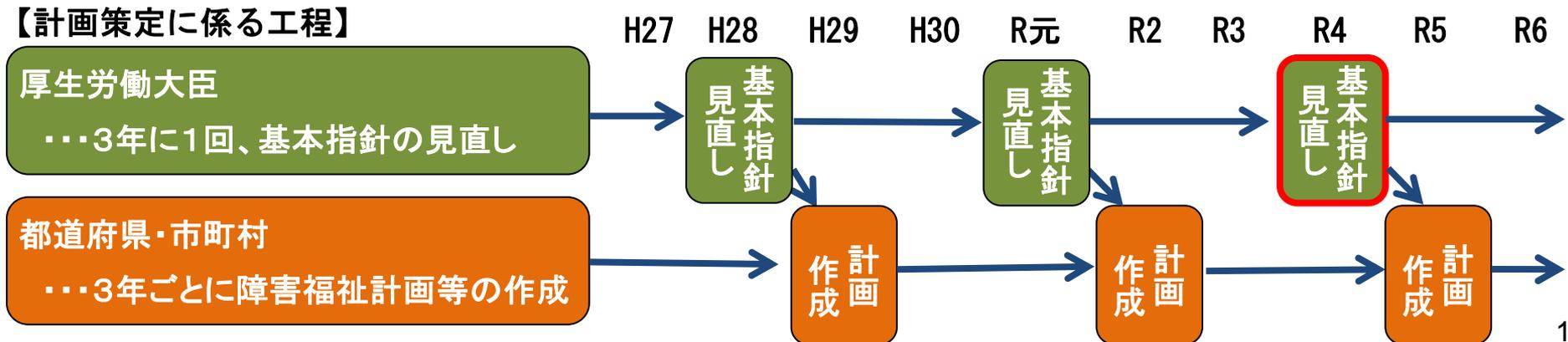
基本指針について

- 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- 障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成
- 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画(令和3～5年度)を作成するための基本指針は令和2年5月19日に告示

【これまでの計画期間等】

第1期計画期間 18年度～20年度	第2期計画期間 21年度～23年度	第3期計画期間 24年度～26年度	第4期計画期間 27年度～29年度	第5期計画期間 第1期計画期間(児) 30年度～2年度	第6期計画期間 第2期計画期間(児) 3年度～5年度
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の3年後見直し等を踏まえ、平成32年度(令和2年度)を目標として、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を作成	障害者総合支援法の趣旨等を踏まえ、令和5年度を目標として、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を作成

【計画策定に係る工程】



障害福祉計画と基本指針の基本的な構造

国の基本指針（障害者総合支援法第87条）

障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

市町村及び都道府県の障害福祉計画に関する事項

その他の事項

（基本指針に即して計画を作成）

↑（計画の提出）

市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第88条関係）

（義務）

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

各年度における市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

（都道府県の意見を聴く）

（努力義務）

障害福祉サービス等
の見込量の確保方策

医療機関等の関係
機関との連携

（その他の事項）

- ・ 計画は障害者等の数、その障害の状況を勘案すること（義務）
- ・ 計画を作成する場合、障害者等の心身の状況等を把握した上で作成すること（努力義務）
- ・ 他の計画と調和が保たれること（義務） など

（計画の提出）

都道府県障害福祉計画（障害者総合支援法第89条関係）

※各市町村を包括する広域的な見地から作成

（義務）

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

各年度における区域ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

各年度の指定障害者支援施設の必要
入所定員総数（注）

各年度における都道府県の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

（努力義務）

区域ごとの障害福祉サービス等
の見込量の確保方策

区域ごとの障害福祉サービス等
に従事する者の確保又は
資質の向上

施設障害福祉サービスの
質の向上

区域ごとの医療機関等
の関係者との連携

（その他の事項）

- ・ 他の計画と調和が保たれること（義務） など

（注） 都道府県は、定員や見込量を超えることになる等の場合には、施設・事業所の指定を行わないことができる。（障害者支援施設、生活介護、就労継続支援B型）

障害福祉計画策定に係る障害者等の実態調査について

- 障害者総合支援法においては、市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、その事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとされている。
- 厚生労働省では、「障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル」を作成・周知するとともに、障害者ご本人（記載できない場合は家族または支援者が記入）に向けたアンケート調査票を参考として示している。

障害者等の実態を把握するに当たっては、障害者手帳の所持者数や障害福祉サービス等の利用実績など、既存の情報で把握が可能なものがある一方で、生活の状況やサービスの利用意向等のように、当該内容を把握するための調査を行わなければ把握できない内容もある。

計画の策定の際、障害者等の実態を把握している自治体では、障害当事者や障害者団体等に対して、アンケート調査やヒアリング調査を実施することにより障害者等の実態を把握している。

このため、厚生労働省では、自治体における障害福祉計画等の策定の参考となるよう「**障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル**」を作成・周知している。

このマニュアルでは、アンケート調査の実施等のポイントとして、**調査の流れ、調査内容、対象者の選定・抽出方法、調査票の設計、調査結果の集計・分析・計画への反映、実績値に基づくサービス見込み量の推計方法を記載するとともに、参考として障害者ご本人（記載できない場合は家族又は支援者が記載）へのアンケート調査票を示している。**自治体は、当該マニュアルを参考にして市町村障害福祉計画を作成している。

（参考）障害者総合支援法

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、**当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第八十九条の二の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。**

第5期障害福祉計画（平成30年度～令和2年度）のサービス見込量・実績（全国計）

（社会保障審議会障害者部会（第133回）参考資料3（抜粋））

○ 日中活動系サービス

種類	項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	サービス量	見込み	572 万人日分	587.9 万人日分	594.9 万人日分
		実績	549 万人日分	566.5 万人日分	606.0 万人日分
	サービス利用者数	見込み	29.3 万人	30.0 万人	30.3 万人
		実績	28.3 万人	28.6 万人	29.2 万人
自立訓練（機能訓練）	サービス量	見込み	6.3 万人日分	6.8 万人日分	7.1 万人日分
		実績	3.0 万人日分	3.0 万人日分	2.9 万人日分
	サービス利用者数	見込み	0.5 万人	0.5 万人	0.5 万人
		実績	0.2 万人	0.2 万人	0.2 万人
自立訓練（生活訓練）	サービス量	見込み	22.7 万人日分	24.1 万人日分	25.2 万人日分
		実績	17.8 万人日分	18.4 万人日分	20.6 万人日分
	サービス利用者数	見込み	1.4 万人	1.5 万人	1.6 万人
		実績	1.2 万人	1.3 万人	1.3 万人
就労移行支援	サービス量	見込み	66.8 万人日分	72.8 万人日分	78.2 万人日分
		実績	55.0 万人日分	56.0 万人日分	63.9 万人日分
	サービス利用者数	見込み	4.0 万人	4.4 万人	4.7 万人
		実績	3.4 万人	3.4 万人	3.5 万人
就労継続支援（A型）	サービス量	見込み	146.2 万人日分	156.8 万人日分	166.1 万人日分
		実績	136.7 万人日分	141.9 万人日分	157.0 万人日分
	サービス利用者数	見込み	7.5 万人	8.1 万人	8.6 万人
		実績	7.0 万人	7.2 万人	7.7 万人

種類	項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労継続支援（B型）	サービス量	見込み	440.3 万人日分	464.1 万人日分	485.3 万人日分
		実績	431.7 万人日分	461.7 万人日分	528.6 万人日分
	サービス利用者数	見込み	25.2 万人	26.5 万人	27.7 万人
		実績	25.6 万人	26.9 万人	28.7 万人
就労定着支援	サービス利用者数	見込み	1.4 万人	1.8 万人	2.1 万人
		実績	0.7 万人	1.1 万人	1.3 万人
療養介護	サービス利用者数	見込み	2.1 万人	2.1 万人	2.1 万人
		実績	2.1 万人	2.1 万人	2.1 万人
短期入所	サービス量	見込み	40.2 万人日分	43.1 万人日分	45.5 万人日分
		実績	37.6 万人日分	33.5 万人日分	32.7 万人日分
	サービス利用者数	見込み	6.4 万人	6.9 万人	7.3 万人
		実績	5.7 万人	4.9 万人	4.4 万人

○ 居住系サービス

種類	項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	サービス利用者数	見込み	0.5 万人	0.6 万人	0.7 万人
		実績	0.1 万人	0.1 万人	0.1 万人
共同生活援助	サービス利用者数	見込み	12.2 万人	13.0 万人	13.6 万人
		実績	12.3 万人	13.2 万人	14.3 万人
施設入所支援	サービス利用者数	見込み	13.1 万人	13.0 万人	12.7 万人
		実績	12.9 万人	12.8 万人	12.7 万人

都道府県等の補助要綱における補助対象の制限と協議件数

(令和4年度当初予算における協議状況)

- 都道府県等の補助要綱において、共同生活援助、医療的ケアに対応した施設などの施設の種別や、創設や大規模修繕等の整備区分を基に補助対象について制限を定めている都道府県等は26自治体あり、その協議件数はいずれも少ない傾向にある。

都道府県（自治体数）

協議件数	10件以上	5-9件	1-4件	0件	計
		8	16	20	3
内) 施設種別の制限あり	0	0	1	0	1
内) 整備区分の制限あり	0	0	0	0	0
内) 両方の制限あり	0	0	2	1	3

指定都市（自治体数）

協議件数	10件以上	5-9件	1-4件					0件	計
				4件	3件	2件	1件		
	1	2	16	1	2	3	10	1	20
内) 施設種別の制限あり	0	0	1	0	0	1	0	1	2
内) 整備区分の制限あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内) 両方の制限あり	0	0	5	0	0	1	4	0	5

中核市（自治体数）

協議件数	10件以上	5-9件	1-4件					0件	合計
				4件	3件	2件	1件		
	0	0	37	4	4	9	20	25	62
内) 施設種別の制限あり	0	0	4	1	0	0	3	2	6
内) 整備区分の制限あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内) 両方の制限あり	0	0	3	0	0	2	1	6	9

参考事例：社会福祉施設等施設整備補助金の協議書

障害者施設整備計画協議書											
都道府県(市)名				優先順位	1位	施設建設地					
事業計画				単年度		整備方針					
障害福祉計画の該当の有無 ※該当がある場合、該当の部分を添付してください。								有・無			
事業(施設)種別				生活介護		整備区分		創設			
施設名				設置主体	福						
現在定員	通所定員	人		整備後定員	通所定員	20人		着工予定年月	5年7月		
	入所定員	人			入所定員	人			竣工予定年月	6年3月	
	日中活動部門	人			日中活動部門	人		その他		発達障害者支援センター	
	施設入所・宿泊型部門	人			施設入所・宿泊型部門	人			エレベーター等設置整備		有・無
	共同生活援助(身体・知的・精神)	人			共同生活援助(身体・知的・精神)	人			相談支援		有・無
	障害児施設()	入所定員	人		障害児施設()	入所定員	人		障害児相談支援		有・無
		通所定員	人			通所定員	人		居宅介護		有・無
	短期入所(加算も記載)	人			短期入所(加算も記載)	人			保育所等訪問支援		有・無
	小規模グループケア定員数	人			小規模グループケア定員数	人					
	その他()	人			その他()	人					
11	法人審査会の状況	1 既設法人[認可H3年6月5日]			2 新設法人[法人審査会での審査終了年月日 年 月 日]						
協議全体に関する都道府県(市)の意見等	施設選定会議の状況	施設選定会議での審査終了年月日 R5年1月31日									
	※必ず記入すること。	<p>・同法人が運営する多機能型の生活介護及び就労継続支援B型を再編し、重度障害者や強度行動障害者を受け入れるための生活介護サービス単独の事業所を同法人所有の土地に新たに創設するもの。</p> <p>・現状、同法人の利用対象エリアでは重度障害者等の入所施設の待機状態となっている。同法人が運営している事業所に通所されているものの、支援に限界がある状況である。新しい事業所を新設することにより、重度障害者等の環境に十分配慮した単独の支援を行うことができる。</p>									
	県(市)担当者	課名	障害福祉課		係名						
		氏名			電話						

(自立支援)協議会の概要

経緯

- (自立支援)協議会は、**地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていくこと及び関係機関等の連携の緊密化**を図る役割を担うべく整備がすすめられてきた。
- その役割が重要であるにも関わらず法律上の位置付けが不明確であったため、障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化された。
- 平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、**自立支援協議会の名称について**地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、**当事者及びその家族の参画が明確化**された。

概要

- (自立支援)協議会の設置は、地方公共団体(共同設置可)の努力義務規定。(法第89条の3第1項)
- **都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、(自立支援)協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。**(法第88条第9項、第89条第7項)
- 設置状況(R4.4月時点) 市町村: 1,698自治体(設置率約98%) ※協議会数: 1,214箇所
都道府県: 47自治体(設置率100%)

都道府県協議会の主な機能

都道府県自立支援協議会は、都道府県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置されるもの。

都道府県協議会の主な機能

- ・ 都道府県内における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ・ 都道府県内における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握(市町村協議会ごとの課題、ニーズ等を含む。)
- ・ 都道府県内における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議 ・ 相談支援従事者の人材確保・養成方法(研修のあり方を含む。)の協議
- ・ 管内市町村が実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の評価・助言
- ・ 都道府県相談支援体制整備事業によって配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議
- ・ 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- ・ 都道府県障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- ・ 専門部会等の設置、運営 等

※ 都道府県協議会は、上記の機能を果たすに当たって、市町村協議会から報告のあった課題等に留意すること。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会の設置運営について」(平成25年3月28日 障発0328-8)

都道府県相談支援体制整備事業の概要

実施要綱

目的 都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする

事業内容

- ・ 地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
- ・ 地域で対応困難な事例に係る助言等
- ・ 地域における専門的支援システムの立ち上げ援助
例: 権利擁護、就労支援などの専門部会
- ・ 広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援
- ・ 相談支援従事者のスキルアップに向けた指導
- ・ 地域の社会資源(インフォーマルなものを含む)の点検、開発に関する援助等

アドバイザー

- ・ 地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- ・ 相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者
- ・ 社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者

留意事項

都道府県が設置する協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

設置状況・運営方法

【設置状況】

○設置済み：47都道府県

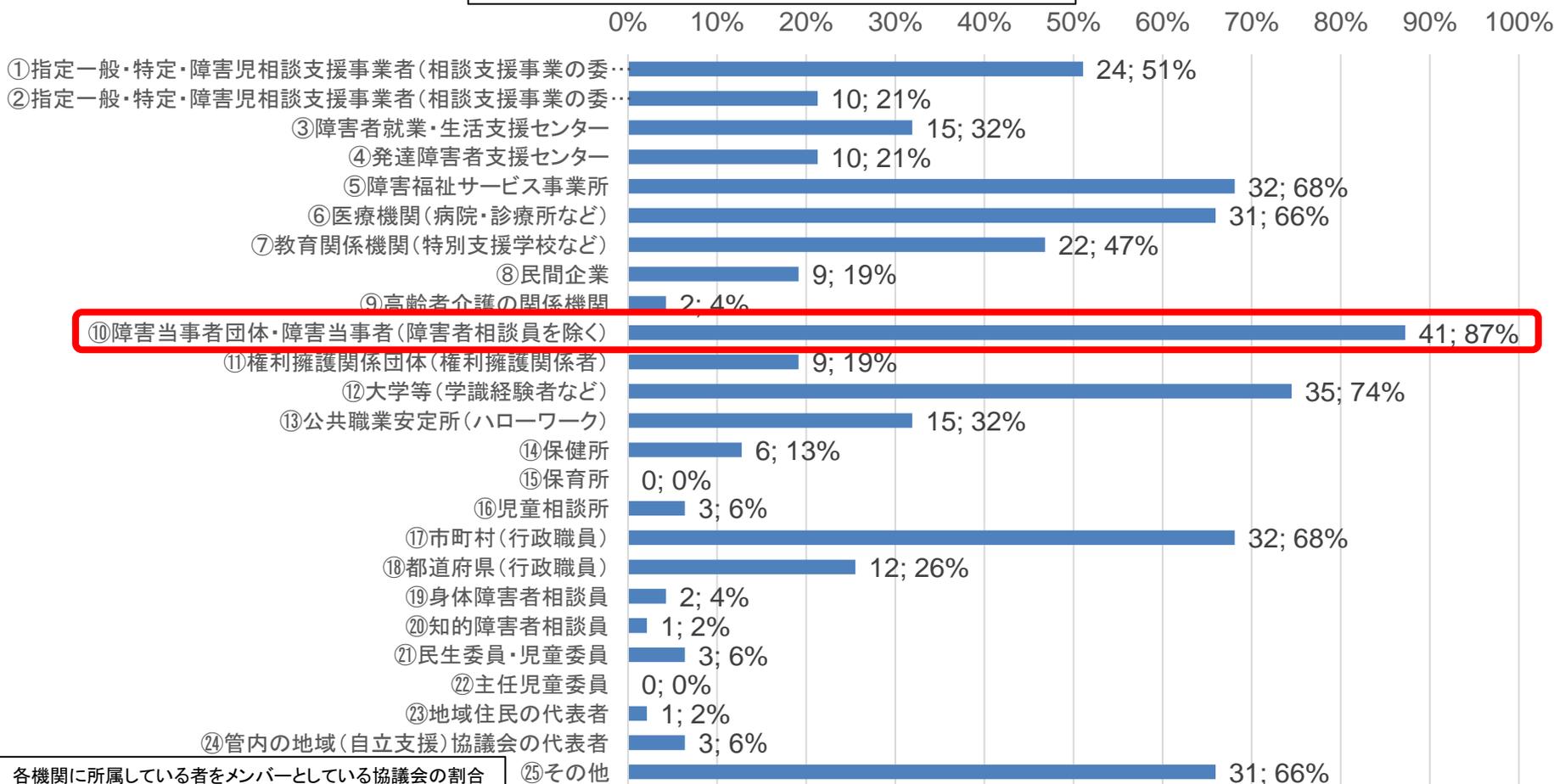
【運営方法】

○直営：46都道府県

○委託：1都道府県

（自立支援）協議会の構成メンバー（所属別）

設置都道府県数：47



各機関に所属している者をメンバーとしている協議会の割合

国が直接行う事業における事業選定について

「研究開発、調査、広報の業務委託に関する総合評価落札方式の実施について」（平成 21 年 3 月 31 日付 大臣官房会計課監査指導室調達専門官事務連絡）より一部抜粋

（1）技術審査委員の選定

技術審査委員は、透明性及び公平性を確保する観点から、委員長（副委員長を置く場合は、副委員長を含む。）を外部の有識者とするとともに、委員の 1 / 2 以上を外部の有識者（利益相反を考慮）にすること。なお、選定に係る標準的な体制を示すと以下のとおり。

- ① 委員会は、委員長（副委員長を置く場合は、「委員長、副委員長」とする。）及び委員により構成する。
- ② 委員長は外部有識者とするとともに、委員の 1 / 2 以上を外部有識者とする。
- ③ 業者選定に係る責任は、最終的に国が負うべきものであることから、委員には当該調達の担当課室等の長を選定する。
- ④ 委員会には事務局を置き、事務を司ることとし、設置要綱を作成する。

論点と見直しの方向性

論点

- 地方自治体の整備計画に基づき行う国に対する協議額が予算額を大幅に超過していることから、必要な運用の見直しなどの検討を行うべきではないか。

現状

- 都道府県等は障害者総合支援法に基づき、地域のニーズを踏まえて、障害福祉計画（多くは計画期間3年）を策定している。
- 計画の策定に当たっては地域のニーズを調査等により確認し、そのニーズに応じたサービスの種類ごとの必要量を検討し計画に記載している。
- 都道府県等は、地域のサービスの量、必要性、緊急性などを勘案しながら、サービス提供者となる法人の意向や、地域の障害当事者団体の意見も聞きながら総合的に検討し、国庫補助協議を行っている。
- 近年、都道府県等からの国庫補助協議額が予算額を上回っていることから、国が示す「優先順位を付す際の指標」を参考に、「真に必要な施設について、優先順位を付して協議」することとしている。
- 都道府県等における国庫補助協議対象施設の選定に当たっては、対象施設の妥当性、協議基準との整合性について、施設整備担当以外の部局等を加えた合議制による審査を経て決定することとしているが、外部有識者、当事者等を加えて審査を行っているところは多くない。

見直しの方向性

- 現状、都道府県等の毎年度の国予算に対する提案・要望として、多くの都道府県等から必要な予算の確保を求められている事業であり、引き続き予算の確保に努めていく。
- 本事業の実施主体である都道府県等は、地域の当事者等のニーズや障害福祉サービスの提供者（法人）の状況を踏まえて、対象施設を総合的に検討・決定し、国庫補助協議を行っている。この決定プロセスへの国の関与は一定の範囲内とする必要はあるが、決定プロセスに係るアンケート結果等を踏まえ、一定の見直しを検討する。その際、都道府県等の事務負担も考慮する。

都道府県等における事業対象施設の決定プロセス

- 国の協議通知において、「国庫補助協議対象施設の選定に当たっては、協議対象施設の妥当性、協議基準との整合性について、施設整備担当以外の部局等を加えた合議制による審査を経て決定すること」としているところ。
- 令和5年度本予算等による本事業について、地方自治体における国庫補助協議の内容の決定にあたり、どのような決定プロセスであったのか等についてとりまとめた。

○社会福祉施設等施設整備費補助金の国庫補助協議にかかる自治体アンケート集計結果

アンケート内容		回答結果	
		○	×
Q 1	国庫補助協議の協議内容を検討するにあたり、審査会、検討会、審議会等を開催している。	114	9
	Q 1-1 審査会等の構成員に県の施設整備の担当者以外の職員が含まれている。	91	23
	Q 1-2 審査会等の構成員に外部有識者が含まれている。	47	67
	Q 1-3 審査会等の構成員に当事者又は当事者団体が含まれている。	8	106
Q 2-1	建設地の市町村の意見等を聞いている。	86	29
Q 2-2	障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会の意見等を聞いている。	15	107
Q 3	国庫補助協議において、各協議案件に優先順位を付すにあたり、基準を設けている。	99	24
	Q 3-1 優先順位を付す際の指標を参考にしている。	88	13
	Q 3-2 自治体独自の基準を設けている。	81	20
Q 4	国庫補助協議において、各自治体の判断による補助制限を設けている。	43	79
	Q 4-1 補助制限の内容は複数年度にわたるものを設けている。	17	27
	Q 4-2 補助制限の内容は年度ごとに見直す機会がある。	36	8
	Q 4-3 施設種別に制限を設けている。	33	11
	Q 4-4 整備区分（創設、改築等）制限を設けている。	25	19
	Q 4-5 独自の補助条件（要件）を付している。	25	20

※県(2カ所)、指定都市(1カ所)、中核市(3カ所)については、資料作成時点で未提出である。

社会福祉施設等施設整備費補助金について

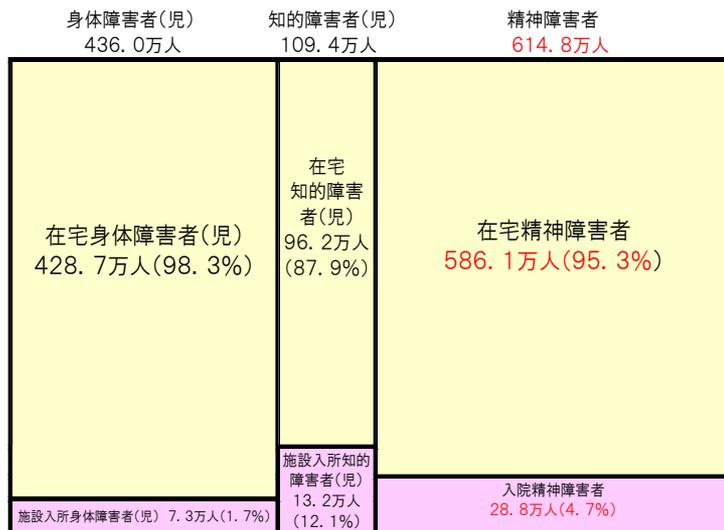
1. 社会福祉施設等施設整備費補助金の概要
2. 参考資料

障害者の数

- 障害者の総数は**1160.2万人**であり、人口の約**9.2%**に相当。
- そのうち身体障害者は**436.0万人**、知的障害者は**109.4万人**、精神障害者は**614.8万人**。
- 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

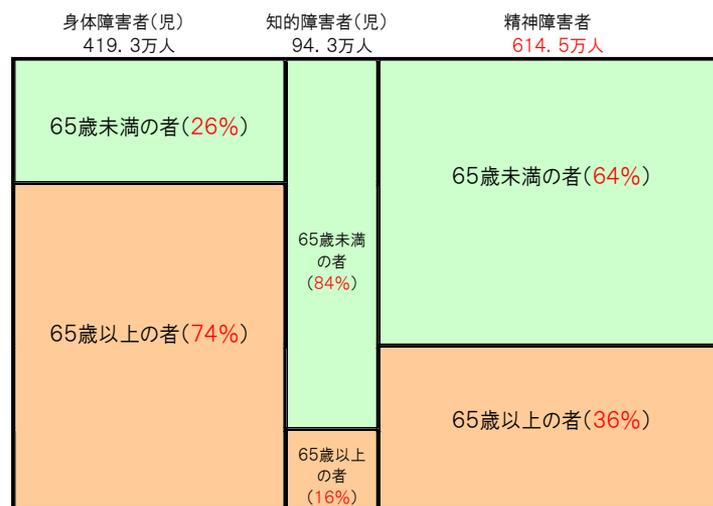
(在宅・施設別)

障害者総数 **1160.2万人**(人口の約**9.2%**)
 うち在宅 **1111.0万人**(**95.8%**)
 うち施設入所 **49.3万人**(**4.2%**)



(年齢別)

65歳未満 **51%**
 65歳以上 **49%**



出典 在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児):厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(平成28年)、施設入所身体障害者(児)及び施設入所知的障害者(児):厚生労働省「社会福祉施設等調査」(平成30年)等、在宅精神障害者及び入院精神障害者:厚生労働省「患者調査」(令和2年)より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.4万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。

※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は鳥取県倉吉市を除いた数値である。

※施設入所身体障害者(児)及び施設入所知的障害者(児)には高齢者施設に入所している者は含まれていない。

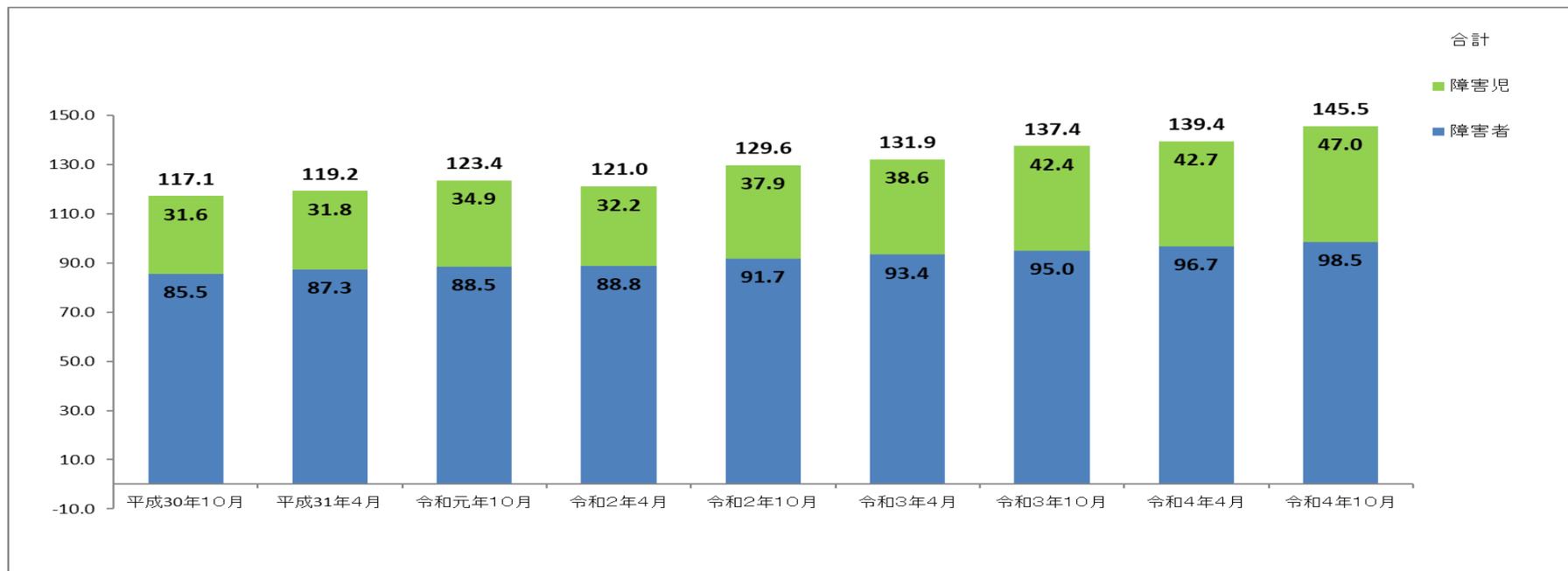
※年齢別の身体障害者(児)及び知的障害者(児)数は在宅者数(年齢不詳を除く)での算出し、精神障害者数は在宅及び施設入所者数(いずれも年齢不詳を除く)で算出。

※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

※令和2年から患者調査の総患者数の推計方法を変更している。具体的には、再来外来患者数の推計に用いる平均診療間隔の算出において、前回診療日から調査日までの算定対象の上限を変更している(平成29年までは31日以上を除外していたが、令和2年からは99日以上を除外して算出)。

利用者数の推移(6ヶ月毎の利用者数推移)(障害福祉サービスと障害児サービス)

(単位:万人)



○令和3年10月→令和4年10月の伸び率(年率)…… 5.9%

このうち

身体障害者の伸び率……	1.1%
知的障害者の伸び率……	2.2%
精神障害者の伸び率……	7.8%
障害児の伸び率……	10.8%

(令和4年10月の利用者数)

身体障害者……	22.7万人
知的障害者……	44.0万人
精神障害者……	29.8万人
難病等対象者…	0.4万人 (4,308人)
障害児……	48.5万人 (※)

(※障害福祉サービスを利用する障害児を含む)

障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数	
訪問系	介護給付	居宅介護 者 児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	196,783	21,568
		重度訪問介護 者	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う	12,094	7,454
		同行援護 者 児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	25,523	5,690
		行動援護 者 児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	12,713	1,992
		重度障害者等包括支援 者 児	介護の必要性がとてもし高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	47	11
日中活動系	施設系	短期入所 者 児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	45,305	5,161
		療養介護 者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う	21,049	258
		生活介護 者	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する	298,889	12,286
施設系	施設入所支援 者	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	124,962	2,565	
居住支援系	訓練等給付	自立生活援助 者	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う	1,267	283
		共同生活援助 者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う	164,193	12,068
訓練系・就労系	訓練等給付	自立訓練（機能訓練） 者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	2,155	185
		自立訓練（生活訓練） 者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う	13,994	1,291
		就労移行支援 者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	36,273	2,996
		就労継続支援（A型） 者	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	82,566	4,320
		就労継続支援（B型） 者	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	318,459	15,733
訓練系・就労系	就労定着支援 者	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う	14,829	1,509	

(注) 1.表中の「**者**」は「障害者」、「**児**」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和4年9月サービス提供分（国保連データ）

障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援 ● 児 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	149,923	10,393
		医療型児童発達支援 ● 児 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う	1,636	88
		放課後等デイサービス ● 児 授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	306,490	19,268
訪問系	障害児支援に係る給付	居宅訪問型児童発達支援 ● 児 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	326	104
		保育所等訪問支援 ● 児 保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	15,464	1,488
入所系	障害児入所系	福祉型障害児入所施設 ● 児 施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	1,318	178
		医療型障害児入所施設 ● 児 施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	1,761	196
相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援 ● 者 児 【サービス利用支援】 <ul style="list-style-type: none"> サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 <ul style="list-style-type: none"> サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨 	247,730	9,772
		障害児相談支援 ● 児 【障害児利用援助】 <ul style="list-style-type: none"> 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】	95,057	6,169
		地域移行支援 ● 者 住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	556	313
		地域定着支援 ● 者 常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	3,995	548

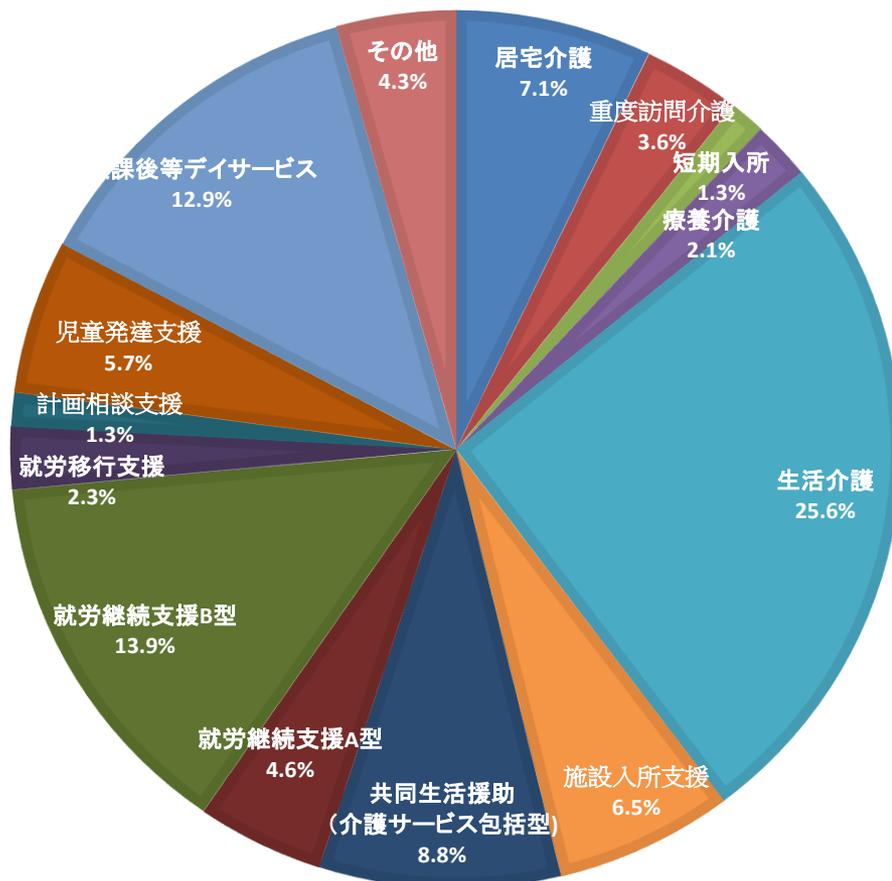
※ 障害児支援は、個別に利用の可否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない）※ 相談支援は、支援区分によらず利用の可否を判断（支援区分を利用要件としていない）

（注）1.表中の「●」は「障害者」、「●」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和 4年 9月サービス提供分（国保連データ）

障害福祉サービス等におけるサービス種類別に見た総費用額及び構成割合 (令和3年度)

令和3年度	総費用額(億円)	
	金額	比率
合計	31,792	100.0%
居宅介護	2,264	7.1%
重度訪問介護	1,129	3.6%
短期入所	417	1.3%
療養介護	683	2.1%
生活介護	8,143	25.6%
施設入所支援	2,055	6.5%
共同生活援助(介護サービス包括型)	2,786	8.8%
就労継続支援A型	1,470	4.6%
就労継続支援B型	4,432	13.9%
就労移行支援	732	2.3%
計画相談支援	400	1.3%
児童発達支援	1,803	5.7%
放課後等デイサービス	4,102	12.9%
その他	1,376	4.3%
同行介護	194	0.6%
行動介護	164	0.5%
重度障害者等包括支援	4	0.0%
自立生活援助	3	0.0%
共同生活援助(外部サービス利用型)	150	0.5%
共同生活援助(日中サービス支援型)	214	0.7%
宿泊型自立訓練	48	0.2%
自立訓練(機能訓練)	26	0.1%
自立訓練(生活訓練)	211	0.7%
就労移行支援(養成施設)	1	0.0%
就労定着支援	51	0.2%
地域移行支援	3	0.0%
地域定着支援	4	0.0%
障害児相談支援	154	0.5%
医療型児童発達支援	9	0.0%
居宅訪問型児童発達支援	3	0.0%
保育所等訪問支援	32	0.1%
福祉型障害児入所施設	54	0.2%
医療型障害児入所施設	52	0.2%

- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 短期入所
- 療養介護
- 生活介護
- 施設入所支援
- 共同生活援助(介護サービス包括型)
- 就労継続支援A型
- 就労継続支援B型
- 就労移行支援
- 計画相談支援
- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- その他



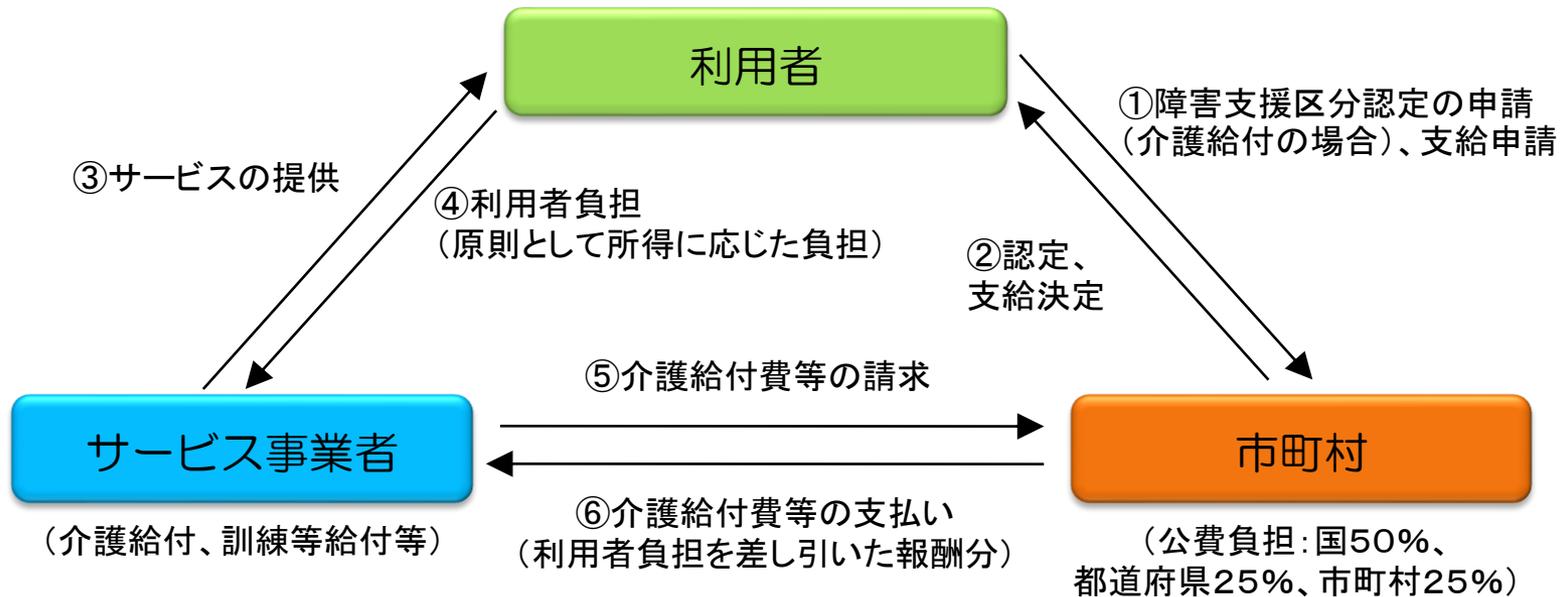
出典: 国保連データ

※端数処理の関係で内訳の合計は総数に一致しない。

障害福祉サービス等報酬について

- 障害福祉等サービス報酬とは、事業者が利用者に障害福祉サービスを提供した場合に、その対価として事業者を支払われるサービス費用をいう。
- 障害福祉サービス等報酬は各サービス毎に設定されており、基本的なサービス提供に係る費用に加えて、各事業所のサービス提供体制や利用者の状況等に応じて加算・減算される仕組みとなっている。

【障害福祉サービス等報酬の支払いの流れ(概要)】



障害福祉サービスの指定について

- 障害福祉サービス事業者が総合支援法に基づく報酬を市町村等から受けるためには、事業者が所在する都道府県等からサービスの指定を受ける必要がある。
- 厚生労働省はサービス指定の基準を示しており、都道府県はそれに基づき条例を作成している。条例を定めるに当たって、厚労省の基準は「従うべき基準」、「標準とすべき基準」、「参酌すべき基準」に分類されており、従うべき基準から変更することは原則認められない。

<指定基準で定められている主な事項>

・サービスに配置すべき従業者の員数 ・必要な設備 ・支援の具体的な方法 ・緊急時の対応 等

※下線が引いてあるものは「従うべき基準」



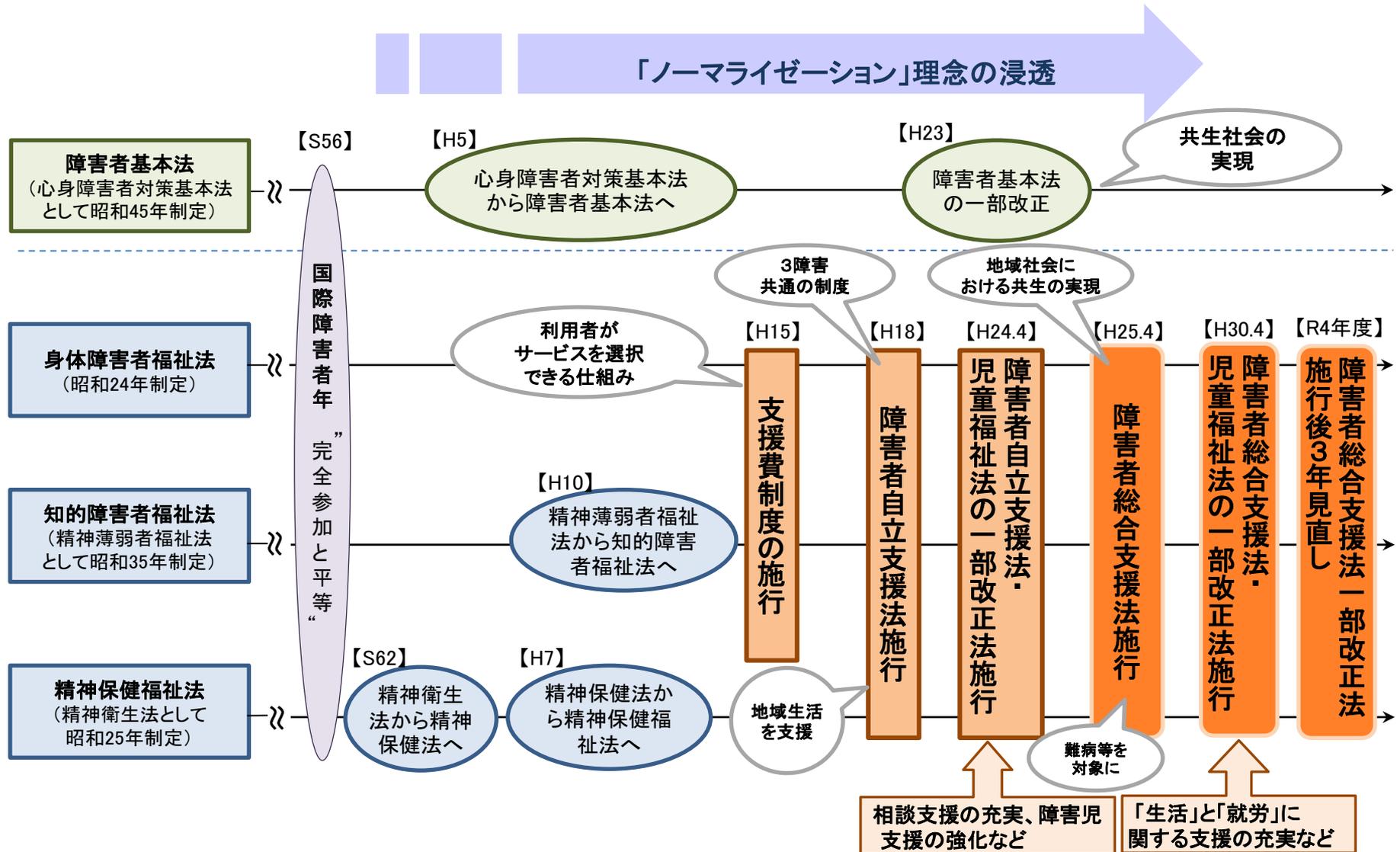
<注>

中核市や指定都市に所在する事業所は、市に指定の申請等を行う。また特定相談支援(基本相談支援+計画相談支援)の指定は市町村が行っている。

障害福祉サービス等事業所の指定と障害福祉サービス等の支給決定の権限

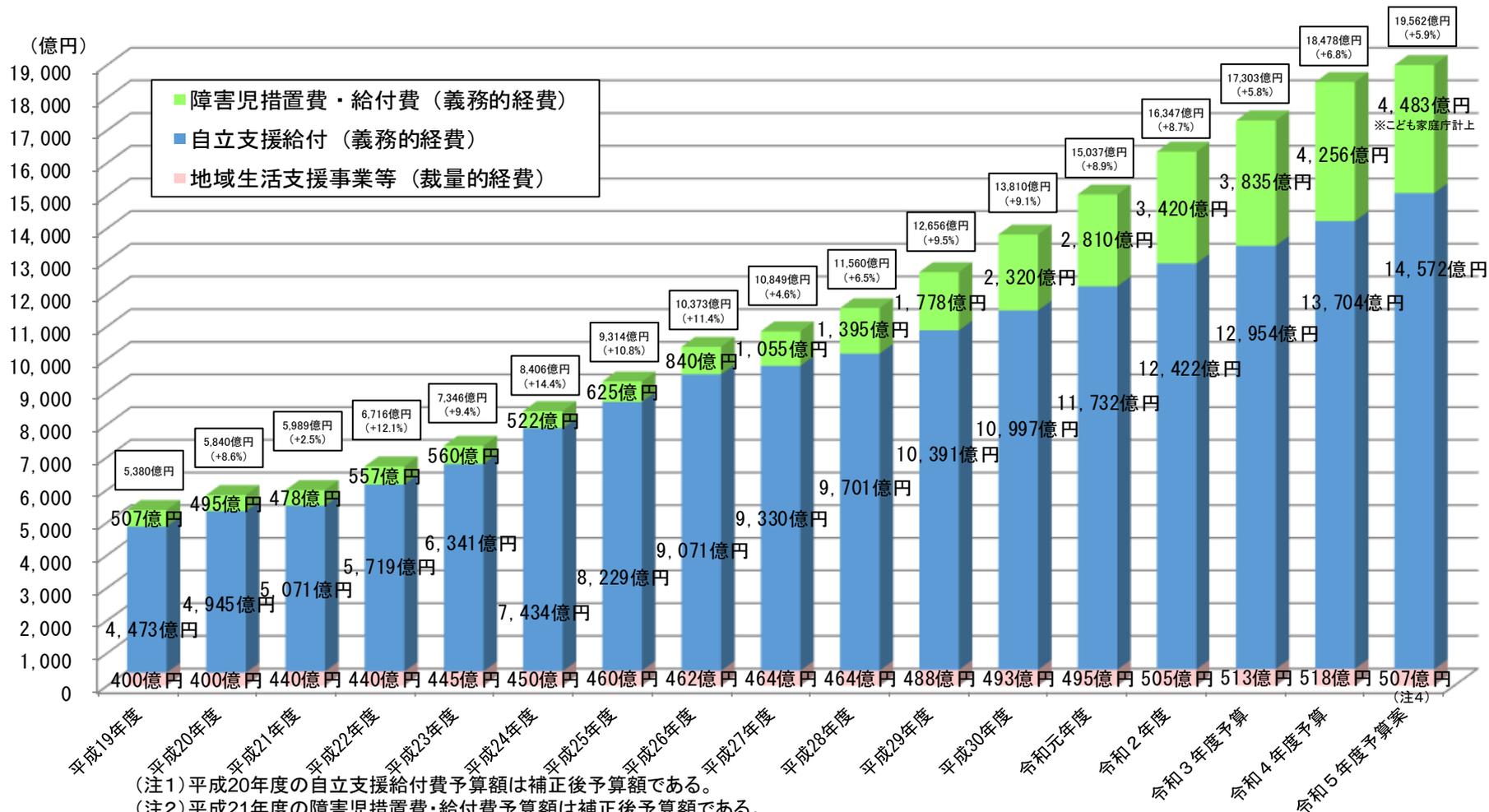
		都道府県		指定都市		中核市		市町村		
		指定	支給決定	指定	支給決定	指定	支給決定	指定	支給決定	
障害者総合支援法	障害者支援施設	施設入所支援	○	—	○	○	○	○	—	○
	障害福祉サービス事業者	生活介護、共同生活援助 就労継続支援 等	○	—	○	○	○	○	—	○
	一般相談支援事業者	地域相談支援	○	—	○	○	○	○	—	○
	特定相談支援事業者	計画相談支援	—	—	○	—	○	—	○	—

障害保健福祉施策の歴史



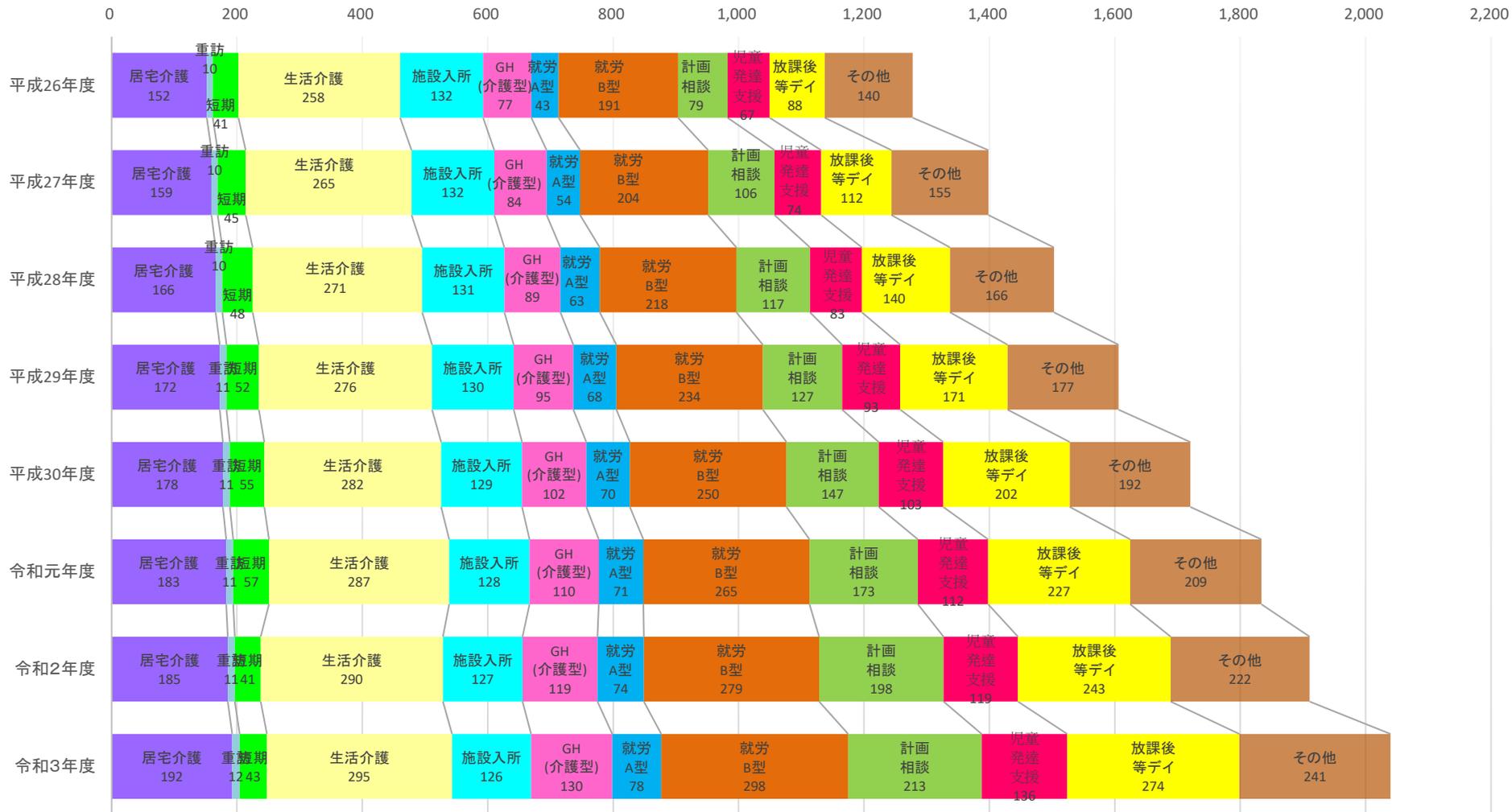
障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は15年間で3倍以上に増加している。



障害福祉サービス等における主なサービス種類別に見た利用者数の推移(各年度月平均)

(単位:千人)



注:その他は、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、共同生活援助(外部サービス利用型、日中サービス支援型)、宿泊型自立訓練、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の合計である。

出典:国保連データ

障害福祉サービス等における主なサービス種類別に見た事業所数の推移(各年度月平均)

(単位:千)

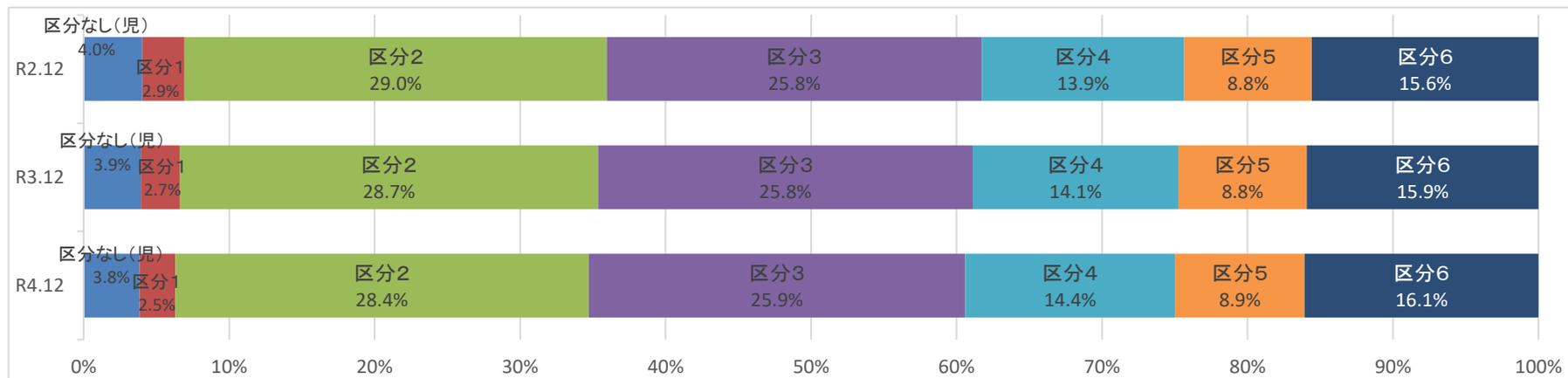


注:その他は、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、共同生活援助(外部サービス利用型、日中サービス支援型)、宿泊型自立訓練、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の合計である。

出典:国保連データ

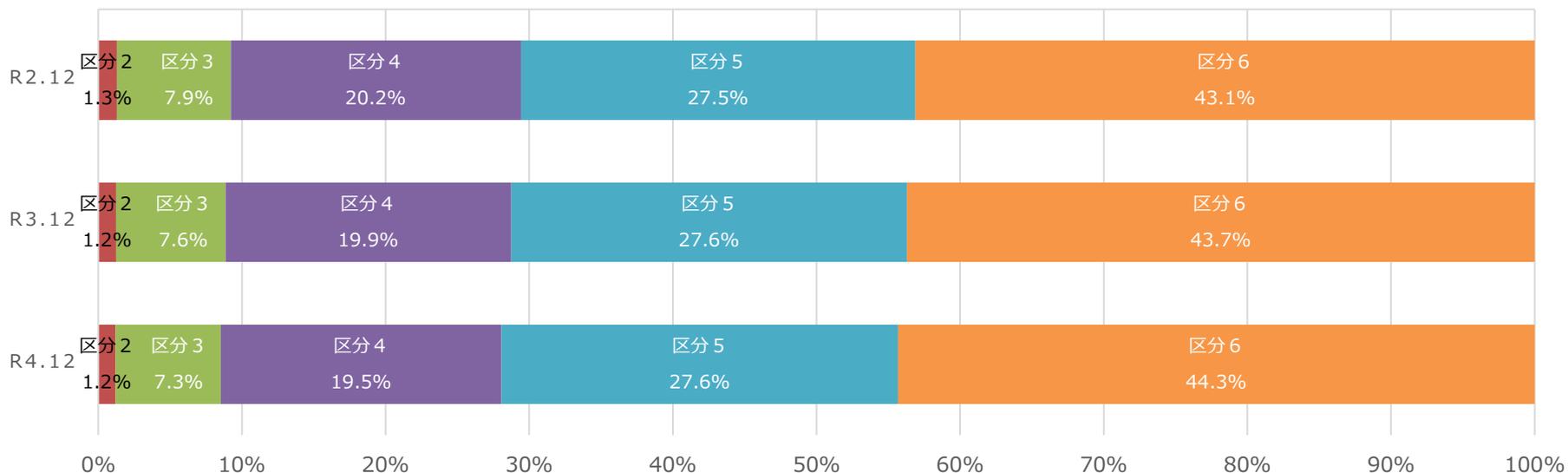
主なサービスの利用者の状況(1)

【居宅介護の利用者の状況】



※出典：国保連データ(区分なし(者)を除く。)

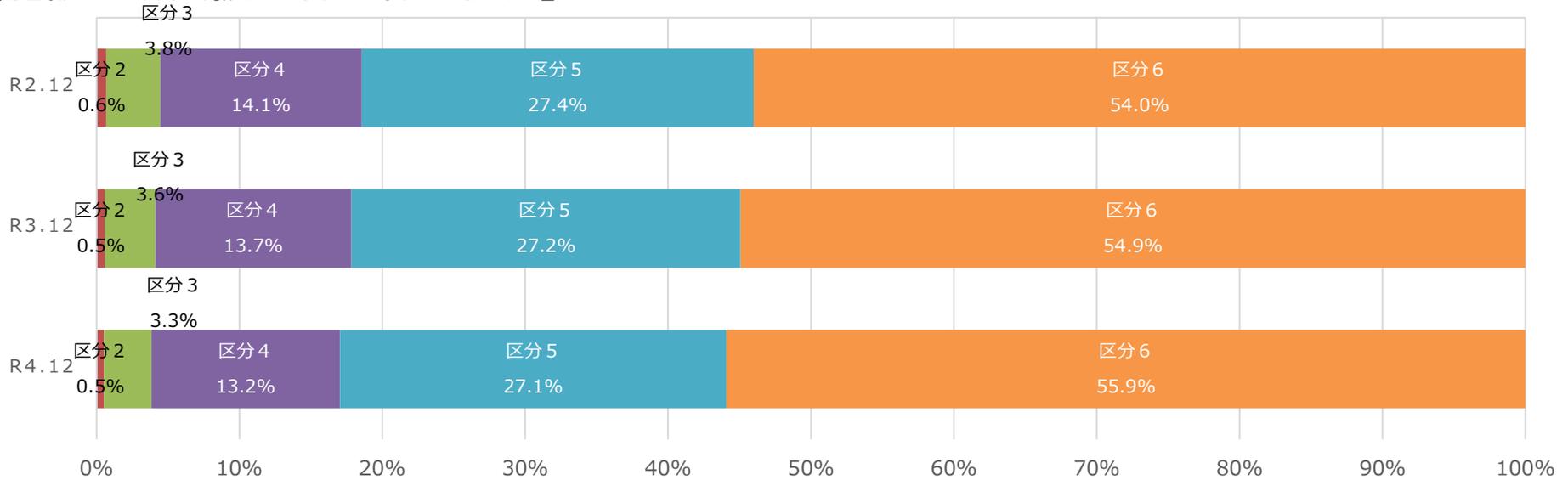
【生活介護の利用者の状況】



(出典)国保連データ(区分なしを除く。)

主なサービスの利用者の状況(2)

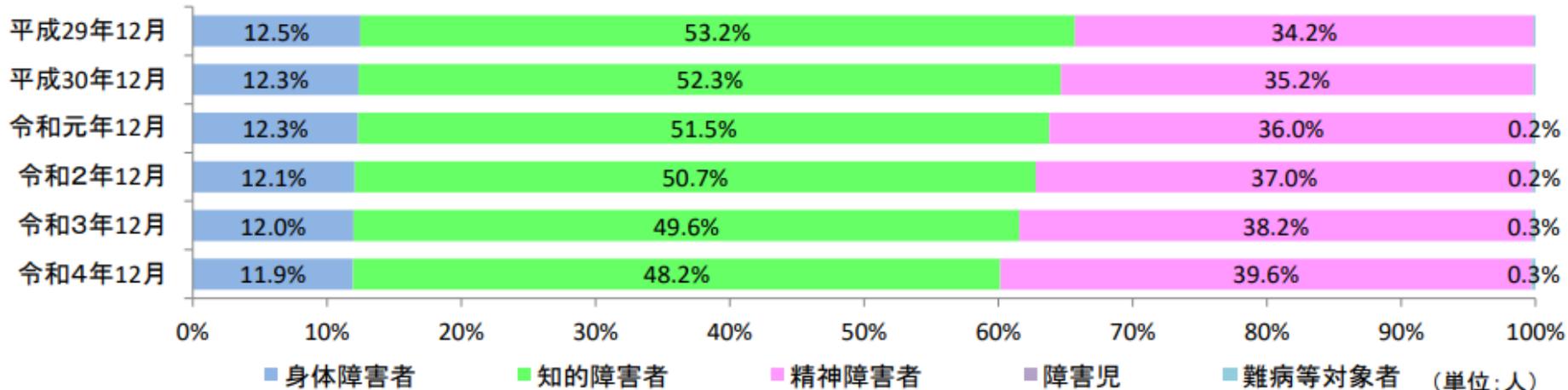
【施設入所支援の利用者の状況】



(出典)国保連データ(区分なしを除く。)

【就労継続支援B型の利用者の状況】

利用者の障害種別の分布状況



(単位:人)

主なサービスの利用者の状況(3)

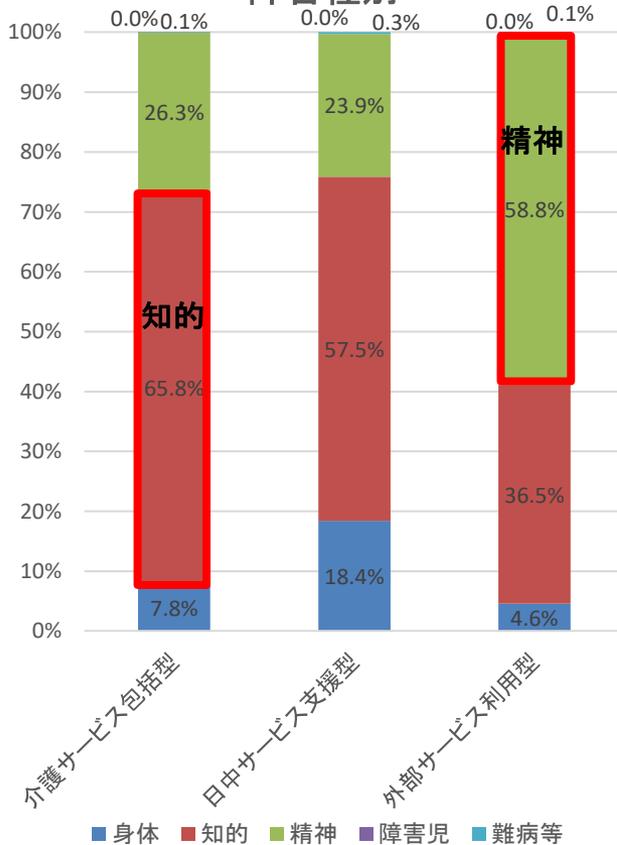
【施設入所支援の利用者の状況】

- ・介護サービス包括型は知的障害者、外部サービス利用型は精神障害者が多い
- ・日中サービス支援型は他類型より身体障害者の割合が高い

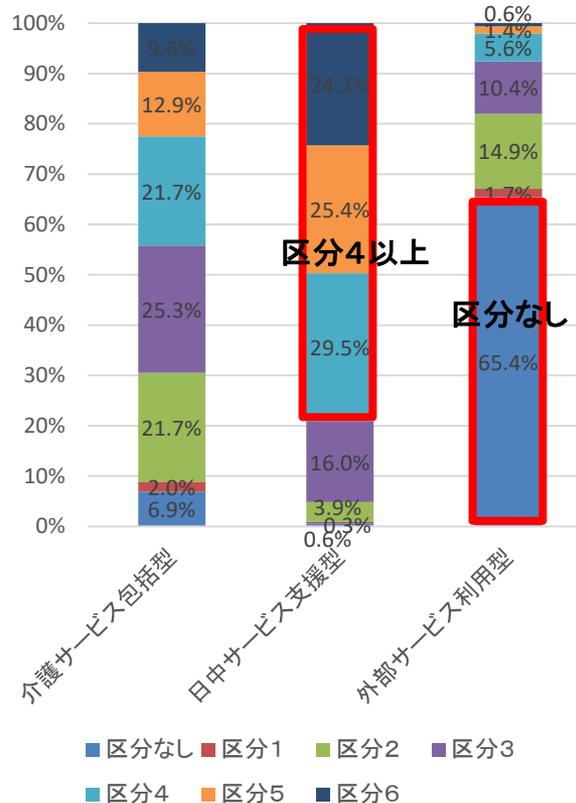
日中サービス支援型は区分4以上が多く、外部サービス利用型は区分なしが多い

類型別の年齢に大きな偏りはない

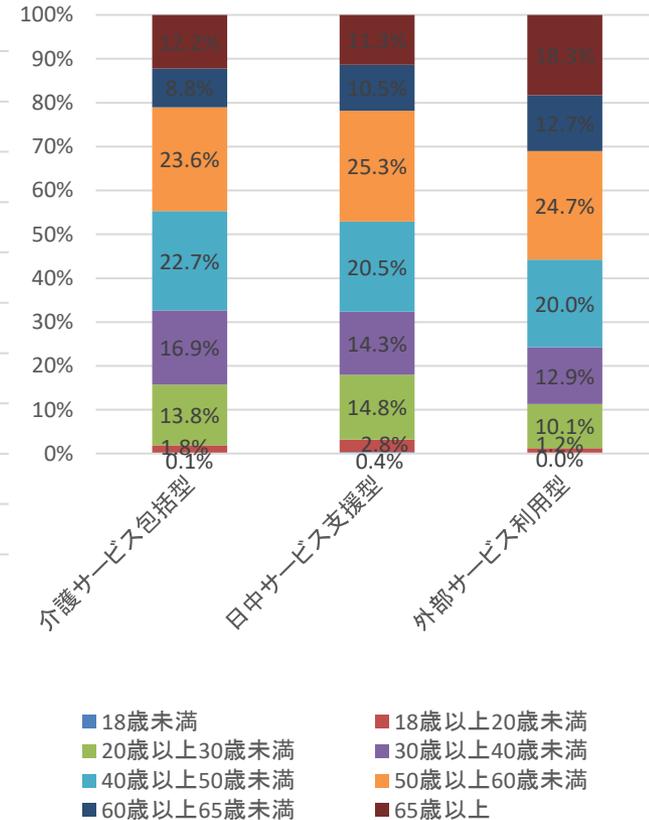
障害種別



支援区分別

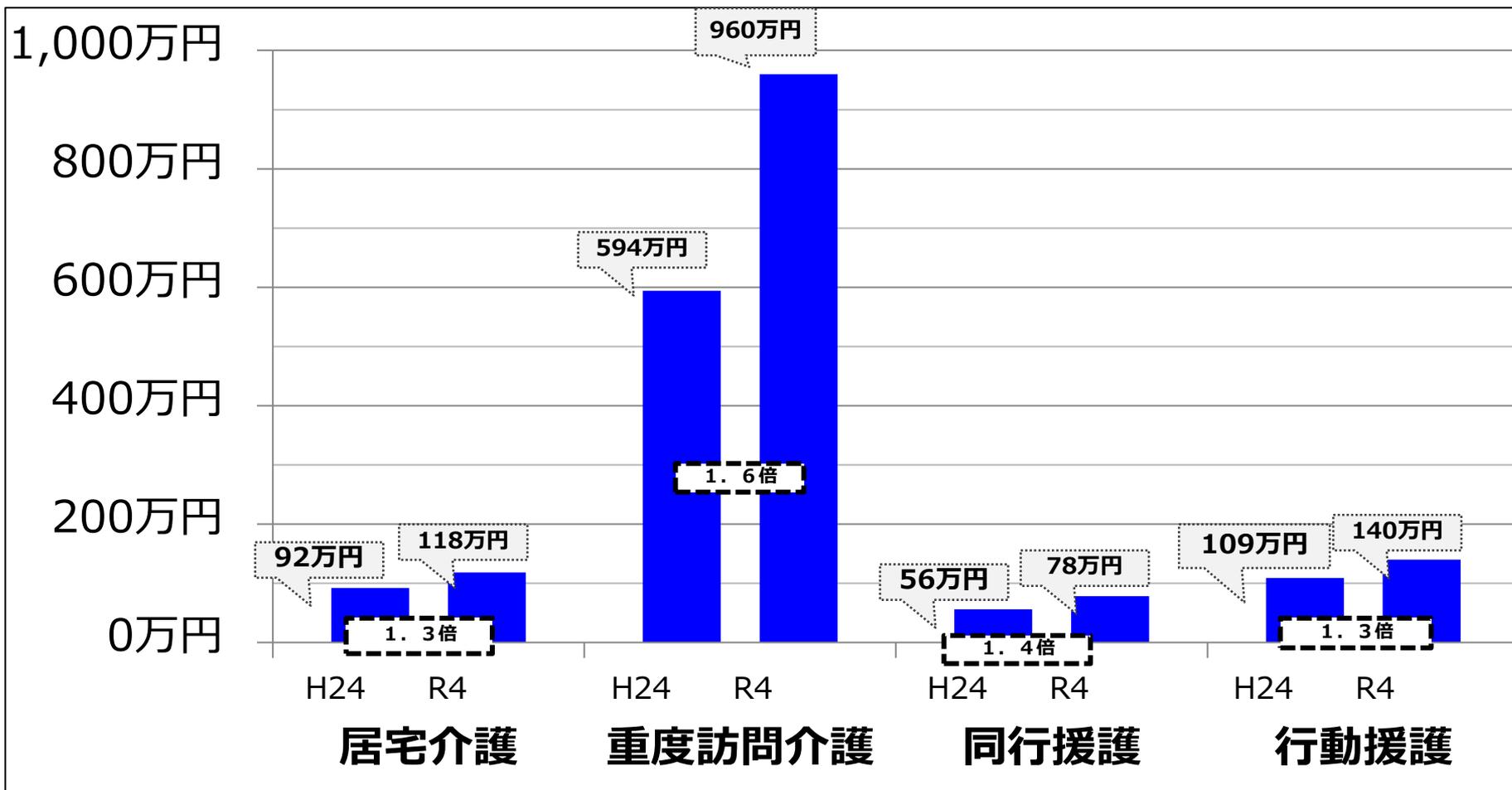


年齢別



※出典：令和4年4月国保連データ

訪問系サービスの一人あたり費用額（年額）の推移



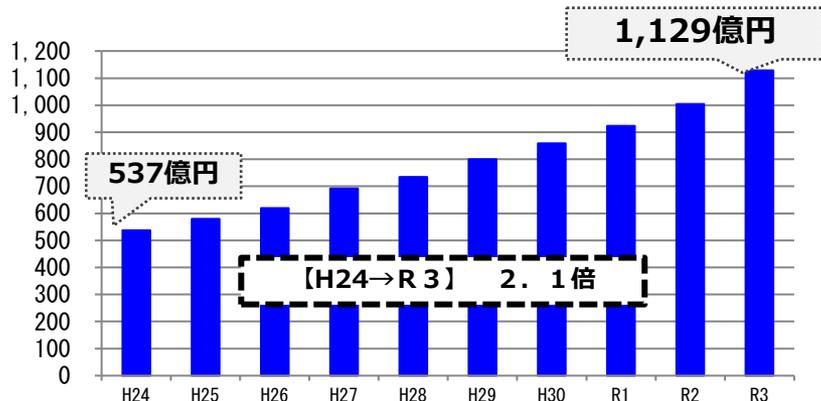
※出典:国保連データ

重度訪問介護の現状①

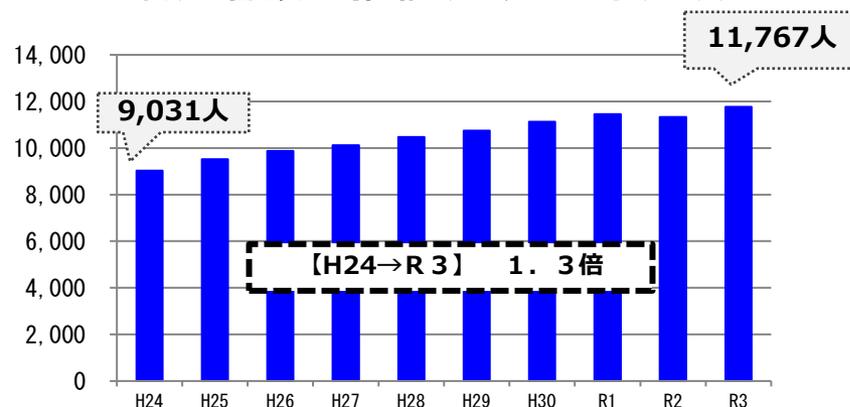
【重度訪問介護の現状】

○ 令和3年度の年間総費用額は約1,129億円、年間一人あたり費用額は約960万円となっている。

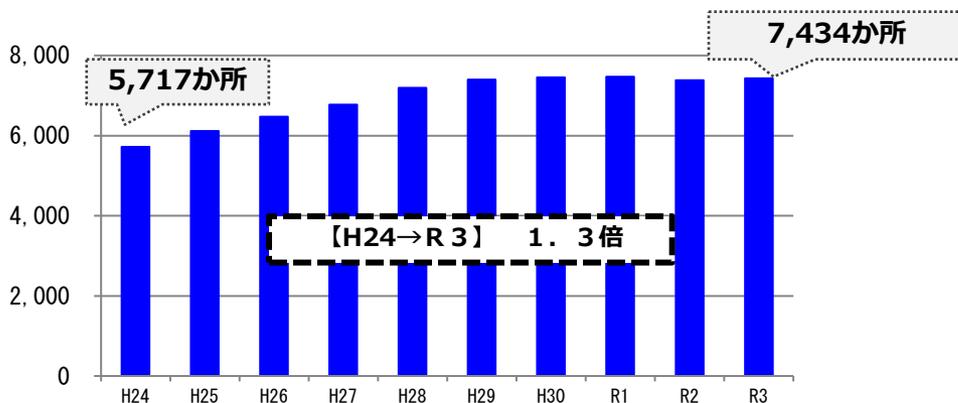
総費用額の推移(年間(億円))



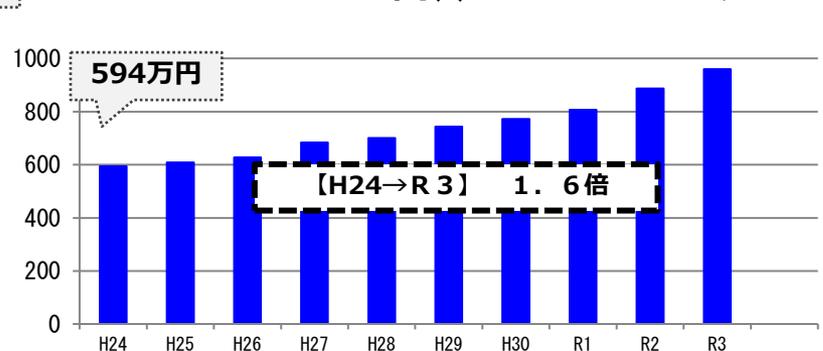
利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



一人あたり費用額の推移(年間(万円))

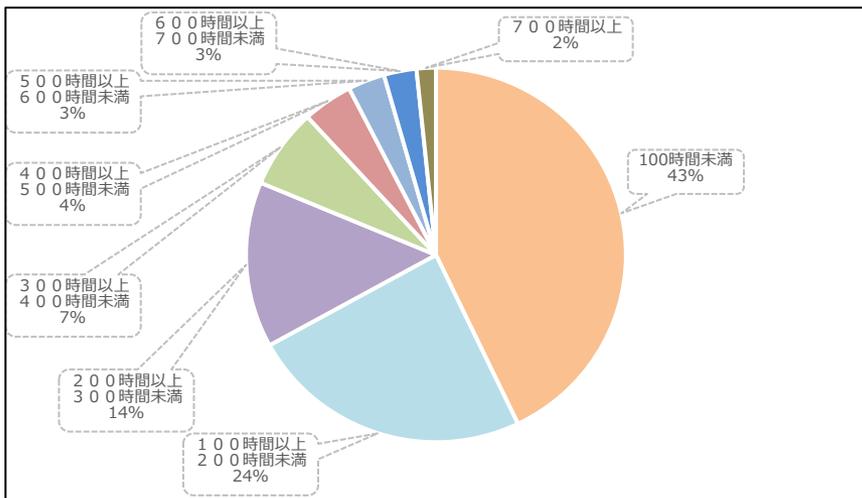


※出典:国保連データ

重度訪問介護の現状②

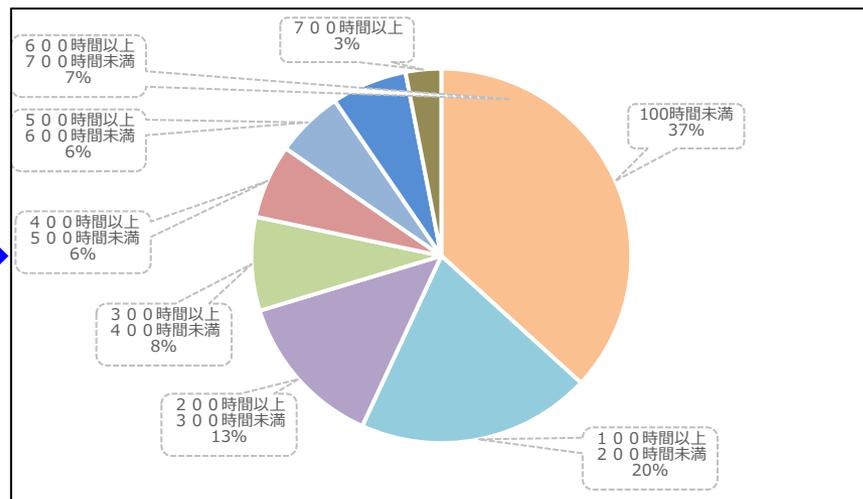
平成24年 6月

利用時間別人数（1月あたり）

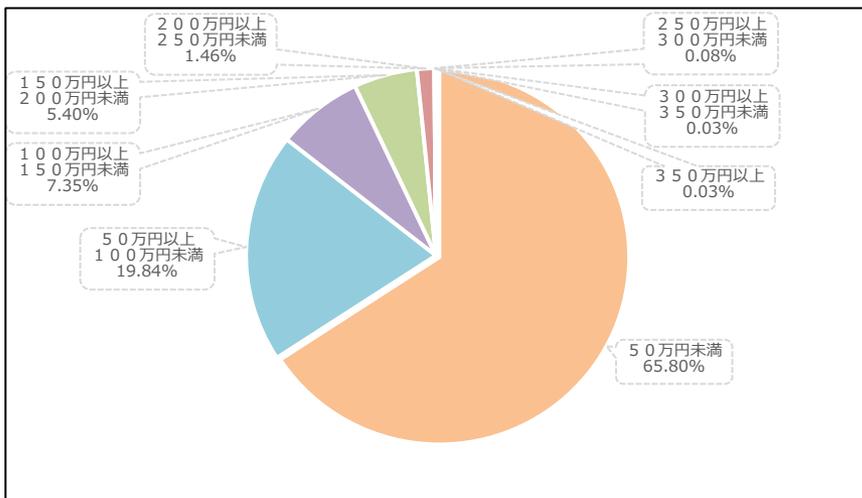


令和4年 6月

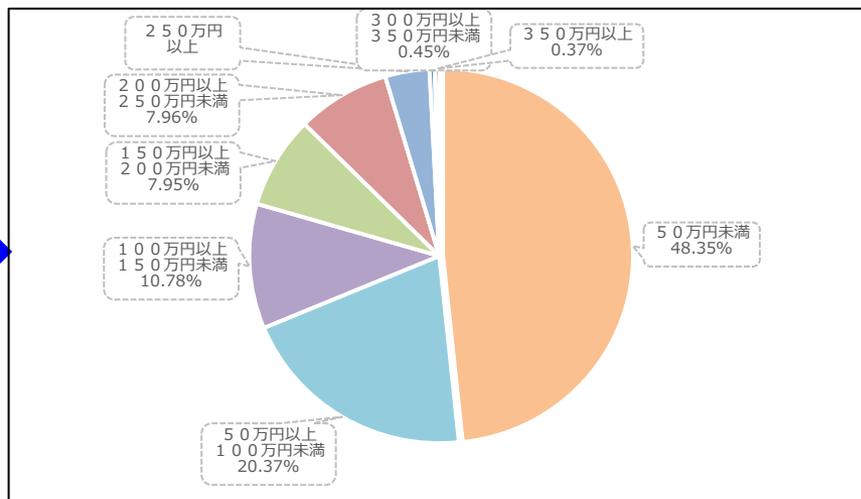
利用時間別人数（1月あたり）



費用月額別人数（1月あたり）

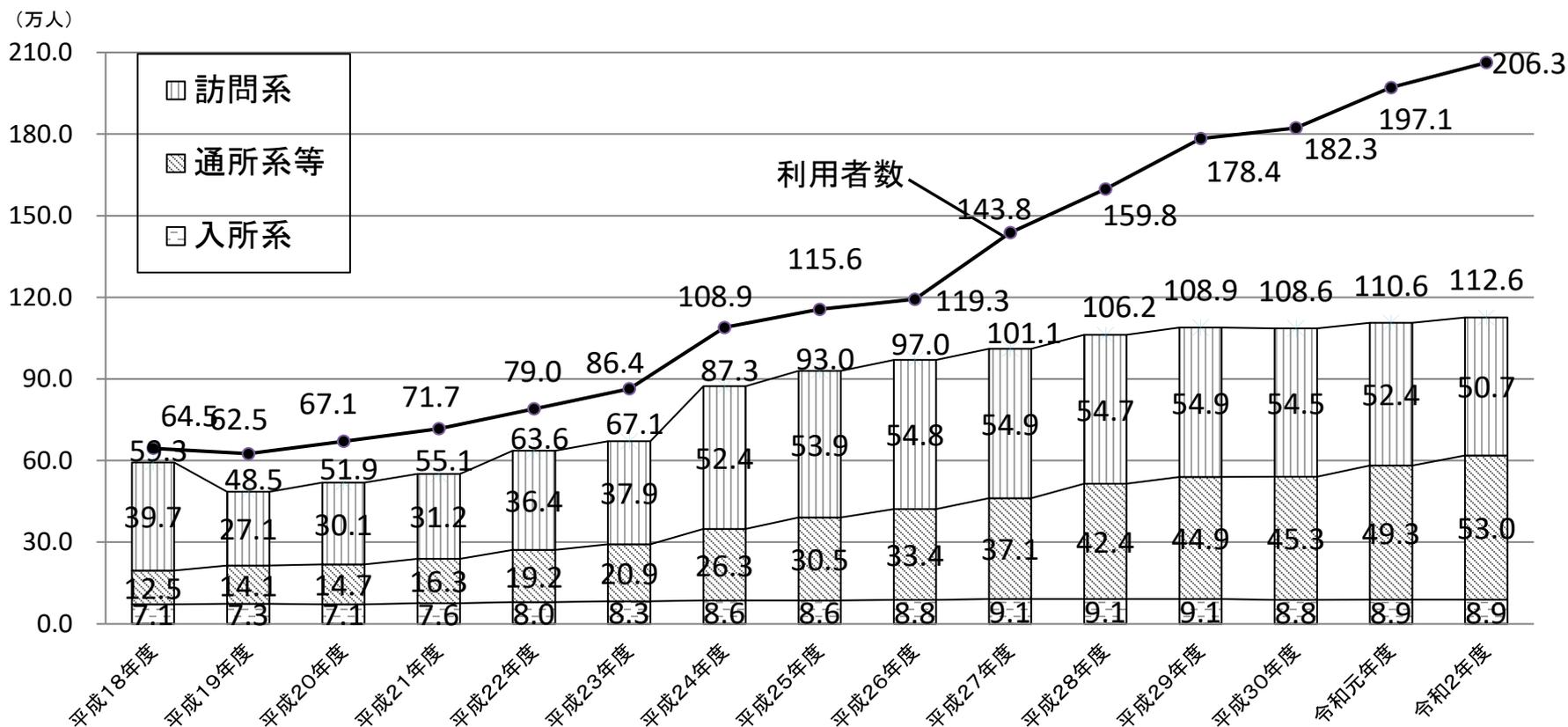


費用月額別人数（1月あたり）



障害福祉分野の福祉・介護職員数の推移(推計値)

- 障害者自立支援法施行以降、障害福祉サービス等の利用者数は15年間で約3倍に増加している。サービス量の増加に伴う障害福祉分野の福祉・介護職員数は15年間で約2倍となっている。



【出典】厚生労働省「社会福祉施設等調査」に基づき社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課において作成。

注1) 平成21～29年度の数值は、回収率の割り戻しにより補正し推計したもの。平成30年度からは、調査結果が全施設・事業所の推計値となり、回収率での割り戻しはしていないため、平成29年以前の結果との比較には留意が必要。

注2) 従事者数及び利用者数は各年の10月1日現在の数值である。

注3) 従事者数は、福祉・介護職員処遇改善加算の対象となる直接処遇職員について、常勤、非常勤を含めた実人員数を各サービス・事業で合計したものである。

注4) 各年度の「社会福祉施設等調査」の結果を踏まえ、障害者自立支援法、障害者総合支援法のサービス及び児童福祉法のサービスを含めているが、年度によってサービスの新設・廃止があるため、年度間の比較には留意が必要。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律 (令和4年法律第104号) の概要

(令和4年12月10日成立、同月16日公布)

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

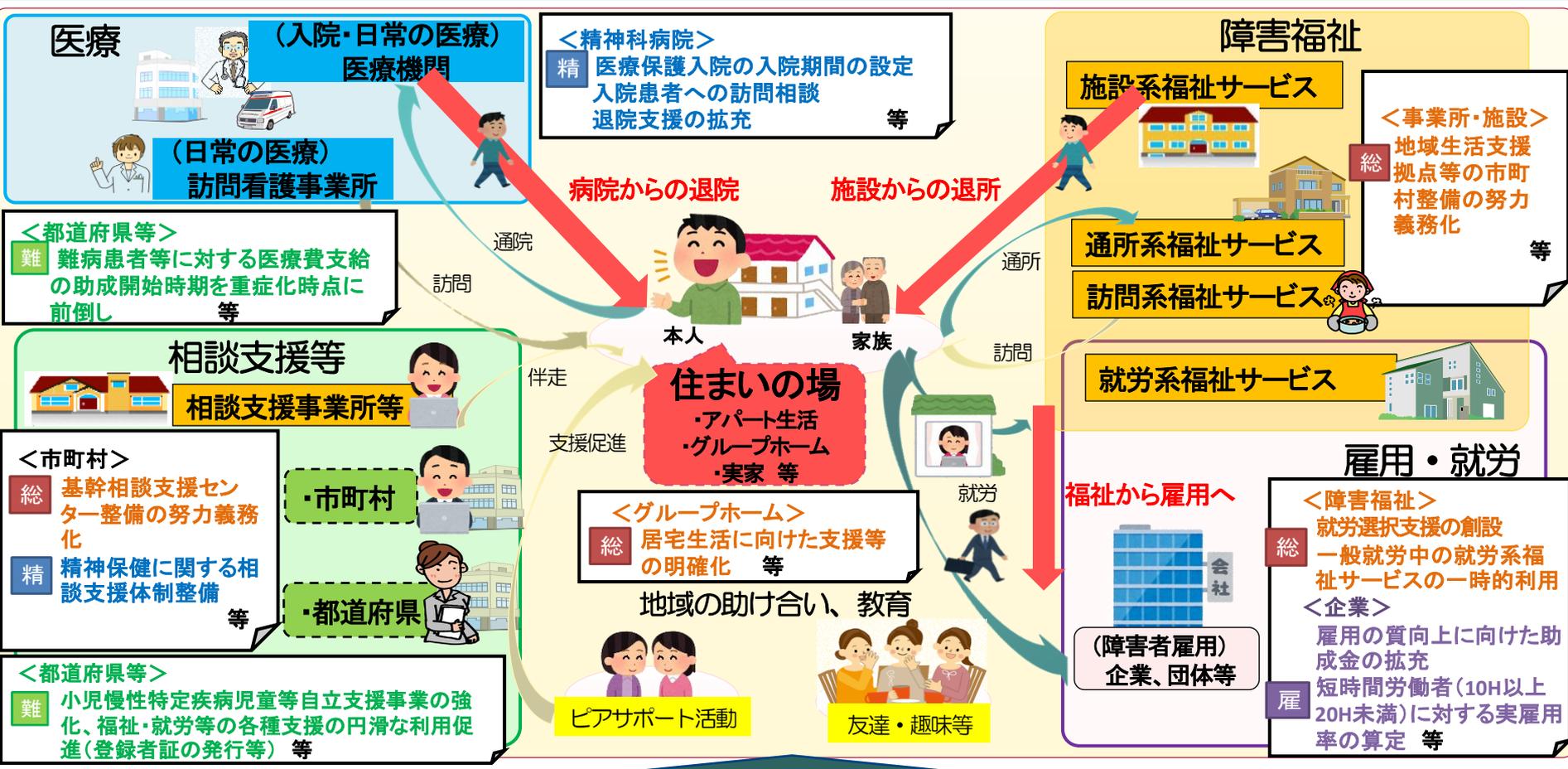
施行期日

令和6年4月1日（ただし、2④及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会(イメージ)

○ 障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指す。このため、本人の希望に応じて、

- ・施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実 (障害者総合支援法関係、精神保健福祉法関係、難病法・児童福祉法関係) 総 精 難
 - ・福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上 (障害者総合支援法関係、障害者雇用促進法関係) 総 雇
 - ・調査・研究の強化やサービス等の質の確保・向上のためのデータベースの整備 (難病法・児童福祉法関係、障害者総合支援法関係) 難 総
- 等を推進する。



基盤整備 <国> データベースの整備 難 総

1 - ① グループホーム利用者が希望する地域生活の継続・実現の推進

現状・課題

- グループホームでは、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援が行われている。
- 近年、グループホームの利用者は増加しており、その中には、グループホームでの生活の継続を希望する者がいる一方で、アパートなどでの一人暮らし等を希望し、生活上の支援があれば一人暮らし等ができる者がいる。

見直し内容

- グループホームにおいて、地域で生活する上での希望や課題を本人と確認しつつ、一人暮らし等に向けた支援を提供することが求められていることを踏まえ、**グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について、障害者総合支援法において明確化する。**

※ ただし、グループホームにおける継続的な支援を希望する者については、これまでどおり、グループホームを利用することができる。

見直しのイメージ

現行の支援内容



- ☆ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
- ☆ 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施



一人暮らし等を希望する場合

居宅における自立した日常生活への移行を**希望する入居者**に対し、居宅生活への移行や移行後の定着に関する相談等の支援を実施。



支援(例)

GH入居中：一人暮らし等に向けた調理や掃除等の家事支援、買い物等の同行、金銭や服薬の管理支援、住宅確保支援

GH退居後：当該グループホームの事業者が相談等の支援を一定期間継続

事業所数合計 11,526 利用者数合計 158,167人

事業所数・利用者数については、国保連令和4年4月サービス提供分実績

地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

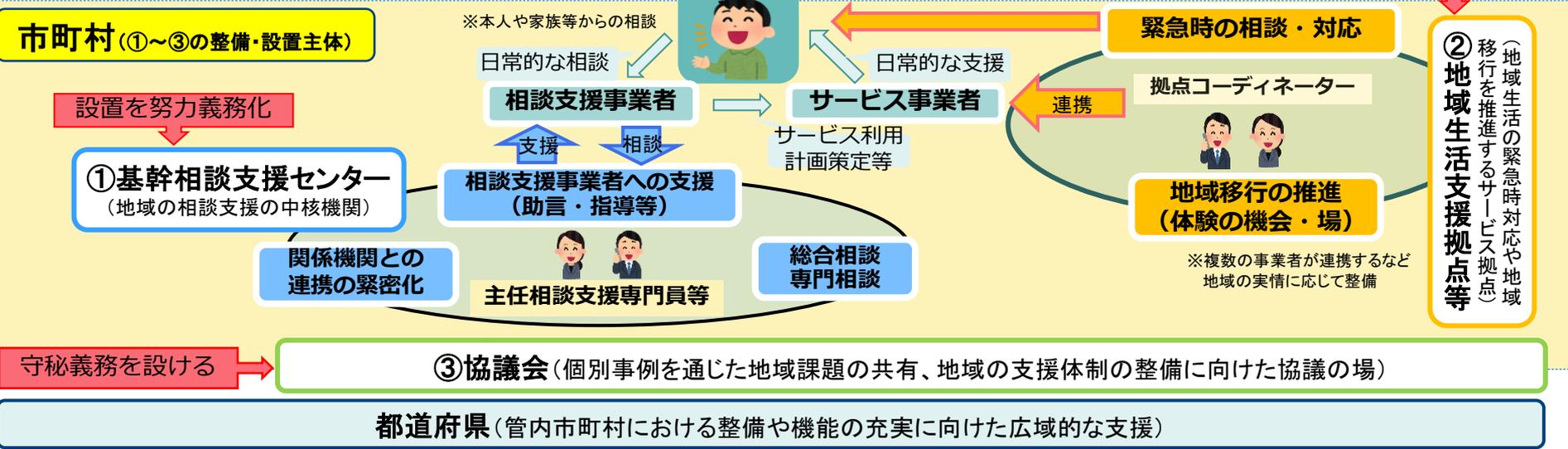
現状・課題

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。 ※令和3年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:921市町村(53%),基幹相談支援センター:873市町村(50%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。 ※自殺、ひきこもり、虐待等

見直し内容

- 基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。
- 市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者(※)も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。 ※ 具体的には厚生労働省令で定める予定。

本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ



5 調査・研究の強化（障害者DB・障害児DB・難病DB・小慢DBの充実）

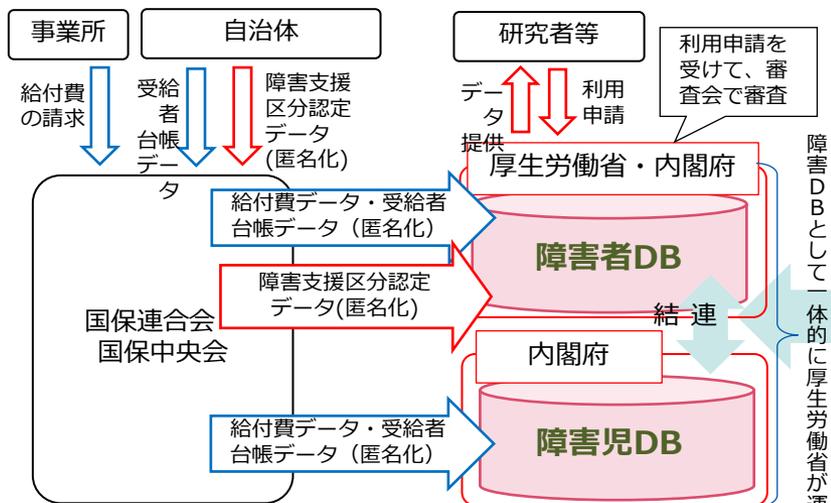
現状・課題

- 医療・介護分野においては、平成20年度にNDB、平成30年度に介護DBなど法的根拠の整備、施行が進んできており、障害福祉・難病対策の分野においても、DBの法的根拠の整備を進めていく必要がある。
- 他の公的DBとの連結解析を可能とするためのルール等が整備されていない。
- 難病DBについて、医療費助成の申請時に提出する指定医の診断書情報を登録しているため、医療費助成に至らない軽症者等のデータ収集が進んでいない。

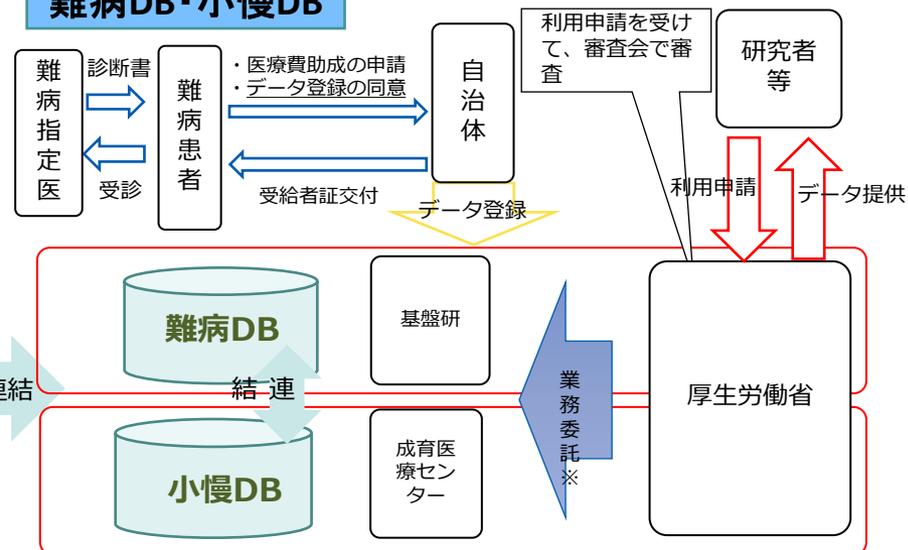
見直し内容

- **障害者・障害児・難病・小慢DBの法的根拠を新設。国による情報収集、都道府県等の国への情報提供義務を規定。**
- **安全管理措置、第三者提供ルール等の諸規定を新設。他の公的DBとの連結解析も可能とする。**
- 難病DBについて、登録対象者を拡大し、軽症の指定難病患者もデータ登録可能とする。

障害者DB・障害児DB



難病DB・小慢DB



※現行、予算事業としてDBを運営している。
 ※引き続き、難病は基盤研、小慢は成育への委託することを想定（委託規定を新設）

6 - ① 地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みの導入

6 - ② 居住地特例の見直し

6-①

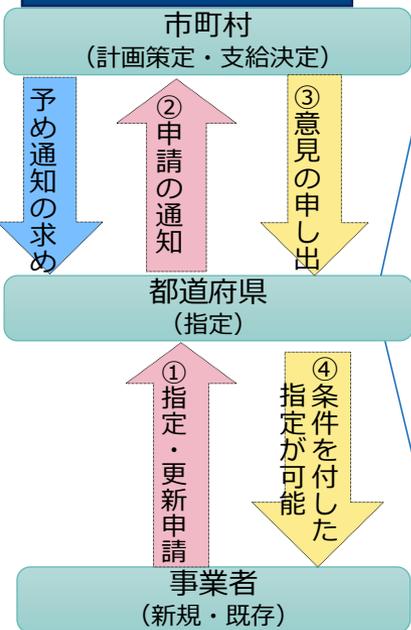
現状・課題

- 市町村が障害福祉計画等で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図る一方で、事業者の指定は都道府県が行うため、地域のニーズ等に応じたサービス事業者の整備に課題があるとの指摘がある。

見直し内容

- 都道府県の通所・訪問・障害児サービス等の事業者指定について、市町村はその障害福祉計画等との調整を図る見地から意見を申し出ることができること、都道府県はその意見を勘案して指定に際し必要な条件を付すことができ、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しができることとする。

見直しのイメージ



【想定される条件 (例)】

- 1) 市町村が計画に記載した障害福祉サービスのニーズを踏まえ、事業者のサービス提供地域や定員の変更（制限や追加）を求めること
- 2) 市町村の計画に中重度の障害児者や、ある障害種別の受入体制が不足している旨の記載がある場合に、事業者職員の研修参加や人材確保等、その障害者の受入に向けた準備を進めること
- 3) サービスが不足している近隣の市町村の障害児者に対してもサービスを提供すること

※ 指定都市等は、自ら事業者の指定に際して条件を付すことができること等を政令で規定予定。

6-②

現状・課題

- 障害者支援施設等に入所する障害者は、施設所在市町村の財政負担を軽減する観点から、施設入所前の居住地の市町村が支給決定を行う（居住地特例）。
- 介護保険施設等の入所者が障害福祉サービスを利用する場合、施設所在市町村に財政的負担が集中するとの指摘がある。

見直し内容

- 居住地特例の対象に介護保険施設等を追加する。
 - また、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定（※）等について所要の規定の整備を行う。
- (※) 居住系サービスであるグループホームを平成18年以降、居住地特例の対象として位置づけているもの。

見直しのイメージ



利用サービス	実施主体の見直し
障害福祉(※)	B市 → A市へ
介護保険	A市 (住所地特例)

※入所者の利用例

- ・補装具：義肢、視覚障害者安全つえ
- ・同行援護：視覚障害者の外出支援

※ 特別養護老人ホーム、老人保健施設、有料老人ホーム等

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要（案）

令和5年2月27日
社会保障審議会障害者部会 資料1

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年4月末～5月半ば頃に告示予定。
計画期間は令和6年4月～令和9年3月。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要（案）

令和5年2月27日
社会保障審議会障害者部会 資料1

4. 成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等（続き）

- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要（案）

令和5年2月27日
社会保障審議会障害者部会 資料1

5. 活動指標

①施設入所者の地域生活への移行等

（都道府県・市町村）

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ※
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 行動援護の利用者数、利用時間数 ※
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ※ ※個々のサービスとしての指標は初めて
- 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数 【新設】 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ○ 就労定着支援の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

（都道府県・市町村）

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
 - 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
 - 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
 - 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
 - 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
 - 精神障害者の自立訓練（生活訓練） 【新設】
- （都道府県）
- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③地域生活支援の充実

（都道府県・市町村）

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④福祉施設から一般就労への移行等

（都道府県）

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤発達障害者等に対する支援

（都道府県・市町村）

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥障害児支援の提供体制の整備等

（都道府県・市町村）

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
 - 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
 - 障害児相談支援の利用児童数
 - 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
- （都道府県）
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
 - 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数 【新設】

⑦相談支援体制の充実・強化等

（市町村）

- 基幹相談支援センターの設置 【新設】
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善 【新設】

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

（市町村）

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
 - 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- （都道府県・市町村）
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数
- （都道府県）
- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み 【新設】
 - 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み 【新設】

成果目標①-1 施設入所者の地域生活への移行に関する目標について

現状

- 令和元年度末の施設入所者数(127,324人)と比較した地域生活移行者の割合は、令和3年度末までの実績(2,985人)で2.3%であり、引き続き、現状の水準で推移した場合には、令和5年度末の目標値である6%を下回り、4.1%となる見込み。
- 自宅やグループホームなどへの地域移行者数は減少傾向にあり、施設入所者の重度化・高齢化や、地域で重度障害者を受け入れる体制が十分に整っていないことが要因として考えられる。

成果目標(案)

- 障害者総合支援法の基本理念に基づき、障害者の入所施設等から地域生活への移行を進めるため、グループホームなどにおける障害者の重度化・高齢化への対応や、地域生活支援拠点等の整備の推進等の取組を推進するとともに、施設入所者の地域生活移行者数に関して、以下の目標を設定してはどうか。

【成果目標(案)】

- 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～令和2年度)	第6期 (令和3～5年度)
基本指針	10% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	30% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	12% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	9% (平成28年度末～ 令和2年度末(4年間))	6% (令和元年度末～ 5年度末(4年間))
都道府県 障害福祉計画	14.5% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	25.2% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	12.0% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	8.0% (平成28年度末～ 令和2年度末(4年間))	5.2% (令和元年度末～ 5年度末(4年間))

平成21～23年度は10月1日数値、24年度～令和2年度は3月末数値。令和3年度以降は推計。(出典：施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

成果目標①-2 施設入所者数の削減に関する目標について

現状

- 施設入所者を障害支援区別にみると、区分5以下の利用者は減少する一方、区分6の利用者が増加している。また、年齢階級別にみると、50歳以上60歳未満は11.2%、65歳以上は37.1%で増加傾向にあり、入所者の重度化・高齢化が進んでいる。
- 直近3か年(令和元年度～令和3年度)の施設入所者数の削減の状況を踏まえ、引き続きこの水準で推移とした場合、令和元年度末の施設入所者数と比較した施設入所者数の削減の割合は令和5年度末までの4年間で約2.5%となる。これは、第6期計画における令和5年度末の目標値である1.6%を上回る。

成果目標(案)

- 施設には強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者など専門的支援が必要な者も入所しており、地域移行については、専門的支援の確保を含め、地域生活支援の充実・整備とともに取り組むことが必要。
- 近年の施設入所者数の削減状況を踏まえつつ、施設から地域への移行に向けた更なる取組として、施設においてすべての施設入所者の地域生活移行に関する意向について適切に意思決定支援を行いつつ確認すること、施設入所者が地域生活に移行する上で必要な支援等について施設の担当職員等が関係機関と連携して検討すること、施設の老朽化等による改築時にはその定員を見直してグループホームやショートステイの整備を合わせて行うことを基本とすること等の取組を推進することとし、第7期計画に係る成果目標を以下のように設定してはどうか。なお、障害者支援施設における専門的支援の質の向上に向けた取組も進めていく。

【成果目標(案)】

- 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～令和2年度)	第6期 (令和3～5年度)	第7期 (令和6～8年度)
基本指針	▲7% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	▲10% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	▲4% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	▲2% (平成28年度末～ 令和2年度末(4年間))	▲1.6% (令和元年度末～ 5年度末(4年間))	▲5% (令和4年度末～ 8年度末(4年間))
都道府県 障害福祉計画	▲8.4% (同上)	▲15.4% (同上)	▲3.8% (同上)	▲2.2% (同上)	▲2.3% (同上)	-

平成17年度、平成20～23年度は10月1日数値。24年度～令和3年度は3月末数値。(出典:国保連データ、社会福祉施設等調査、施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

- 2022年9月9日、ジュネーブにおいて8月22日及び23日に行われた第1回政府報告審査を踏まえた障害者権利委員会の総括所見が公表された。
- 2014年の障害者権利条約締結以降、我が国が同条約を履行する上で進めてきた立法措置や取組について肯定的に評価する一方、障害者施策に関する多岐にわたる事項についての勧告等が盛り込まれた。

【総括所見のポイント】

1. 肯定的に評価された主な立法措置及び取組

- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施行、障害者差別解消法改正、障害者雇用促進法改正等
- 第4次障害者基本計画策定、障害者政策委員会の設置等

2. 主な勧告事項

(1) 一般的原則及び義務（第1条～第4条）

- 障害者の保護に関するすべての法政策と障害者権利条約の調和
- 政策意思決定過程における障害者団体との協議及び協力の確保
- 「心身の故障」等侮蔑的用語の廃止
- 優生思想及び非障害者優先主義への対応

(2) 個別の権利（第5条～第30条）

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| ● あらゆる分野における合理的配慮の確保 | ● 障害者の脱施設化及び自立生活支援 |
| ● ジェンダーの視点の主流化 | ● インクルーシブ教育の確保 |
| ● 非自発的入院及び治療の廃止 | ● 民間・公共セクターにおける障害者雇用の迅速化 |
| ● 成年後見制度の廃止 | |

3. 今後のスケジュール

- 2028年2月に第2回定期報告の提出を求められている。

「強度行動障害」の施策の経過

昭和55年

令和3年

施設入所支援

昭和55年 第1種・第2種自閉症児施設

利用者	H23.4 2432人	H24.4 8667人	R1.12 19,670人	R2.12 21,054人
施設数	308施設	638施設	892施設	939施設

- 平成5年 強度行動障害者特別処遇事業
- 平成10年 強度行動障害特別加算費
- 平成18年10月 重度障害者支援加算(Ⅱ) (15点以上)
- 平成26年4月 重度障害者支援加算(Ⅱ) (8点以上→支援区分10点以上)
- 平成27年4月 重度障害者支援加算(Ⅱ) (研修義務付 体制加算+個人加算)

平成25年 平成26年 平成27年 平成30年 令和3年



在宅・地域サービス

利用者	H19.11 3204人	H20.4 3296人	H22.1 4528人	R1.12 11,824人	R2.12 11,159人
事業所数		739事業所	901事業所	1,787事業所	1,811事業所

- 平成5年 知的障害者ガイドヘルパー制度
- 平成15年 移動介護
- 平成18年 市町村地域生活支援事業・移動支援事業

- 平成17年 行動援護開始(対象者基準 てんかん+他9項目において10点以上)
- 平成18年10月 行動援護(区分3以上 てんかん他11項目において10点以上)
- 平成20年4月 行動援護(区分3以上 てんかん+他11項目において8点以上)
- 平成26年4月 行動援護(支援区分3以上 てんかん+他11項目において10点以上)
- 平成26年4月 重度訪問介護 対象拡大(区分4以上 てんかん+他11項目において10点以上)
- 平成30年4月 重度訪問介護 訪問先の拡大(入院中のコミュニケーション支援)

短期入所	H23.4 780人	H24.4 1164人	R1.12 5,407人	R2.12 4,584人
共同生活援助	113人	399人	3,316人	3,818人

- 平成18年10月 短期入所・共同生活援助 重度障害者支援加算
- 平成27年4月 短期入所・共同生活援助 重度障害者支援加算(研修義務付・拡充)
- 平成30年4月 日中サービス支援型グループホームの創設

- 令和3年4月(主なもの) 重度障害者支援加算(Ⅱ) アセスメント期間の見直し 90日間+700単位 → 180日間+500単位
- グループホーム 区分6以上 → 区分4以上
- 生活介護 施設入所支援の外部通所者に算定可
- 障害児支援 個別サポート加算(Ⅰ)(Ⅱ)新設 等

拠点 専門的

平成14年 自閉症・発達障害支援センター創設



平成17年 発達障害者支援センター

平成26年 発達障害者地域支援マネジャー

「強度行動障害」の定義・障害福祉サービス等報酬上の評価

○ 強度行動障害の定義

・ 自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど**本人の健康を損ねる行動**、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど**周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動**が、**著しく高い頻度**で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

○ 強度行動障害に関する障害福祉サービス等報酬上の評価

- ・ 障害福祉サービス等を受ける際に行う障害支援区分の調査と併せて把握する「行動関連項目」（福祉型障害児入所施設の場合は強度行動障害判定基準表）を用いて判定。障害福祉サービス等報酬においては、**一定の点数以上となる人（24点中10点）**に対する特別に配慮された支援の提供が評価されている。（利用者数：下図参照）
- ・ **強度行動障害に至る前からの支援や行動改善が見られた後における継続的な支援**を評価するため、「行動援護」は平成20年に、「共同生活援助、短期入所、施設入所支援の重度障害者支援加算」は平成24年に、対象者判定の基準を変更した。
- ・ 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、生活介護にも「重度障害者支援加算」を設けるとともに、障害児通所支援について「強度行動障害児支援加算」を創設した。
- ・ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、共同生活援助の区分4・5を「重度障害者支援加算」の対象とするとともに、障害者支援施設で実施する生活介護の外部通所者にも「重度障害者支援加算」を算定可能とする等の拡充を実施した。

行動障害関連の障害福祉サービス・障害児支援の利用者

（国民健康保険団体連合会データ）

のべ68,906人（令和3年10月時点）



重度訪問介護
1,079人



行動援護
12,117人



短期入所（重度障害者支援加算） 4,994人
施設入所支援（重度障害者支援加算Ⅱ） 21,933人
福祉型障害児入所施設（強度行動障害児特別支援加算） 15人



共同生活援助（重度障害者支援加算Ⅰ） 4,618人
（重度障害者支援加算Ⅱ） 2,759人



放課後等デイサービス（強度行動障害児支援加算） 3,451人
児童発達支援（強度行動障害児支援加算） 307人



生活介護（重度障害者支援加算）
17,633人

（参考）平成26年度から、重度訪問介護についても行動援護等の基準と同様の対象者に対して支援を提供することを可能としている。

強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書～概要①～

1. 支援人材のさらなる専門性の向上

●強度行動障害の障害特性を正しく理解し、根拠のある標準的な支援※をチームで行うことを基本として、予防的な観点も含めて人材育成を進めることが重要。

※標準的な支援とは個々の障害特性をアセスメントし、強度行動障害を引き起こしている環境要因を調整する支援

●標準的な支援を踏まえて適切な支援を実施し、組織の中で適切な指導助言ができる現場支援で中心となる中核的人材(仮称)の育成※が必要。

【求められるスキル】・自閉スペクトラム症の特性・学習スタイルを説明できる ・構造化の意味を説明できる ・機能的アセスメントが実施できる
・家族の不安等を理解し共感に基づく信頼関係が構築できる ・特性を活かした支援を提案できる 等

※強度行動障害を有する者の支援に取り組む各事業所に配置される想定で育成

●困難事例について中核的人材等に対して指導助言が可能な、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材(仮称)※の育成が必要。

【求められるスキル】・地域の事業所を支援対応力を強化する ・地域の支援体制づくりを牽引する ・支援マネジメント、組織マネジメント 等

※地域の強度行動障害を有する者の人数等の地域実態を踏まえて、都道府県等の広域で必要数を想定して育成

●地域における支援者が互いに支え合い連携して支援を行うことや、率直な意見交換や情報共有等の取組を進めるため、人材ネットワークの構築が必要。

2. 支援ニーズの把握と相談支援やサービス等に係る調整機能の在り方

●市町村は、本人とその家族の支援ニーズを適切に把握して支援につないでいくこと、(自立支援)協議会の場を活用しながら地域の支援体制の整備を進めていくことが重要。その際、支援につながっていない本人、家族を把握、フォローしていくことが重要。

●相談支援事業所、基幹相談支援センター、発達障害者支援センター等の相談支援機関が、それぞれの役割や強みを活かしながら、相談支援やサービス等に係る調整を行っていくことが重要。

・相談支援事業所…支援のコーディネート・マネジメント

・基幹相談支援センター…地域の相談支援事業所への後方支援(対応が難しい事案の対応)

・発達障害者支援センター…基幹相談支援センターや相談支援事業所に対して個別事案への対応も含めて助言等により支援

3. 日常的な支援体制の整備と支援や受入の拡充方策

●通所系サービス(主に生活介護)、短期入所、訪問系サービスが地域で安定的に提供されるよう体制の整備を進めていくことが重要。

※強度行動障害の状態によって、通所系サービスに通えない状況となった場合、必要な期間において、行動援護や重度訪問介護、重度障害者等包括支援による個別支援の活用が有効。

●強度行動障害を有する者の居住の場として、グループホームにおける受入れの体制整備を進めていくことが必要。

【利点】・少人数の生活であり生活環境や支援内容を個別化しやすい ・一人一人の特性に合わせやすい ・通所系サービスや行動援護を利用して個別の外出ができる 等

【課題】・少ないスタッフで支援するため、行動障害の状態が悪化した場合に応援体制が取りにくい ・心理面も含めたスタッフの負担が大きい 等

●障害者支援施設では、地域移行に向けた取組を進めつつ、標準的な支援や建物・設備環境を含めた支援力を一層向上させることが必要。

【期待】地域の支援体制の中で、行動障害の状態が悪化した者を集中的に支援する必要がある場合の受入れや、緊急の短期入所 等

【課題】それぞれの障害特性に見合った環境を提供することが難しい場合がある 等

●本人、家族が地域で安心して生活できるよう、市町村は地域生活支援拠点等の整備と緊急時対応や地域移行等の機能の充実に取り組む※ことが重要。

※日頃からの支援ニーズの把握が必要。また、入所施設や居住系事業所だけでなく、支援に慣れた職員がいる通所系事業所等の活用も進めていく必要。

●障害支援区分認定調査における行動関連項目の評価が適切に行われるよう、認定調査員の強度行動障害に関する理解の促進を図ることが重要。

●行動関連項目の合計点が非常に高い者等、支援が困難な状態像の者がサービスの受入れにつながっていない状況も踏まえ、受入拡大や支援の充実の観点から、より高い段階を設定して、報酬面に反映していくことが必要。

強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書～概要②～

4. 状態が悪化した者に対する「集中的支援」の在り方

- 強度行動障害を有する者が状態の悪化により在宅やグループホームにおいて生活が難しくなった場合には、障害特性や行動の要因分析等の適切なアセスメントを行い有効な支援方法を整理した上で環境調整を集中的に実施し、状態の安定を図る「集中的支援」の取組※を進めることが必要。
※市町村が主体となり、（自立支援）協議会等を活用して地域全体で本人や家族、事業所を支え、状態の安定につなげていくことが重要
集中的支援の実施にあたっては、本人、家族に対し十分に説明を行い、同意を得ることや、一定の期間を設定し地域で支えていく体制が重要
- 集中的支援の具体的な方策としては、以下のようなものが考えられる。
 - ①**広域的支援人材が事業所等を集中的に訪問等してコンサルテーションを実施※、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進めていく方策**
※広域的支援人材の派遣に対してインセンティブ等を設定し、人材を派遣することに積極的に協力してもらうための工夫が必要
 - ②**グループホームや施設入所、短期入所を活用して、一時的に環境を変えた上で、適切なアセスメントを行い、有効な支援方法を整理した上で元の住まいや新たな住まいに移行する※方策**
※在宅の場合や、グループホーム等に入居したまま対応することが困難な場合等を想定。集中的支援後の移行先の確保が課題であり、送り出した事業所が集中的支援後の受入体制整備のための広域的支援人材によるコンサルテーションを受けることを条件として設定する等、地域の中で受入先を確保する仕組みを構築しておくことが必要
- 集中的支援については、支援ニーズや専門性のある人材の実情を踏まえれば、各都道府県・指定都市や圏域単位といった広域で実施体制を整備※していくことを基本とすることが考えられる。この場合であっても、各市町村における地域の支援体制と連動させて、全ての地域を漏れなく支援できるよう、体制を構築することが必要。
※一旦状態が改善しても、周囲の環境の変化の中で再度状態が悪化することもある。地域の中で市町村が中心となって継続的にフォローする体制を整備することが必要

5. こども期からの予防的支援・教育との連携

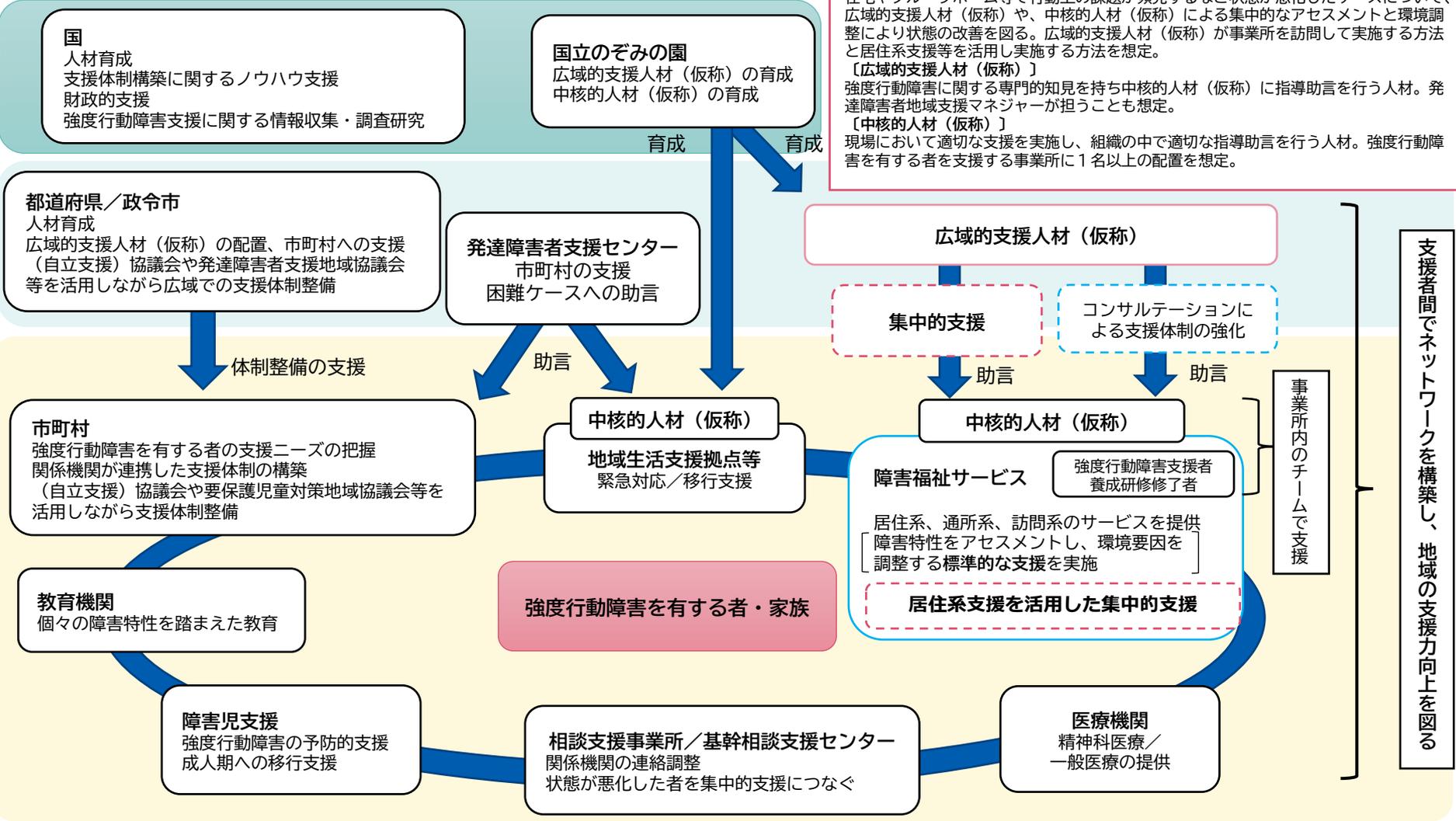
- 幼児期からの個々のこどもの特性と家族の状況に応じた適切な関わりが、将来の強度行動障害の状態の予防につながると考えられる。幼児期からこどもの強度行動障害のリスクを把握し、家族を含めてライフステージを通して地域生活を支えていく体制づくりが必要。
- 幼児期・学童期・思春期の支援にあたっては、福祉と教育が知的障害と発達障害の特性に応じて一貫した支援を連携して行い、障害特性のアセスメントや環境の調整に取り組むなど、行動上の課題を誘発させない支援を提供していくことが必要。
- 在宅の強度行動障害を有する児を支援するため、専門性を有する人材が、家庭や事業所、学校、医療機関等を訪問して調整を行ったり、複数の事業者の定期的な連携会議に参加して情報共有する等、ライフステージや関係機関の支援を隙間のないような形でつないでいく取組を進めることも重要。

6. 医療との連携体制の構築

- 強度行動障害の状態の背景にある疾患や障害を医療により完全に治すことは難しく、医療の充実と併せて、福祉や教育と連携した支援を進めることが必要。
- 精神科病院への入院については、移行先を見据えた介入を行い、入院中から福祉との連携を行うことが重要。また、入院の長期化を防止する観点からも、精神科医療における標準的支援の実践を進めていくことが重要。
- 強度行動障害を有する者が身体疾患の治療を受けられる体制づくりを進めていくことが必要であり、治療に係る負担も踏まえた報酬上の評価について検討を進めることが必要。また、日頃から福祉と医療の相互の連携を強化していくことが重要。

強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書～概要③～

強度行動障害を有する者の地域支援体制（イメージ）



【状態が悪化したケースについての集中的支援】
在宅やグループホーム等で行動上の課題が頻発するなど状態が悪化したケースについて、広域的支援人材（仮称）や、中核的人材（仮称）による集中的なアセスメントと環境調整により状態の改善を図る。広域的支援人材（仮称）が事業所を訪問して実施する方法と居住系支援等を活用し実施する方法を想定。

【広域的支援人材（仮称）】
強度行動障害に関する専門的知見を持ち中核的人材（仮称）に指導助言を行う人材。発達障害者地域支援マネージャーが担うことも想定。

【中核的人材（仮称）】
現場において適切な支援を実施し、組織の中で適切な指導助言を行う人材。強度行動障害を有する者を支援する事業所に1名以上の配置を想定。

事業番号

⑥

論点等説明シート

事業名

社会福祉施設等施設整備費補助金

予算の状況
(単位:百万円)

予算額(補正後)

令和2年度

26,805

令和3年度

17,221

令和4年度

30,650

令和5年度

4,462

令和6年度要求

執行額

25,631

16,592

集計中

執行率

96%

96%

集計中

事業についての論点等

(事業の概要)

地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。

(論点)

・地方自治体の整備計画に基づき行う国に対する協議額が予算額を大幅に超過していることから、必要な運用の見直しなどの検討を行うべきではないか。